

平成 21 年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業

地域共生ケアの普及促進に係る調査 研究事業報告書

平成 22 年 3 月

宅老所・グループホーム全国ネットワーク

目次

目次	1
はじめに	3
本研究の目的	3
研究事業の概要と報告書の構成	4
I 地域共生ケア普及の構造	7
I-1 地域共生ケア普及における4つの柱	7
1. 県による地域共生ケア支援の歴史	7
2. 普及のための4つの柱	13
I-2 富山県にみる普及策の検証	16
1. ケアネットと共生ケアの2本柱での総合計画への位置づけ	16
2. ネットワークによる理念の浸透	18
3. 起業家育成講座による普及	19
I-3 熊本県にみる新たな地域共生の普及	26
1. 地域福祉支援計画の中での位置づけ	26
2. 縁がわづくり事業の普及と新たな「ふれあいホーム」の取り組み	28
3. セミナー・研修による普及	34
II 新たな地域共生を目指す動き	36
II-1 国による新たな地域共生支援	36
1. 国によるフレキシブル支援センター支援	36
2. 高知県「あったかふれあいホーム」の取り組み	38
3. 釧路市「コミュニティハウス」の取り組み	44

Ⅱ－２	全国にみる新たな地域共生実践の芽.....	49
1.	新たな地域共生の実践事例.....	49
2.	新たな地域共生の要素.....	55
Ⅲ	地域共生ケア普及のための研修プログラム.....	57
Ⅲ－１	モデル事業による研修プログラムの検討.....	57
1.	鳥取県での地域共生ケアの取り組み.....	57
2.	モデル事業の概要と結果.....	59
Ⅲ－２	地域共生ケア普及のための研修プログラムの提案.....	76
1.	研修プログラムの提案.....	76
資料編	80

はじめに

本研究の目的

地域共生ケアは富山型デイサービスを代表とする、高齢者に利用対象を限定しない、地域密着型のサービスを指す。これまで地域共生ケアは地域の様々な要支援者の課題を柔軟に解決する仕組みとして、その意義を評価されてきた。

宅老所・グループホーム全国ネットワークにおいても、2007年度に地域共生ケアについて、都道府県単位での取り組み状況を明らかにしたところであるが、富山県以外の都道府県においても、地域共生ケアの理念をもとに多様な事業が企画されている。しかし、制度がうまく活用されていなかったり、市町村行政の理解が十分でなかったりと、必ずしも普及が進んでいない自治体があるのも実情である。一方で、都道府県の単独事業とは別に、全国的に形を変えて多様な実践の広がりも見えてきており、そうした広がりを含む地域共生の支援の検討も必要となってきた。こうした現状を踏まえて、本研究は富山県から普及の要素を学ぶとともに、その広がりを把握し、普及促進する支援の在り方を検討することを目的としている。

こうした目的のために、本調査研究事業では、次の4つのことに取り組んでいる。

- ①富山県で地域共生ケアが普及した要因の1つとして、起業家育成講座に焦点をあてその実態を把握する。
- ②富山型とは違う形で地域共生ケア支援策に成功しているもう一つの県として熊本県を取り上げ、その支援策や県下市町村自治体の取り組み状況を把握する。
- ③全国に広がる地域共生の多様な実践を把握する。
- ④地域共生ケアを普及させるためのモデル事業を実施し、プログラムを提案する。

これまでの研究の蓄積や今回の研究事業での検討の結果、地域共生ケアの普及・促進においては、「柔軟性」と「持続性」の担保が重要となるという、1つの結論にたどりついた。「柔軟性」は自発性とも言い換えることができ、制度の枠に縛られることなく、利用者のニーズに応じて支援を行うことである。この「柔軟性」は制度化によって失われることが多い。一方で、事業を継続していくための「継続性」をもつためには、制度化による運営の安定化や実践の裏付けが必要となる。つまり、この2つの要素は、「制度化」をキーワードに相反する位置にあるのである。そのため、普及・促進においては、柔軟性を壊さない持続性の担保、制度化・システム化が求められることになる。本研究事業では、都道府県の支援事業の中にそうした要素をどう盛り込んで

いくのか、また、実践者自身がどのようにその2つの要素を両立していくのかを論点に、県による基盤整備や条件整備の在り方、研修の在り方の検討を行った。

研究事業の概要と報告書の構成

1. 研究事業の概要

1) 研究委員会の開催

地域共生ケアの実践の広がりと普及を促進する行政支援について検討するため、実践者、行政、学識経験者が参加した研究会を設置・開催した。

【委員構成】

委員長	平野隆之	日本福祉大学
委員	惣万佳代子	宅老所・グループホーム全国ネットワーク
	日置真世	コミュニティハウス冬月荘（北海道）／北海道大学
	藤井祐二	鳥取県福祉保健部 長寿社会課
	小田勝範	熊本県健康福祉部福祉のまちづくり室
	奥田佑子	日本福祉大学地域ケア研究推進センター
	池田昌弘	全国コミュニティライフサポートセンター

オブザーバー

	河田瑠子	うちの実家（新潟県）
	丸尾多重子	つどい場さくらちゃん（兵庫県）
	長野敏宏	ハート in ハートなんぐん市場（愛媛県）
	筒井京野	とんからりん（高知県）
	三原圭子	三原さん家（福岡県）

委員兼事務局

	高木崇衣	宅老所・グループホーム全国ネットワーク
	島田聡	全国コミュニティライフサポートセンター

第1回の研究会では、全国の地域共生ケア実践者から実践の報告を受け、新たな地域共生の実践の芽を把握し、それらに共通する要素や地域性による違い、今後の発展のための課題等を整理した。第2回の研究会では、こうした地域共生ケアの広がりを念頭に、都道府県において、どのような支援が必要となるのかを、支援が先行する熊本県と今年度から事業を実施した鳥取県を題

材に検討した。さらに、鳥取県において、実施するモデル事業の内容について検討を行った。第3回の研究では、研修のモデル事業の結果を受けて、今後の地域共生の普及・促進のあり方について、意見交換を行った。

2) 起業家育成講座の評価

2009年8月から11月にかけて、富山県で実施されていた起業家育成講座の参加者に、現状や市町村との関係を把握する調査を実施した。また、県が所有する資料から過去の講座の実績を整理した。

富山県が実施する起業家育成講座は本年度で8回を数え、受講者は435人にのぼる。県外からの受講も多く、近年その割合は大きくなっている。今年度の講座の受講者については県外からの受講が4割を超えている。

今年度の受講者について実態把握を行ったところ、実際に起業を考えているのは2割と低く、6割以上は「予定はないが将来的に実施したい」と考えていた。共生ケアについては多様な関係性と地域のニーズに応えられることに魅力を感じており、実際に現状でそうしたケアの必要性を感じた人は半数となっていた。講座で知りたい内容については、運営の事務的業務や法人設立の手続きといった一般的な起業についての知識を求める割合が高かった。

当初は過去の受講者にアンケートを実施する予定であったが、住所の把握が困難であり、今回は十分な検証ができなかったため、これについては今後の課題とする。

3) 熊本県における支援事業の把握

熊本県では、平成15年から地域の縁がわづくり事業に取り組んでおり、現在、県下に約180か所の縁がわが整備されている。この事業はもともと地域福祉支援計画の中に位置づいており、市町村が地域福祉計画を策定する際にプログラムとして参考となる事業となっている。一方で、事業自体は市町村を経由することなく、直接県が団体に補助を行うという形を取るため、実践と市町村とが必ずしもつながっていないという状況にあった。

そこで熊本県は、今年度から市町村担当者の事業への認識を高めるための事業を実施している。特に縁がわ事業においてケアの重点化を図った「地域ふれあいホーム」の支援事業については、自治体と事業所の両方が参加した研修会を実施し、自治体の関わりの強化を目指している。本事業においては、熊本県下でも地域福祉に積極的に取り組む阿蘇市や天草市、合志市、植木町に対してヒアリングを行い、地域福祉計画策定と縁がわづくり事業の関連や、地域福祉推進における縁がわの位置づけ等を把握した。各地域の特性に応じて縁がわ事業が活用され、地域福祉計画を具現化していく一つの方法として、地域共生ケアが位置づいていることが明かとなった。

4) モデル事業の実施

2010年2月17日～18日に、県の単独事業として地域共生ケアを指向する鳥取県と協働で、地域共生ケア普及のためのセミナーを開催した。65人の参加があり、鳥取県内から60人、県外からも5人の参加があった。参加者の3割以上は具体的な共生ケアの起業を検討しており、地域共生の理念や考え方、地域共生ケアにおける地域との関係や連携の方法を知りたいというニーズが高かった。

セミナーの内容は、富山県の実践者による地域共生ケアの考え方、全国の先駆的な実践者からのケアの実際、行政支援と連携の方法、具体的な起業の方法といった内容構成になっている。受講者へのアンケートからは、今後の実践への役立ちや新しい気づきを得られたとの評価が得られた。今回のセミナーは、鳥取県が実施する県単独事業を周知する場ともなっており、今後県単事業を活用した実践の広がりについても継続的に検証していく予定である。

2. 報告書の構成

本報告書は、Ⅲ部構成になっており、第Ⅰ部では、自治体による普及・促進の支援として都道府県単独補助事業を取り上げ、広く地域共生が普及している富山県と熊本県が取り組み支援策の検討から、普及の構造を明らかにしていく。

続いて、第Ⅱ部では、新たな地域共生ケア実践の広がり動きとして、2つの取り組みを紹介する。ひとつは、国のフレキシブル支援事業の動きと、その実践の事例として、高知県と北海道釧路市のコミュニティハウス冬月荘の取り組みを紹介する。もう一つは、こうした制度とは関係なく、全国で取り組まれている地域共生の実践の事例を紹介し、こうした新しい実践に共通する要素について検討している。

第Ⅲ部では、鳥取県で取り組んだモデル研修の内容と結果について紹介し、地域共生ケアの普及に向けた研修プログラムの提案を行っている。

I 地域共生ケア普及の構造

I-1 地域共生ケア普及における4つの柱

1. 県による地域共生ケア支援の歴史

都道府県の単独事業による地域共生ケアの普及を3つの段階に分けて考える¹。第1期が、「富山県による支援の開始」で地域共生ケアの創設期となる。第2期が2000年からの介護保険以後に富山県を参考にして他県で地域共生ケアが取り組まれる段階で、地域共生ケアの普及期となる。滋賀県や長野県、熊本県が代表的な取り組みとなっている。

時期区分	事業開始年	県	事業名
第1期	1996	富山県	在宅障害児(者)デイケア事業
第2期	2000	秋田県	コンビニ型保健福祉サービス事業
	2001	滋賀県	ふれあいグループホーム事業
		徳島県	ふれあいデイホーム整備事業
	2002	長野県	宅幼老所支援事業
	2003	宮城県	多機能型地域ケアホームモデル事業
		千葉県	一体型デイケアハウスモデル事業
岐阜県		街かどふれあいプラザ整備事業	
熊本県		地域の縁側づくり事業	
第3期	2005	佐賀県	地域共生ステーション推進事業
	2007	大分県	交流型デイサービスモデル事業
	2009	鳥取県	鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業
		高知県	あったかふれあいセンター事業

そして、第3期が2005年以降の「新たな地域福祉の取り組みとしての地域共生支援」の時期であり、普及期において取り組まれた、他県での成果を踏まえながらの新たな取り組みが展開される時期である。佐賀県がその代表的な例で、長野県や滋賀県で取り組まれている支援事業

¹ 年表は、日本福祉大学が2003・2004年に実施した地域福祉関連の都道府県単独事業調査および、富山県が2009年に実施した都道府県への「共生型施設への支援に関する単独事業の実施状況について(照会)」の結果をもとに作成している。

の要素を取り入れて、コーディネーターの配置や行政職員や議員の研修などを盛り込んでいる。さらに、2006年から介護保険に導入された「地域密着型サービス」の展開もこうした県単の流れに影響を与えている。例えば、佐賀県では、グループホームや小規模多機能型居宅介護において新たに義務付けられた「運営推進会議」の考え方を導入し、地域で課題を話し合う運営協議会を事業所が持つことが取り入れるなど、地域への展開や地域との協働の要素を強めている。

以下の表にこうした都道府県の代表的な動きを段階的に整理した。以下では、各県の取り組みの特徴を解説している。

年	富山県	滋賀県	長野県	熊本県	佐賀県	高知県
1993年	「このゆびとーまれ」開所					
1996年	障害児者デイケア事業					
1997年	民間デイサービス育成事業(～1999)					
1998年	「民間デイサービス育成事業」の対象を障害者に拡充					
2000年		ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム事業				
2001年						
2002年	起業家育成講座		小規模ケア施設(宅老所)支援事業	コミュニティケアによる子育て・介護支援等体制づくり事業		
2003年	富山型デイサービス特区	みんなであつたか地域ファミリーステーション事業			宅老所開設支援事業	
2004年	富山型小規模多機能デイサービス設置整備事業	「あつたかほーむづくり事業」に名称変更	補助対象に生活拠点型が追加	地域の縁がわづくり推進事業		
2005年	「富山型デイサービス施設支援事業」に名称変更(既存実践も補助対象に)		「コモンズハウス支援事業」に名称変更 緊急宿泊支援事業を追加		地域共生ステーション推進事業	
2006年						支え合いの地域づくり事業
2007年		「あつたかたうんづくり事業」	「宅老所支援事業」に名称変更			
2009年		事業終了	安心生活支援事業の一つとして統合される	ケアを重視した「地域ふれあいホーム整備推進事業」を追加		あつたかふれあいセンター事業(国庫補助:フレキシブル支援センター事業)

1) 第1期 富山県による支援の開始

子どもも、障害者も、高齢者もみんなが一緒に過ごすケアの形が「富山型」といわれるように、富山県は「共生ケア」発祥の地である。1993年から「このゆびとーまれ」がはじまり、こうした先駆者たちの要望を受け、制度・施策が展開されてきた。

富山県においては「地域共生ケア」の支援事業が当初から取り組まれたわけではなく、不足している障害者サービスの対応策としての「障害児(者)デイケア事業」や、民間デイサービスを育成する「民間デイサービス育成事業」等により、共生ケアに取り組む実践者の求めに応

じながら、何とか共生の形が維持できるよう運営面でのバックアップが工夫されてきたということができる。

縦割りの福祉制度の中で県が柔軟に支援を行い、結果、富山県では、共生型のケア実践が広がりを見せた。そのため、その実践の形だけではなく、県による支援策も含めて「富山型」として認識されており、実践と県単がセットで他県からの注目を集めている。

富山県における地域共生ケア支援の変遷

年度	支援事業とその変遷
1993年	「このゆびと一まれ」開所
1996年	「在宅障害児者デイケア事業」開始(～現在)
1997年	「民間デイサービス育成事業」開始(～1999年)
1998年	「民間デイサービス育成事業」の対象を障害者に拡大
2002年	「富山型民間デイサービス起業家育成講座」開始(～現在)
2003年	「富山型デイサービス推進特区」取得
2004年	「富山型小規模多機能デイサービス設置整備事業」開始
2005年	名称を「富山型デイサービス施設整備事業」として拡充(～現在)

介護保険以前の富山県や富山市の支援は、障害者の利用補助や民間デイサービスの運営費補助であり、先行する実践の運営のバックアップという形をとっていたが、介護保険以後、事業所の運営が安定するなかで、「富山型」を全面に押しだし、積極的に普及させる施策へと転換している。

介護保険を前にした1999年「このゆびと一まれ」はNPO法人を取得し、2000年には通所介護と居宅介護支援で介護保険指定事業所となる。運営の基盤となっていた「民間デイサービス育成事業」は介護保険に伴い廃止されたが、「在宅障害児者デイケア事業」は継続され障害児者の利用を支えている。

2002年には富山県と民間デイサービス連絡協議会が協働する形で「富山型民間デイサービス起業家育成講座」が開催される。県の支援事業の中で、初めて「富山型」を全面に打ち出す事業となる。この講座は毎年継続され「このゆびと一まれ」から始まった富山型デイサービスの理念や考え方を実践者自らが伝える場となり、次の担い手を生むきっかけとなっている。

その後、2003年には富山県が「富山型デイサービス推進特区」を取得し、知的障害者や障害児も制度のなかで介護保険通所介護を利用することが可能になった。さらに2004年からは「富

山型小規模多機能デイサービス施設支援事業」が創設され、富山型を新たに立ち上げる事業所に対してハード面での補助を行うという積極的な推進策を行っている。

積極的に富山型を推進するにあたっては、ケアの実態や効果についての検証が必要となってくることから、富山県では2004年度から2か年にわたり「富山型デイサービス施設調査研究委員会」を設置し、実態調査や効用の研究が行われた。さらに普及においては、質の確保が課題となることから、そのための取り組みとして2005年度には、施設整備事業に加えソフト事業関連への支援を充実させている。研修会の開催だけでなく、自己点検の実施やフォーラムの開催など、共生ケアの周知や広報と質の確保が同時進行する総合的な支援策を展開している。また、新規に立ち上げを行う事業所だけでなく、既存の実践に対しても機能向上を目的に住宅改修のための費用を補助したり、環境改善のための備品購入費を補助するなど、実践者から積み上げられてきた富山型の歴史を尊重し継続する姿勢をみてとることができる。

2) 第2期 介護保険制度後の地域共生ケアの波及

実践が先行した富山県に対して、行政による積極的な推進策は惣万氏の理念に感銘を受けた他県の取り組みが先行する。その先駆けが歴史的にも障害者施策の先進県として知られる滋賀県である。滋賀県は、介護保険を控え、措置から契約へと福祉が大きく変化する中で、新しい福祉サービスの形として「富山型」に注目した。出会いは1999年10月、当時、滋賀県の健康福祉部部長が日本経済新聞夕刊に載った「富山型デイサービス」の記事を見たことによる。さらに、実際に富山県を訪れ、「このゆびと一まれ」を見たことでその思いは確信へと変わる。これまで縦割りで整備してきた福祉を、地域中心で考えた時、そこには高齢者も障害者も子どももいることが普通で当たり前のことであると考え、おのずと富山方式にたどりついた。

そこから、縦割り福祉の垣根を超える補助制度への模索が始まるが、「ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム事業」（2000年）では思い描いていたふれあいは実現できなかった。その後「あったかほーむづくり事業」を立ち上げ、より広く地域での共生を目指した事業へと進化している。当初は、デイサービスの場のなかでの共生を目指した内容となっていたが、多様な事業を展開するなかで地域全体の共生を目指す事業内容へと変化している。また国の事業を活用して、拠点にコーディネーターを配置する人件費を盛り込んでおり、拠点と地域とをつなぐ仕掛けも導入している。その後、2007年には、「あったかたうんづくり事業」へと変更されたが、2009年に事業を終了している。

介護保険以後、こうした支援が増えるなかで、最もインパクトの強い事業が長野県の「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」（2002年）である。「宅幼老所」は「宅老所」の取り組みを基盤に子どもや障害者の意をもつ「幼」を加えた「共生型宅老所」といえる。地域に密着し

てきた宅老所のよさを活かして小学校区に1つの整備目標を掲げ、福祉コミュニティづくりの拠点としての位置づけを目指した。

この「宅幼老所支援事業」は田中康夫前知事が愛知県高浜市の宅老所でお年寄りと子どもと一緒に過ごす姿に感動したことがきっかけとなり、それまでの長野県宅老所・グループホーム連絡会が行ってきた行政の理解を求める活動の蓄積が「共生」という形で実を結んだものである。高浜市では市長が惣万氏の講演に感銘を受けたことから宅老所整備が始まっており、その意味では長野県も富山県や惣万氏からの影響を受けているといえる。「小規模ケア施設（宅幼老所）支援事業」は、2005年に「コモンズハウス支援事業」に名前を変え、地域の拠点としての意味を強めるなどの変更が加えられている。知事が現在の村井知事になって以降は、再び名称が「宅幼老所支援事業」に変わったが、支援は継続して行われ、2007年時点で、362か所設置されるに至っている。

2000年以降の動向としてもう一つ注目されるのは、共生ケアを地域福祉支援計画の中に位置づけ、地域福祉資源として推進しようとしている熊本県の取り組みである。2000年の社会福祉法の改正により、都道府県には地域福祉支援計画の策定が、市町村には地域福祉計画の策定が求められるようになった。いくつかの県の地域福祉支援計画においては、共生ケアを内容に含む形で計画の策定がされているが、熊本県は計画全体の目標として「地域共生」を掲げている点が注目される。また、計画には共生型の小規模多機能ケアの具体的な目標数を掲げ、明確にその方向を打ち出している。なお、計画書においては「共生ケア」の事例として「このゆびと一まれ」が紹介されている。

このように、共生ケアプログラムの全国的な普及の背景には、「このゆびと一まれ」が直接的・間接的影響を見て取ることができる。「このゆびと一まれ」の代表者である惣万氏のメッセージを行政が解釈し、自分の県でもそうした理念やケアの形を推し進めようとする姿が垣間見える。また、滋賀県、長野県、熊本県のいずれにおいても、事業の背景には地域で実践を積み重ねてきた宅老所や県の連絡会の存在があり、県は支援事業を通して、そうした実践の芽を育てようとしているということができる。

3) 第3期 新たな地域福祉の取り組みとしての地域共生支援

介護保険において地域密着型サービスが導入されるなど、国の制度福祉にも新たな地域への展開がみられるなかで、地域共生ケアの支援にも変化が見られてきた。それが2005年から始まる佐賀県での「地域共生ケアステーション推進事業」からである。この時期の支援事業の特徴は、他県の事業を参考に普及の要素を取り入れている点と、住民が福祉や介護事業に係わりを持つ仕掛けを導入し、より地域密着の運営を目指そうとしている点である。

佐賀県は、もともと宅老所のネットワークがあり、県も2003年から「宅老所開設支援事業」として、宅老所の支援をしてきたが、2005年からは、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう多様な福祉サービスの地域拠点を、圏域ごとに整備する取り組みを始めた。それが、「ぬくもいホーム」である。施設整備に加えてアドバイザー派遣を行うなど、長野県での宅幼老所支援事業の要素を取り入れている。

さらに、2007年から、宅老所のぬくもいホームへの移行を促進するねらいもあり、この2つの事業を統合し、「地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）推進事業」として一体的に推進する体制をとっている。この時点から、地域住民のニーズにこたえ、住民が運営に参加できるようにする仕掛けとして「運営委員会」の設置や事業運営に係る有資格者の配置を義務付け、地域福祉の拠点へと発展させようとするねらいが明確になってきている。

高知県では2009年から、国のフレキシブル支援事業を活用して、地域共生の考え方を取り入れた事業を県下全体に広げる動きがみられる。他の県が県単で実施しているのに対して、国の補助事業という点では全く異なるが、実施内容は他県のもを参考にしており、コーディネーターの配置や運営協議会を置くなど、これまでの滋賀県や佐賀県の取り組みを取り入れ、普及を図っている。また国の事業の主旨が、雇用対策を含んでいることもあり、ヘルパーやボランティアの養成を担う機能も付加されており、新たな地域福祉拠点としての要素とみることができる。

こうした取り組みは、すでに事業を実施していた県のなかでも、事業の発展型として新たに取り入れる動きも出ている。熊本県では、2009年度からこれまでの「縁がわづくり事業」に加えて、縁がわにケアの機能を充実させるためのプログラムを付加した「ふれあいホーム」支援事業が創設された。ふれあいホームでは、ケア面で宿泊機能や住まいの機能を充実させるとともに、地域の運営への参画や、ボランティア・認知症サポーターの養成等の機能を付加している。身近な地域で24時間365日の支援が可能な拠点を整備し、地域包括ケアを地域福祉の中で目指そうとしているといえる。

2. 普及のための4つの柱

先ほどのように都道府県が取り組む地域共生ケア普及のためのプログラム（単独補助事業）をみると、支援策の中心は開設時の施設整備となっているが、それに加えてコーディネーター配置の人件費補助や運営費の補助を行う事業もある。また、事業の目的も県によって、地域共生ケアをモデル的に整備するものと、拠点を普及させることを目的にしたものなど違いがある。こうした目的な事業の内容によって、事業の普及度合いは変わってくる。また、普及の段階においては、市町村の理解や実践主体の育成、ケアの質の確保といった、事業を円滑に普及させるための取り組みも必要であり、各県によって工夫がなされている。以下では、補助事業を実際に運用・普及させる際に必要となる、事業の取り組み安さや、質の確保のための取り組みについて、県が取り組んでいるものを整理し、普及策として①事業の取り組みやすさ、②地域福祉の要素としての地域共生ケアの位置づけ、③実践者のネットワーク、④研修・セミナーによる周知と質の確保の4つの取り組みに分類している。

1) 事業自体の取り組みやすさ

普及・促進のためのポイントとなる1点目は、事業自体が取り組みやすい内容となっているかということである。この点については、整備目標数を小学校区に一つなど多くの拠点整備を目指している長野県が熊本県での取り組みが注目される。

長野県では、事業の取り組みやすさという点で、運営主体を社会福祉法人に加えて、有限会社・株式会社はもちろん、法人格のない個人でも可能としている。また事業内容も介護保険の通所介護やグループホーム、生きがいデイ、障害者のデイなど小規模で民家を改修するもので国庫補助の対象とならない施設の整備については幅広く支援を行っている。また、対象者を限定しないこととはしているが、必ず対象を横断した事業を実施しなければいけないわけではないため、地域共生への縛りも緩やかなものとなっている。さらに、事業の実施主体は市町村となっているが、市町村が取り組みやすいように、通常1/2となる県の補助率を2/3として、市町村の負担を軽減している。

一方、熊本県では、同じく事業の取り組みやすさとしては、幅の広い事業内容の設定が見られる（これについては後で詳細に紹介する）。また、熊本県では市町村を間に挟まずに県が直接、事業の実践者に補助を出す方式（公募方式）をとっており、市町村の理解が得られないために補助を受けられないということがないようになっている。さらに、もともと幅広く設定していた事業内容のため、サロン形式が多くなるなかで、ケアの重点化を図る事業を新設するなど、取り組みやすさと支援の充実を両立させる取り組みが始まっている。

2) 地域福祉の要素としての地域共生ケアの位置づけ

地域共生ケアの県単独事業は、縦割りの福祉行政にとってどの部署が担当を行うかが難しい事業の一つである。こうした中で多くの県では、地域福祉を担当する課が、地域共生事業の担当をとなっている。しかし、それだけでは地域共生ケアが地域福祉のプログラムとして有効に機能するとは限らない。県の政策の中で県単補助事業がどのような位置づけとなっているのかによって、将来的な推進の方向性や、市町村の取り組みの位置づけが変わってくるといえる。富山県では、県の総合計画の中にプログラムが位置づいており、地域福祉推進の柱となっている。また、熊本県では、地域福祉支援計画の重要なプログラムの一つとして位置づいており、市町村へのメッセージ性が強く出されている。

一方、県によっては、地域福祉支援計画との一体性や政策的な位置づけが明確ではないものもあり、事業のみが単独で実施されている。こうした県ではたとえばトップ（知事）の交代や担当者の交代等で取り組みの意味づけや、重みづけが変わり、継続性という点では課題が出てくる。そのため、普及においては、県の中での政策的な位置づけが重要になるのである。

3) 実践者のネットワーク

地域共生ケアプログラムに取り組む県の多くで、これまでに宅老所等の実践者のネットワークが形成されており、それが政策化や普及の段階で重要な基盤となっていた。富山県、滋賀県、長野県、熊本県、佐賀県などがそうした例である。地域共生ケアはもともと宅老所の実践から発展を遂げたもので、利用者や地域に密着する理念や自発性に根ざした柔軟な運営がその土台となっている。ネットワークによって、こうした理念の共有が可能になっているといえる。一方で、県による単独事業によって、急速に実践が広がりを見せると、これまでのネットワークの形の見直しを迫られる場合も出てくるなど、ネットワークの役割やあり方についての検討が必要となる。

また、近年は高知県や鳥取県など、もともと実践者のネットワークが存在しない地域での地域共生ケアの普及を図る動きが見られる。こうした県では、事業の中に実践者同士が集まるための場を設けるなどネットワークの支援を含みこんでおり、ひとつの普及策として注目される。

4) 研修・セミナーによる周知と質の確保

県単補助事業の普及の段階においては、実施主体が市町村である場合が多いため、まず、市町村の理解が欠かせない。そこで、首長や市町村担当者、議員への研修を行い、事業の主旨や実践の良さを理解してもらい取り組みが行われている。その取り組みをいち早く始めたのが

長野県である。宅幼老所支援事業は市町村が実施主体となっていることから、実践者が事業を実施したいと思っても、市町村の理解がなければ補助を受けられない。長野県では、県が2/3という高い補助率とすることで市町村の負担を減らしているが、それだけでは実施に踏み切れない市町村もあることから、事業開始当初は宅幼老所とはどのようなもので、どのような効果があるかということを知ってもらうための見学ツアーを連絡会と合同で実施している。こうした取り組みは、その後、佐賀県でも行われ、市町村や議員などの理解を促す場となっている。

また、補助が進み拠点の数が広がるにつれて、どの県においても質の確保が課題となってくる。普及型の施策を取る富山県・長野県・佐賀県・熊本県等では、実践者に向けての研修事業やアドバイザー派遣事業等を実施し、理念を伝えたり、経営上の課題等の相談に乗ったりする取り組みを行っている。

以下では、伝統的に地域共生を進める富山県と新たな動きがみられる熊本県において取り組まれている普及策を具体的に紹介する。

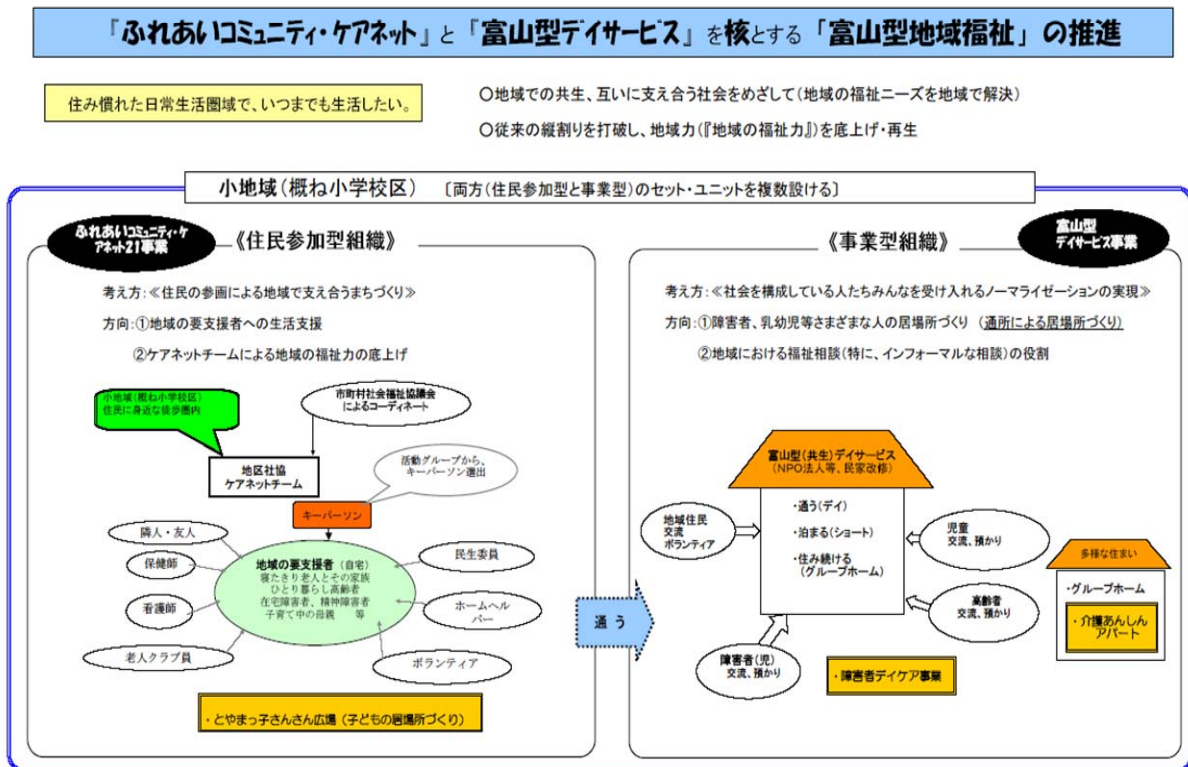
I - 2 富山県にみる普及策の検証

1. ケアネットと共生ケアの2本柱での総合計画への位置づけ

富山県は、先の普及策の中でも②地域福祉の要素としての地域共生ケアの位置づけと、③実践者のネットワークの取り組みに特徴がある。

富山県は総合福祉計画である「富山県民福祉基本計画」を2002年度に策定しており、その中で地域共生ケアが明確に位置づいており、県の福祉において地域共生ケアの推進が重要な役割を担っている。また、計画の中では、地域共生ケアを進める「富山型デイサービス施設整備事業」と合わせて、小地域による支え合い活動を推進する「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」という事業が位置づけられており、この2つの事業を核として「富山型地域福祉」の推進を図るという方針が確立しているという点に特徴がある。

図 富山県：「富山型地域福祉」の概念図



「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」は、住民による地域での支え合い活動を推進するもので、社会福祉協議会がその事業のコーディネーター役を担っている。「富山型デイサービス事業」(地域共生ケア)が事業型で拠点を整備するのに対して、住民参加型組織で日々の困りごと

を解決しようとするものである。計画では、この2つの事業を小学校区ごとに整備し、その中で連携していくことを目標としている。

また福祉分野の計画にとどまらず、県におけるもっとも重要な計画である「総合計画」においても、それらの事業が重点施策として位置付けられているという点がポイントである。例えば、総合計画には、表5-7のように、2つの事業の目標値が掲載されている。

表 富山県：総合計画における地域福祉関連事業の目標値

指標名および指標の説明	概ね5年前	現況	2015年度の姿
富山型デイサービス施設設置数 (比較敵小規模な民家等を利用して、高齢者、子ども、障害者などを一緒にケアする富山型デイサービス施設の設置数)	8か所 (H12)	37か所 (H17)	100か所
ケアネット活動の取り組み地区数 (地域の要援護者一人ひとりに適した個別福祉サービスを提供するケアネット活動を実施する地区数)	0地区 (H12)	54地区 (H17)	205地区

富山県でのこの2つの事業の実績をみると、富山型デイサービスは、2009年度時点で75か所を数え、順調に増加している。ケアネットは、2008年で177地区、276チームとなっており、地区数、チーム数ともに伸びていることが分かる。県が2009年9月に実施した富山型デイとケアネットそれぞれへのアンケート調査の結果からも、実践者、利用者ともに実施して（または利用して）良かったという割合が非常に高くなっていることが分かる。

図 富山型デイの事業所数

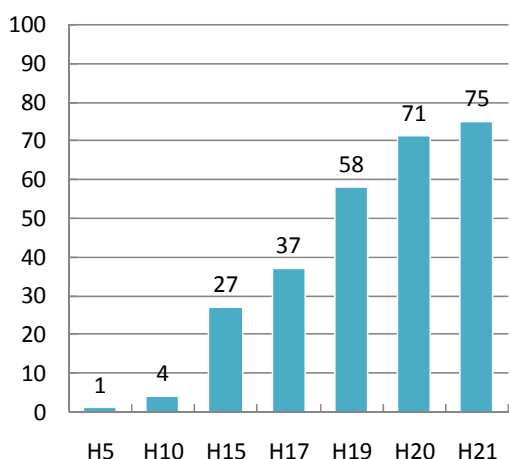
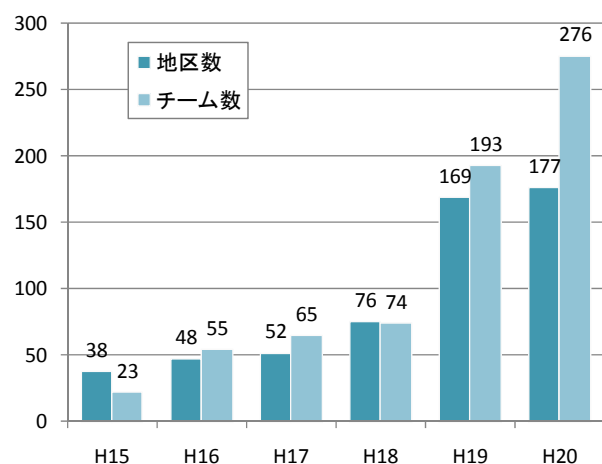
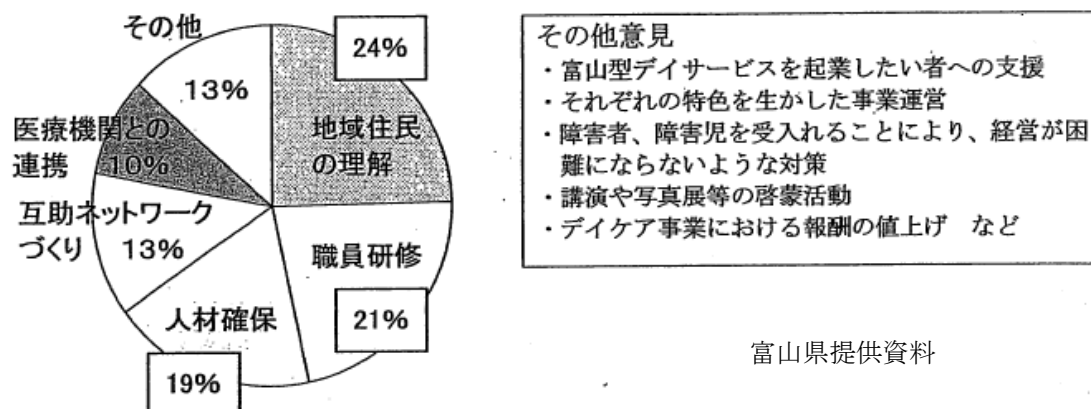


図 ケアネットの実績



(富山県提供資料より作成)

一方、富山型デイサービスの実践者からは、今後の発展のために必要な支援として「地域住民の理解」という項目が最も多く上がっており、計画に掲げたケアネットとの連携の具体的な姿については、今後の課題であることがうかがわれた。



2. ネットワークによる理念の浸透

富山県における普及の特徴の2つめは、実践者によるネットワークが大きな役割を果たしている点である。

地域共生ケア支援の歴史でもみたように富山県が積極的に地域共生ケア推進策を展開したのは介護保険以後である。しかし、富山県では1993年に「このゆびと一まれ」が開設して以来、そうした支援策とは違う形で、地域共生ケアが広がりを見せている。これは、他県には見られない現象である。その推進力となっているのが、実践者同士のネットワークの取り組みである。

富山県では、「富山型デイサービス」の創設者でもある惣万佳代子氏が中心となり、1998年（平成10年）に「富山県民間デイサービス連絡協議会」が発足する。「富山型デイサービス」を行う小規模起業家で構成されており、起業家間の情報交換、各種講座、セミナーの実施に加え、起業しようとする者に対するアドバイス、行政に対する支援要請などの活動を行っている。2002年（平成14年）からは、県との協働で「富山型民間デイサービス起業家育成講座」を開催し、富山型デイサービスの考え方や理念を伝える役割を果たしている。富山ケアネットワークでは、「富山型デイ」の大きな考え方として、「年齢や障がいに関係なく共に暮らせる町づくりを考える」「誰も排除しないこと」の2点を挙げている。さらに、小規模であることや、日課がないこと、トップが現場で働く、ニーズあれば即OKするなど、具体的な13項目を掲げており、育成講座等でも伝えられている。

また、2003年（平成15年）には団体名を「富山ケアネットワーク」に変更している。また、同年の9月には、第1回「地域共生ホーム全国セミナー」in とやまを開催しており、全国から地

域共生ケアに関心をもつ行政や実践者など 900 人が集まった。このセミナーは、2 年おきに富山県で開催され、2009 年に第 4 回を数える。全国に向けて富山型を発信し、制度の課題等を行政とともに考える場となっている。

富山ケアネットワークが示す「富山型デイサービス」の理念（2009 年 4 月現在）

基本的考え方

- ★年齢や障がいに関係なく共に暮らせる町づくりを考える
- ★誰も排除しないこと

具体的な考え方・取り組み

- 1) 富山型の理念に賛成であること、
- 2) 小規模であること。10 人～20 人程度
- 3) 主な活動は在宅サービスであること
- 4) 活動の拠点は住宅街であること
 - ・町内会費を払うこと・町内の会合や行事にでること
- 5) トップが現場で働き続けること
- 6) 日課がない。行事には力を入れない
 - ・非日常より日常の介護に力を注ぐこと
- 7) 利用者とともに付き合う
 - ・自由な発想で柔軟に対応する
- 8) ニーズがあれば即 OK すること
 - ・断らない・見捨てない・少なくともデイサービスに来ている人の責任を持つこと
- 9) ボランティアを受け入れること
 - ・オンブズの役割をしてもらう・風通しをよくする
- 10) 障がい者にも働く場を提供する
- 11) 事業を拡大することが目的ではない
 - ・初心を大事にすること・利益を優先しない
- 12) 会員同士、お互いよきライバルとなり切磋琢磨する
- 13) 誰が職員か利用者かわからないこと

（富山ケアネットワークホームページより作成）

3. 起業家育成講座による普及

富山県では富山型デイサービス（地域共生ケア）の普及のために、2002 年から「起業家育成講座」に取り組んでいる。この講座は、これから富山型デイを実施したいと考えている人が、その考え方や運営・起業の方法を学ぶための場である。多くの県では、普及策の④で上げたように、すでに補助を受けて事業を実施している実践者に対して質を確保するための研修会を開いているのに対して、この講座は対象者を広く設定している点が特徴である。富山型デイの理念に共感す

る人を育成し、県の支援事業を担う運営主体を発掘する場でもあるといえる。研修としての歴史もあり、当初は高い起業率を達成していたため、他県の普及策にとっても一つの参考になると考える。以下では、この講座の内容を紹介するとともに、参加者調査の結果から、講座の意義を検証する。

1) 講座の構成、内容

富山県が実施する起業家育成講座は、2002年から始まり、2009年度で8回を数える。当初は、県と（財）富山県新世紀産業機構、富山県民間デイサービス連絡協議会の主催で、富山県社会福祉協議会の後援となっていたが、現在は、富山県と富山県社会福祉協議会の主催で、富山ケアネットワークの協力という形をとっている。受講料は全5回の講座で3,000円となっている。

2009年度の講座は8月～11月の間で5日間にわたって開催された。5日間は下記のようなプログラムで構成されており、ケアネットワークの実践者が講師の中心となっている。

起業家育成講座のプログラム

第1日目 8月1日(土)	富山型デイの創業にあたって	◎開講式 ◎富山型デイサービス育成講座の開講にあたって 【このゆびとーまれ 惣万佳代子氏】 ◎富山型デイサービスとは 【富山県厚生企画課】 ◎富山型デイサービスの現状と展望 【このゆびとーまれ 西村和美氏】
第2日目 8月29日 (土)	NPO 法人と福祉事業の税務	◎NPO 法人の基礎知識 【富山県男女参画・ボランティア課 主任 老田靖男氏】 ◎介護・福祉事業における会計上・税務上の留意点 【公認会計士・税理士 中村 厚氏】
第3日目 9月26日 (土)	事業プランの立て方と介護事業の現状	◎ビジネスプランニング 【まめの木 伊藤邦友氏】 ◎介護事業の現状と課題 【ひらすま 佐伯知華子氏】 【おらとこ 野入美津恵氏】
第4日目 10月10日 (土)	立ち上げの実際(事例)	◎立ち上げの実際 【専正時デイサービスまごころ 久津谷俊行氏】 【元・気・楽 平井 元氏】【ありがた家 喜多聡美氏】 【しおんの家 山田和子氏】 コーディネーター 【にぎやか 阪井由佳子氏】
第5日目 11月21日 (土)	ひやり・はっと事故に学ぶと創業・起業にあたっての心構え	◎ひやり・はっと・事故に学ぶ 【はなまる会 金川勝雄氏】 ◎創業・起業にあたっての心構え 【ふらっと 宮袋季美氏】 ◎閉講式

まず、一日目に、富山型デイの創始者でケアネットワーク代表である惣万氏より理念が語られ、県からの県の政策や支援についての情報が提供される。2日目以降は、具体的に起業を行う際に

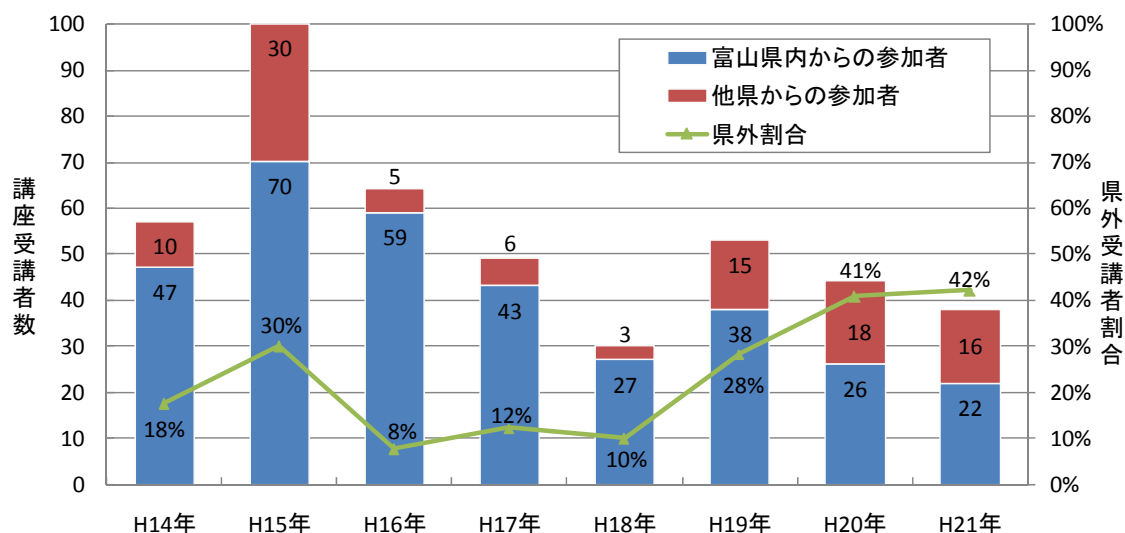
必要となる知識や技術が、実践者等から報告されている。次に触れるが、受講者は県外からの参加も多く、それぞれに思いを持っており、真剣な表情で受講している。

講座の内容は回数を重ねるごとに少しずつ変化しているが、まず、最初に理念をしっかりと伝えることは一貫した方針となっている。そこに、富山県とケアネットが取り組んだ「ひやり・はつと」の研究会の成果を活用した内容等が追加され、充実してきていることが分かる。



2) 参加者の動向

研究会では、富山県から資料の提供を受け、過去の参加者についての動向を把握した²。過去の参加者は延べ435人にのぼる。平成15年度には、これまでに最も多い100人が参加している。また、県外からの参加も当初から一定の割合みられたが、ここ3年はその割合が高くなっており、平成21年度では4割以上が県外からの参加となっている。



県外からの参加は、北は青森県、南は愛媛県まで、20の都府県におよんでいる。最も多いのは、岐阜県からの参加で8年間で20人となっている。次いで石川県19人、兵庫県11人、新潟県8人、大阪府7人、滋賀県6人と続く。岐阜県や兵庫県では、「このゆびと一まれ」や「富山型」に共感し、この講座に参加したのち、実際に地元で共生型の事業所を開設した人もいる。こうした受

² 富山県が管理する過去の参加者名簿を出身県のみ分かる形で提供いただいた。

講師はその後富山県の事業所連絡会のネットワークともつながりを持ち、県を超えて実践者のネットワークが広がっている。

3) 講座参加者の状況

研究会では、平成21年度の育成講座参加者に対して、状況を把握するためのアンケートを実施した。以下ではその内容を紹介する。

＜起業化育成講座参加者アンケート調査の概要＞

実施期間：平成21年8月

実施方法：第1回および第2回の受講時に配布し、郵送で回収を行った。

対象者：平成21年度起業家育成講座受講者 34名

回収数：18（回収率52.9%）

①基本属性

まず、受講者の基本属性は、以下のようになっている。女性が6割、年代は30～40代が中心となっている。都道府県別では、今回は55%が富山県となっており、その他石川県や愛知県、大阪、兵庫、青森などからの受講となっていた。

性別	件数	%
男性	7	38.9%
女性	11	61.1%
計	18	100.0%

年齢	件数	%
20代	0	0.0%
30代	6	33.3%
40代	6	33.3%
50代	3	16.7%
60代	3	16.7%
計	18	100.0%

都道府県	件数	%
青森県	1	5.6%
東京都	1	5.6%
富山県	10	55.6%
石川県	2	11.1%
愛知県	2	11.1%
大阪府	1	5.6%
兵庫県	1	5.6%
計	18	100.0%

②現在の職業・資格等

受講者の現在職業では、介護保険関係者が最も多く、次に無職、医療関係者となっている。役職としては、介護職が最も多く次いで経営者、相談員となっている。資格については、介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパーが多かった。

現在の職業	件数	%
介護保険関係	7	38.9%
障害関係	1	5.6%
その他福祉関係	2	11.1%
医療関係	4	22.2%
福祉・医療以外	1	5.6%
無職	5	27.8%

役職・職種	件数	%
経営者	3	14.3%
介護職・ヘルパー	4	19.0%
看護職	1	4.8%
事務職	1	4.8%
相談員	3	14.3%
その他	4	19.0%
無職(再掲)	5	23.8%

資格の種類	件数	%
介護福祉士	10	55.6%
介護支援専門員	7	38.9%
社会福祉士	3	16.7%
HH2級以上	5	27.8%
看護師	3	16.7%
保育士	2	11.1%
養護教諭	0	0.0%
栄養士・管理栄養士	0	0.0%
その他	4	22.2%
資格なし	1	5.6%

③起業への意向・理由

起業への意向とその理由を聞いたところ、実際に具体的な起業を考えている割合は現在の事業の拡大も含めて27.2%となっており、予定はないが将来実施したいという人が66%と多くを占めた。富山型デイサービスを起業したいと考えた理由については、「お年寄り子どもなど、利用する人がその場で多様な人間関係を持つことができることに魅力を感じたため」が最も多く38.9%、次に「年齢や障害を問わず、地域のさまざまなニーズに応えることができることに魅力を感じたため」が27.8%となっている。地域共生ケアの魅力には「関係性」と「ニーズへの対応」という大きく2つの要素があるが、今回の受講者は前者に対してより魅力を感じている人が多いという結果となった。

さらに、「現在の職場やこれまでの経験のなかで、対象別の福祉を超えた場面や、その必要性を感じた場面を経験したことがあるか」という質問に対しては、半数50%の人が「ある」と回答した。具体的な場面としては、施設に子どもが来たときのお年寄りの表情が輝いたことや、障害者と高齢者の交流がうまくいっていることなど関係面でのよい効果を経験しているという回答と、母子家庭や児童養護施設を出た人など地域で孤立して行き場のない人がおりそうした人の居場所が必要であるという、ニーズを感じたという回答があった。

起業への意向	件数	%
新たに起業	4	22.2%
事業拡大	1	5.6%
予定はないが将来実施	12	66.7%
勉強のため	1	5.6%
計	18	100.0%

必要性の経験	件数	%
ある	9	50.0%
ない	5	27.8%
無回答	4	22.2%
計	18	100.0%

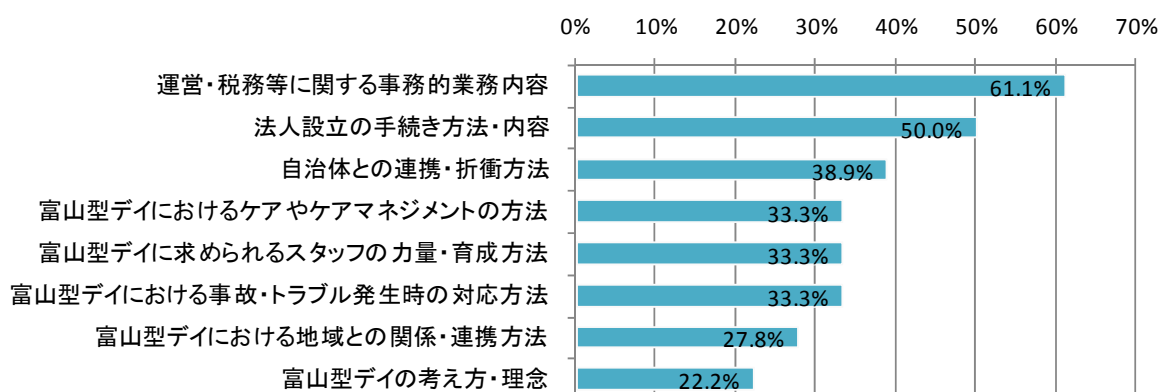
起業の理由	件数	%
関係性に魅力	7	38.9%
地域のニーズ	5	27.8%
障害者のニーズ	1	5.6%
事業の拡大・安定化	1	5.6%
事業として確立	1	5.6%
その他	2	11.1%
無回答	1	5.6%
計	18	100.0%

④講座への要望

講座の内容への要望としては（3つまで回答可能）、富山型デイサービス独自の考えかたやケアの方法という項目よりも、一般的な福祉事業の運営・税務に関する事務的な業務内容や、法人設立の手続きといった項目が上位にきている。これは、現在すでに事業を実施して

いるわけではなく、今後起業を予定している受講者を対象としていることらくる特徴と考えられる。

「自治体との連携・折衝方法」については、県外受講者 25%に対して、県内受講者が 50%となっており、県内からの要望が多くなっていた。これは、県は地域共生ケアへの理解があり支援を行っているが、市町村自治体では温度差があることや、具体的にどのように連携を取ることが望ましいのかといった課題を実践者が抱えていることの現れとみることできる。



⑤これまでの知識

これまでの富山型デイサービスへの認識度を聞いたところ、実践者の話しを聞いたことがあるが 61.1%、実際に実践を見たことがあるが半数、地域共生ケア全国セミナーに参加したことがあるが 16.7%となっていた。

実践の見学	件数	%
見たことがない	9	50.0%
見たことがある	9	50.0%
計	18	100.0%

実践者の話	件数	%
聞いたことがない	11	61.1%
聞いたことがある	6	33.3%
無回答	1	5.6%
計	18	100.0%

セミナーへの参加	件数	%
参加していない	15	83.3%
参加したことがある	3	16.7%
計	18	100.0%

⑥支援者の有無

最後に、今後起業をするにあたって「身近に共感し支援してくれる仲間がいるか」という問いに対しては、83.3%の人が「いる」と回答している。その相手としては、家族が 66.7%と最も多くなっていた。また、行政や社協や職場の理解を聞いたところ、ほとんどの受講者が不明と回答しており、具体的な関係者等との協力体制には至っていないことが分かった。

身近な支援者	件数	%
いない	3	16.7%
いる	15	83.3%
計	18	100.0%

⑦現在の課題

最後に、現在の課題を自由記入で確認したところ、資金面と土地や建物の取得への不安が多く挙げられていた。富山県では開設時の支援として整備費の補助を行っているが、県外からの参加者にとっては、資金面での支援が得られないだけでなく、行政からの理解を得にくいこともあり、課題が多く挙げられていた。

1. 地域福祉支援計画の中での位置づけ

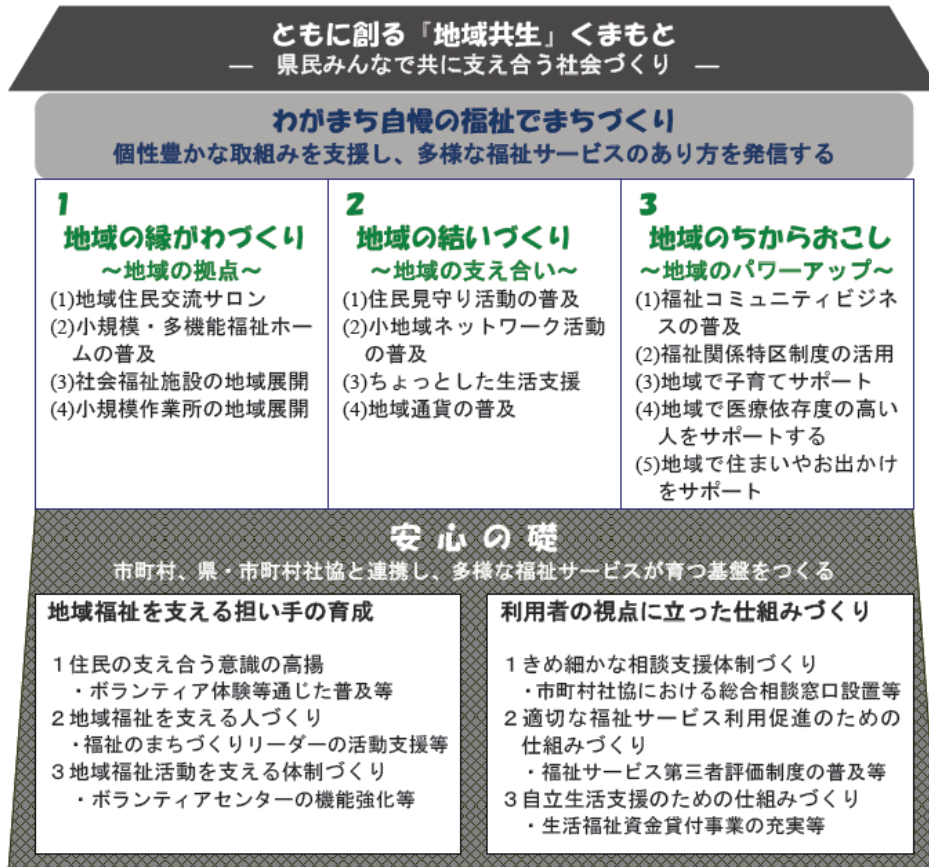
先にも触れたが、熊本県では、地域福祉支援計画の中で地域共生を目標に掲げ、具体的な事業をプログラムとして盛り込み、地域福祉を推進する体制をとっており、地域共生ケア推進における政策上の位置づけが明確になっている。熊本県は、2002年度中に地域福祉計画のガイドラインを策定し、2003年度末に地域福祉支援計画を策定している。また研修会の実施やアドバイザーの派遣事業等によって市町村の策定支援も積極的に行ってきた。こうした成果から、熊本県下市町村の地域福祉策定率は全国でも最も高い割合となっており、市町村においても、地域福祉計画を通して地域共生を推進する基盤ができているといえる。

具体的な内容を見ると、まず、理念・目標の面では、ユニバーサルデザインによる社会づくりの考え方を基本に、支援が必要な人を中心におき、多様化する福祉ニーズに、よりきめ細かく対応するために、地域住民やボランティア、NPO、行政などが協働して地域福祉を支える担い手となり、県民みんなでともに支え合う社会「ともに創る『地域共生』くまもと」づくりを目指している。地域共生という言葉が計画の全面に出ている点が注目される。

これを受けて策定された熊本県の地域福祉支援計画である「地域ささえ愛プラン」は、従来の地域福祉の主な柱となっている社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア活動の活性化、相談機能の充実等を安心の礎とし、「地域の縁がわづくり」、「地域の結びづくり」、「地域のちからおこし」の3本柱を上乗せして、地域の資源や人材・ネットワークを活用しながら、その地域ならではの多様な取組みが広がるよう「わがまち自慢の福祉でまちづくり」を進めていく形となっている。

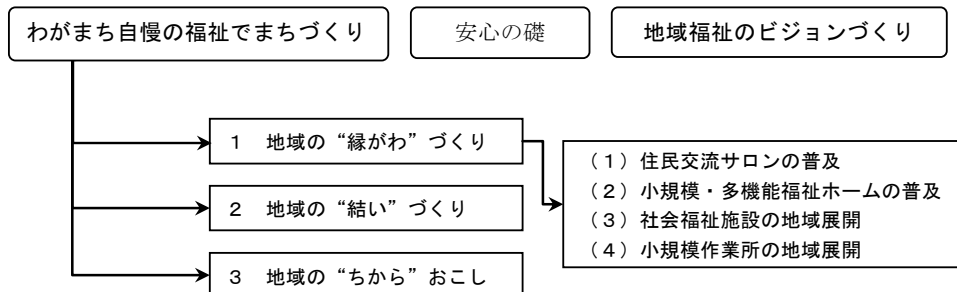
さらにこの、「縁がわづくり」「結びづくり」「ちからおこし」の3本柱にそって、事業化（プログラム開発）が進められている。その中でも特に注目されるのが、「県が普及を目指す福祉サービス」として、街かどサロン、小規模・多機能ホームなどからなる「地域の縁がわ（づくり）」への支援を打ち出し、計画策定直後の2004年度に「地域の縁がわづくり推進事業」として事業化するとともに、その後規模を拡大させてきていることである。その背景には、住民にとってわかりにくい地域福祉をどう推進するかといったときに、地域福祉の「象徴」として、住民にわかりやすく、目に見える「縁がわ」を増やすという戦略がよいのではないかという担当者の判断があったようである。そのため、「縁がわづくり推進事業」は、当初モデル事業としてスタートしたが、2006年度からは、都道府県の補助により、110か所の整備が目標とされるなど、「普及事業」化がされている。

なお、「縁がわづくり」以外の「結びづくり」「ちからおこし」、そして、土台となる「安心の礎」を支援する事業として、熊本県では「地域共生くまもとづくり事業（熊本県地域福祉基金助成事業）」を実施し、NPO やボランティア団体等に対して、見守り活動や小地域ネットワーク活動、コミュニティビジネス、啓発セミナー、活動リーダー養成などのソフト事業を支援している。



計画の目標 **ともに創る「地域共生」くまもと**

《計画の内容》



2. 縁がわづくり事業の普及と新たな「ふれあいホーム」の取り組み

1) 「地域の縁がわ」の普及

①縁がわづくり推進事業とは

熊本県では、地域福祉支援計画（地域ささえ愛プラン）の第1の取り組みとして、地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の拠点としての“地域の縁がわ”づくりに取り組んでいる。「縁がわづくり推進事業」という施設整備の補助事業を創設し、空き店舗や廃校舎等を活用した縁がわづくりを進めている。改修費等の対象経費の1/2補助、補助限度額200万円となっている。平成21年度の予算は1,000万円で、9事業が支援を受けている。

補助対象となる事業は、「高齢者、障がい者、子どもなど対象者を限定することなく、いつでも誰もが集える」ことを条件とし、地域住民等へ福祉サービスを提供する事業となっている。具体的には、次に掲げる3つの地域福祉の拠点が想定されており、事業内容の幅の広さが取り組みやすさにつながっているといえる。

(1) 共生型常設住民交流サロン

高齢者、障がい者、子どもなど対象者を限定せず、誰もがいつでも集い、支え合う拠点。

例：①世代間交流を実施しながら、地域文化・伝統の継承や食育活動などを実施するサロン

②子育てサロンや高齢者いきいきふれあいサロン等を開催したりする地域住民交流拠点

③高齢者・障がい者の作品を展示販売するカフェ&ショップ

④コミュニティレストランなど。食とコミュニティをテーマとした住民交流サロン

(2) 小規模・多機能福祉ホーム

慣れ親しんだ「地域」を拠点に、通って、泊まれて、自宅にも出向いてくれて、自宅での生活が困難になったら住むことができるような小規模で多機能な福祉ホーム。

例：高齢者、障がい者、子育て中の方などが、自宅の近くで色々なサービスが受けられ、なじみのある地域の色々な人とも交流でき、状態が良いときは通い、状態が悪いときは泊まれる、本人の状態に応じた色々なニーズに臨機応変に対応してくれるホーム

(3) 小規模作業所交流サロン

障がい者小規模作業所を中心に、高齢者、子どもなども集い、支え合う拠点。

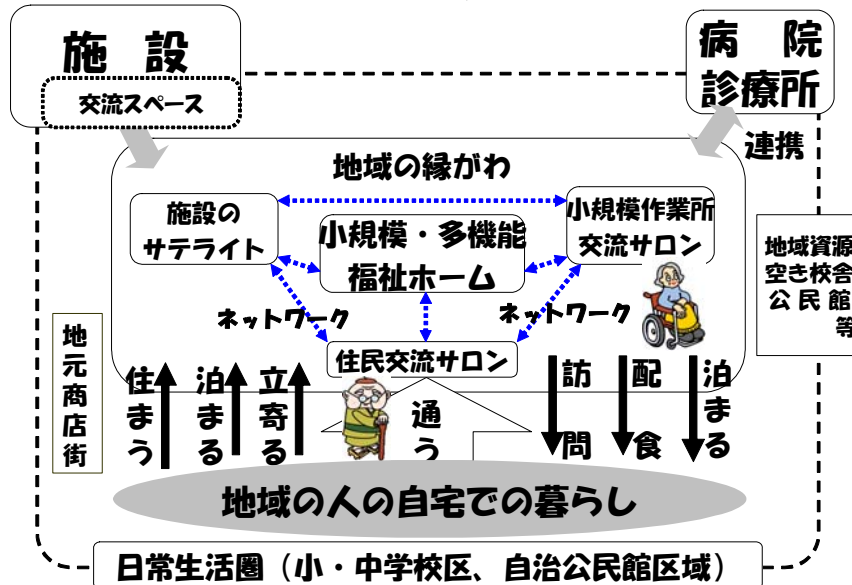
例：①障がい者や地域住民と一緒に作業や交流ができる作業所

②障がい者がパンや工芸品を作り、住民向けの展示販売や交流するスペースがある作業所

③障がい者が食事やコーヒーを作り、提供し、住民が食事できるスペースがある作業所

また、この事業は、市町村を介さずに、事業を実施する主体が県に直接申請を行う方法をとっていることから、市町村が地域福祉に積極的かどうかや、市町村の財政上の課題などに関係なく、補助を受けることができる。その点も、普及において取り組みやすさのポイントとなっている。ただ、市町村と無関係に事業を行うというわけではなく、市町村の理解も必要となる。県では、先の計画支援だけでなく、地域振興局を通して市町村との連携を図ったり、研修を行うなどの取り組みをしている。

「地域の縁がわ」



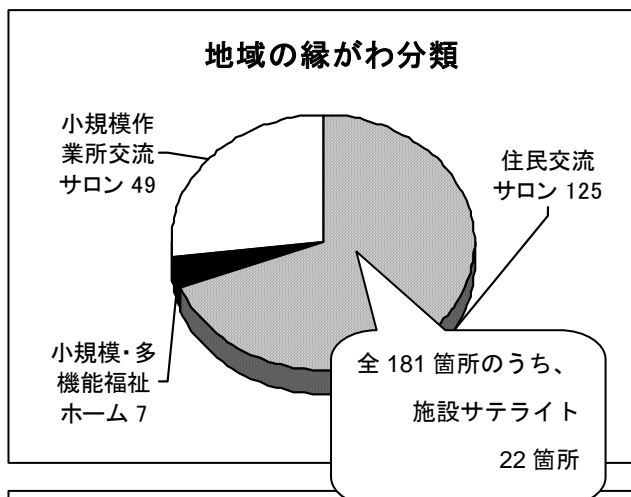
平成21年度地域の縁がわづくり推進事業費補助金交付決定団体一覧

No.	団体名 団体の住所 代表者名	縁がわ名称 (仮称)	地域の縁がわ 所在地	地域の縁がわづくりの概要	交付決定 金額(千円)
1	平小城活性化協議会 山鹿市平山5346番地1 会長 眞崎次男	平小城ふれあい広場(仮称)	山鹿市平山5346番地1	閉鎖されたJA支所とスーパーの跡地を整備し、地域の高齢者や子どもたちなど誰でも気軽に集えるような地域交流の場所づくりに取り組む。	1,059
2	特定非営利活動法人 くたみ洪うちわ会 山鹿市鹿本町東民584番地4 理事長 福山壽子	くたみ洪うちわ会	山鹿市鹿本町東民584番地4	民家を改修し、一人暮らしの方や介護をしている者等が立ち寄れる「ちよっとおいデイサービス」や子育てサロン等を開催し、地域住民の交流の場所づくりに取り組む。	1,476
3	菊池市泗水町永区 菊池市泗水町永3240番地1 区長 田代紀男	永区ふれあいサロン	菊池市泗水町永3240番地1	公民館の増設を行い、伝承太鼓等を通じた世代間交流や地域の高齢者や学校帰りの子どもたちが立ち寄ることができる交流の場所づくりに取り組む。	2,000
4	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味2380-7 理事長 最上次男	交流サロン コム・サール(はじまり)(仮称)	菊池市隈府469-10	元ショッピングセンターを活用して運営している施設が、その一角を改修し、パンづくり体験、竹馬・独楽づくり教室の開催や、街角ギャラリーの常設等による交流拠点づくりに取り組む。	1,091
5	NPO法人 わがまま 菊陽町久保田1705番地 理事長 横山公子	小規模多目的ホーム「わがまま」	菊陽町久保田1705番地	民家を改修し、介護保険等の制度対象とならない者の受け入れや、子育て中の母親の立ち寄り場所「小規模多目的ホーム」として地域の縁がわづくりに取り組む。	658
6	甲佐町麻生原区 甲佐町麻生原674番地 区長 奥村大助	ふれあい支え合いの麻生原公民館	甲佐町麻生原679番地	公民館を改修し、子どもの見もまりや高齢者等がいつでも立ち寄れるように常時開放し、交流会の開催等を行うなど、地域福祉活動拠点の場所づくりに取り組む。	735
7	やつしろ元気まちづくり事業推進本部 八代市大手町1丁目59-2 八代教育会館内 理事長 守田憲行	大手町サロン(仮称)	八代市大手町1丁目59-2 八代教育会館内	空き店舗を改修し、健康コーナーや作品展等を行うとともに、昼も夜も地域の方々が待ち合わせやおしゃべりができる交流拠点としてコミュニティ食堂の運営に取り組む。	853
8	出月地域リビング運営委員会 水俣市月浦247-96 会長 永野隆文	出月地域リビング	水俣市袋367番地7	現在、交流活動を行っている公民館にスロープ等を設置し、車いす利用者など誰もが来やすい施設と、地域住民のふれあいの場として様々な交流活動に取り組む。	69
9	社会福祉法人 上天草市社会福祉協議会 上天草市松島町合津3433番地52 会長 松尾萬二郎	唐網代地区「住民交流憩いの家」	上天草市龍ヶ岳町大道2385番地	地域の集会所を増改修し、子どもから高齢者まで地域住民を対象とした交流事業の開催や、日中いつでも立ち寄れる地域の居場所づくりに取り組む。	2,000
申請額計					9,941

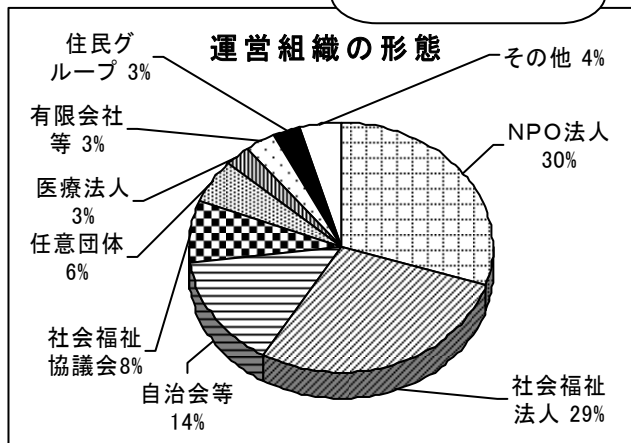
②幅広い縁がわの普及

熊本県では、地域の縁がわを、平成23年度までに県内に500箇所設置することを目標としている。2004年から支援を開始し、年々その数を増やしており、2008年12月時点で、181箇所となっている。

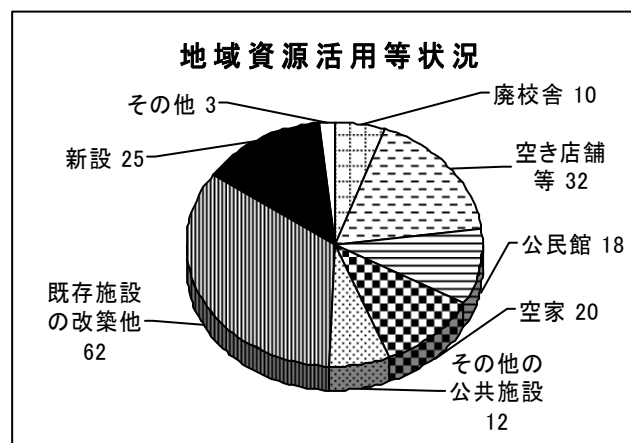
熊本県では、地域の縁がわを活動内容によって、「小規模作業所交流サロン」、「住民交流サロン」、「小規模・多機能福祉ホーム」の3つに分類して、その実態を把握している。全181か所のうち、「住民交流サロン」が最も多く125か所(69.0%)と約7割を占めている。次に「小規模作業所交流サロン」49か所(27.1%)、小規模・多機能福祉ホーム7か所(3.9%)となっている。



さらに、これらの事業を福祉施設が地域展開を行うために実施しているものを「施設サテライト」として把握しているが、これは22か所(12.1%)となっている。



運営は、NPO法人と社会福祉法人がそれぞれ30%と多くなっている。また、自治会等による実施も多く、地域住民によって活動が担われ、地域福祉の拠点となっていることが分かる。



施設の形体は、既存施設の改築(34.2%)が最も多く、次いで空き店舗(17.7%)、新築(13.8%)、空き屋(11.0%)となっている。最近では、市町村合併等で使われなくなった公共施設や、廃校舎を改修して地域の縁がわづくりに取り組むところも増えてきている。

地域の縁がわの取組み事例

地域交流サロン“ばあちゃんち”（植木町）

- ・ 古い農家を改修し、「地域の大きな家」として、地域交流サロンを開設。
- ・ 若いお母さんやお父さんの子育て相談をはじめ、豆腐作りや餅つき、季節の畑作物作り、郷土料理の伝承活動など、お年寄りや子ども達を中心としたさまざまな交流活動を展開している。



地域密着介護“こころ”（山都町）

- ・ 廃校となった小学校をNPO法人が町から借り受け、改修し、地域の誰もが集う地域住民交流拠点に整備。
- ・ 介護事業を運営しながら、地域住民ボランティアも一緒になって野菜作りや農産加工品作りなど、いきがい、健康づくりにも取り組んでいる。



“青井さん”ふれあいサロン（人吉市）

- ・ 青井神社の近くの地域の公民館では、高齢者も子どもも地域の誰もがいつでも集える縁がわづくりに取り組んでいる。
- ・ 地域の伝統行事を子どもたちへ伝える場ともなっている。

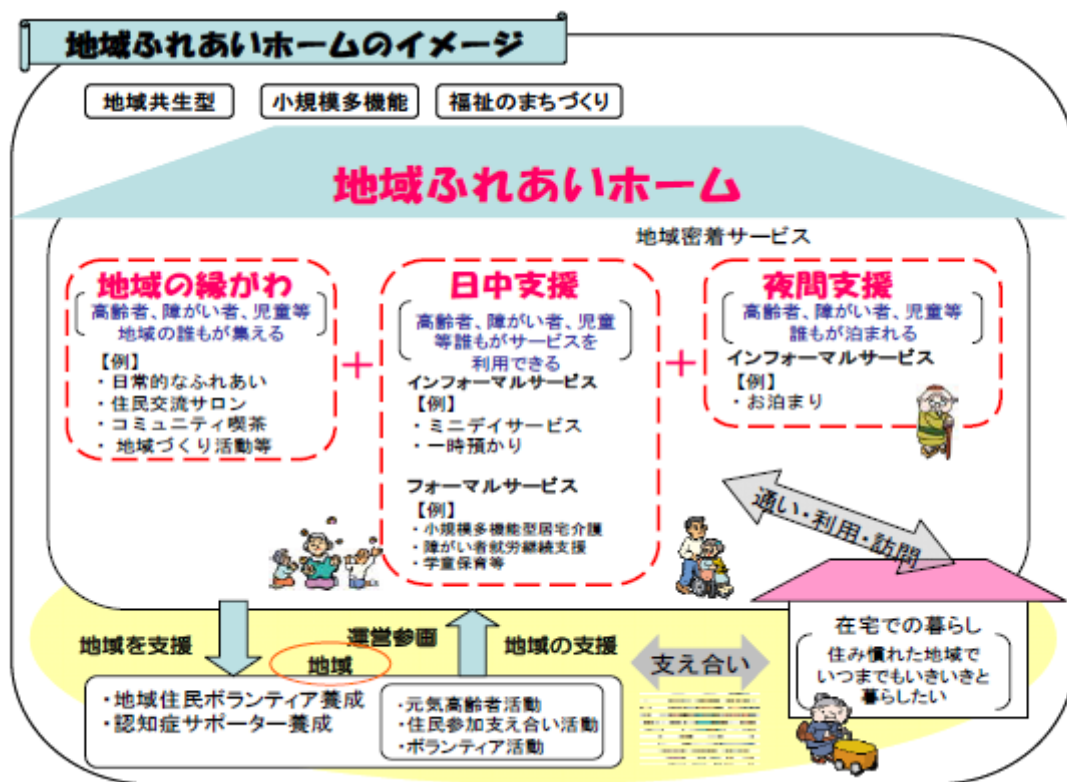


2) ケアを重視した「ふれあいホーム」への発展

熊本県では、「縁がわ」の一つの類型として「小規模多機能ホーム」を進めてきているが、実績としては、サロンが中心となり、小規模多機能ホームはなかなか普及が進んでいないのが現状であった。その背景にはケアを中心とした専門職による支援を必要とする事業の形態であるため、取り組みへのハードルが高いことが考えられる。一方で、縁がわの利用者からは、介護の必要な高齢者夜間の泊まりや、学童保育の延長、病児保育の実施など、サービスの充実を望む声も聞えてきていた。

そこで熊本県では、2009年度から、地域に開かれた形で、かつ宿泊機能や住まいの機能を有する「地域共生ホーム」を「地域ふれあいホーム」として推進することにし、県独自の施設整備の補助事業「地域ふれあいホーム整備推進事業」を創設した。この事業は、上限500万円ですべての施設整備にかかる経費を補助するもので、これまでの縁がわに機能を拡充する場合も対象となる。

2009年度の予算額1,750万円、補助率は県が1/2となっている。初年度にあたる2009年度は7団体がこの事業に取り組んでいる。これまでの取り組み安いい縁がわ事業に加えて、ケアの面での重点化を図り、地域福祉拠点としての機能を充実させる狙いがある。



補助事業募集要綱より

1 事業の趣旨

本事業は、高齢者、障がい者（児）、子ども等、地域の誰かがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点“地域の縁がわ”づくりに取り組みながら、日中及び夜間の地域密着サービスを実施する施設（以下「地域ふれあいホーム」という。）の整備・充実に取り組む団体を支援し、年をとっても、障がいがあっても誰もが住み慣れた地域において、いきいきと安心して暮らせる「長寿安心くまもと」を目指します。

2 補助対象経費

当該補助事業での補助対象経費は、熊本県内に設置する「地域ふれあいホーム」において、宿泊施設の整備（機能拡充を含む）を行う際に必要となる経費に補助します。なお、既存の補助制度があるサービスの部分は、当該補助対象経費から除きます。また、当補助金以外の行政からの助成金等収入がある場合は、それを補助対象経費から差し引きます。

地域ふれあいホーム施設整備費補助

① 補助対象経費

ア 工事費又は工事請負費（設計費用を含む）

宿泊施設（宿泊居室のほか、浴室、洗面室、トイレ、台所、リビング等含む）の新築・改修・増築等工事

イ 設備整備費

宿泊施設において必要となる設備工事等に要する経費

② 補助対象外経費

基本事業費（広報関係費等）と管理費等（人件費、家賃、光熱水費等）は補助対象外経費です。また、当該補助金は、大規模宿泊施設等を整備する場合のその経費の一部として使用することはできません。

3 補助率及び補助金の額等

補助金は、次に掲げる補助率等により、県の予算（1, 200万円）の範囲内で交付します。

地域ふれあいホーム施設整備費補助

工事費又は工事請負費及び設備整備費の2分の1以内で、実際に要した経費のうちの500万円以内（補助限度額）とします。ただし千円未満の端数は切り捨てるものとします。

4 補助対象となる団体

社会福祉法人、特定非営利活動法人又は福祉事業を行っている民間団体で、次の条件をすべて満たすものとします。

- ① 熊本県内に事務所を設置していること。
- ② 団体の定款、規約等を有していること。
- ③ 補助対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 補助事業要件

地域ふれあいホーム施設整備費補助

- ① 地域の縁がわづくりに取り組みながら日中及び夜間の地域に密着したサービスを行う施設であること。
- ② 原則として週に5日以上サービス提供を行うこと。
- ③ 施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化などに配慮した安全で、また家庭的な雰囲気の構造にすること。
- ④ 対象となる施設が自己所有でない場合は、補助事業申請日から10年以上の使用権を有し、かつ改修について建物所有者の同意を得ること。（事業実施に当たって、所有権を取得する場合を除く。）
- ⑤ 本事業の契約手続きについては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 社援発第1275号局長通知）」に基づき県が行う入札方法に準じて実施すること。
- ⑥ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできない。
- ⑦ 地域住民の理解を得ているとともに、連携が図られており、地元市町村、自治会、ボランティア等との交流・協力体制づくりに取り組むこと。
- ⑧ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

「ふれあいホーム」への支援の中には、実践者同士の横のつながりを促進する「地域ふれあいホーム連絡会」の創設を盛り込んでおり、研修会や情報交換会などを開催し、質の向上に取り組んでいる。さらに、地域ふれあいホームの整備・推進に関する市町村担当者研修を実施し、実践者と市町村行政職員とが同じ場所で研修を受け理解を深める取り組みを行っている。また、ふれあいホームへの地域の理解を促進することを目的に、ふれあいホームのリーダー養成を行っており、国のふるさと雇用の制度を活用して県下に4名が配置されている。この4名は、「ふれあいホーム連絡会」の事務局と、県の北・南・中央と地域別に配置されており、地域に普及させるための普及員として活動することになる。

3 セミナー・研修による普及

熊本県では、縁がわ事業の普及・啓発のために、セミナーや研修を多様な対象者に向けて実施している。先にあげた「ふれあいホーム」を対象とした研修も新たな取り組みの一つであるが、そのほかにも、ふれあいホームの普及を図る動きとして「熊本発 安心して地域の中で暮らす 地域ふれあいホーム全国セミナー」等も開催されている。「熊本発」と題した全国セミナーは、九真央との取り組みを全国に発信する狙いをもつ。内容は以下ようになっており、厚生労働省や全国の先駆的取り組みの実践者等が議論を行っている。

「熊本発 安心して地域の中で暮らす 地域ふれあいホーム全国セミナー」の内容

10:00	開会		
10:10～12:00	「熊本県地域ふれあいホーム実践報告」		
	熊本県の地域ふれあいホームの報告		
コッパネーター	熊本学園大学社会福祉学部	教授	和田 要
13:00～14:40	「小規模多機能型居宅介護に併設した住まい」		
	～地域とともに支える小規模多機能型居宅介護のあり方を考える～		
報告・コッパネーター	健軍くらしささえ愛工房	所長	川原 秀夫
パネラー	大牟田市長寿社会課（福岡県）	主査	牧嶋 誠吾
	小規模多機能型居宅介護シンフォニー将監（仙台）	施設長	井上 博文
	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	副代表	宮島 渡
14:50～16:30	「これからの高齢者や障がい者の住まいの在り方」		
	～地域の中で暮し続けられる住まいについて考える～		
パネラー	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	副代表	小山 剛
	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐	廣瀬 泉
	熊本県 健康福祉部	部長	森枝 敏郎
	加賀市 市民部長寿課	企画専門員	水井 勇一
コッパネーター	特定非営利活動法人おーさあ	理事長	小笠原 嘉祐

さらに、ふれあいホームだけでなく、「地域の縁がわ」についても情報交換会を開催し、実践者同士の交流の場も設けている。また、「福祉のトップセミナー」として、市町村の首長、議

長、社会福祉協議会会長が参加する研修会を開催し、熊本県が発進する地域福祉への理解を促すなど多面的なアプローチが特徴となっている。

平成21年度 熊本県「地域の縁がわづくり」情報交換会

子どもや高齢者、障がいを持った方など、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点“地域の縁がわ”づくりに取り組んでいる団体や、今後取り組みを予定している方などの情報交換、地域の縁がわ活動の悩み解決をさぐります。日頃から縁がわに関心のある方も是非ご参加ください。

- 【日 時】 平成22年2月25日（木） 13:30～16:30（受付 13:00）
- 【対 象】 県内で「地域の縁がわづくり」に取り組んでいる団体や今から立ち上げを検討している団体及び支援機関、市町村等
- 【場 所】 熊本交通センターホテル 3階大ホール
（熊本市桜町3番10号・TEL 096-326-8828）
- 【主 催】 熊本県・特定非営利活動法人おーさぁ
- 【参加申込】 裏面にご記入いただき、FAXか郵送、又は電話にてお申し込みください。
- 【問合せ先】 特定非営利活動法人おーさぁ
〒862-0904 熊本市栄町2-15 県営団地1階
TEL 096-214-0003 FAX 096-214-0005

【内 容】

基 調 講 演

演題 「新・地域福祉時代の縁がわづくりに期待」
講師 同志社大学教授 上野谷加代子氏



縁がわって何やろか？熊本でたすけ上手・たすけられ上手の学びについてぎょうさん語ろうネ！

パネルディスカッション「地域の縁がわってなあ～に」

- ◆コーディネーター
特定非営利活動法人おーさぁ理事長 小笠原嘉祐氏
- ◆シンポジスト
 - ・支援の立場から～ 熊本県福祉のまちづくり室課長補佐 小田勝範氏
 - ・縁がわ当事者の立場から～ 特定非営利活動法人とら太の会理事長 山下順子氏
 - ・社協の取り組み～ 上天草市社会福祉協議会福祉推進係長 西川みち恵氏
 - ・全国の「地域の縁がわ」・熊本県の「地域の縁がわ」～
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会代表 川原秀夫氏
- ◆助言者
同志社大学教授 上野谷加代子氏

地域の縁がわ情報交換（司会：吉本精樹氏）

～縁活（縁がわ活動）で楽しく学びあう交流ワーク～

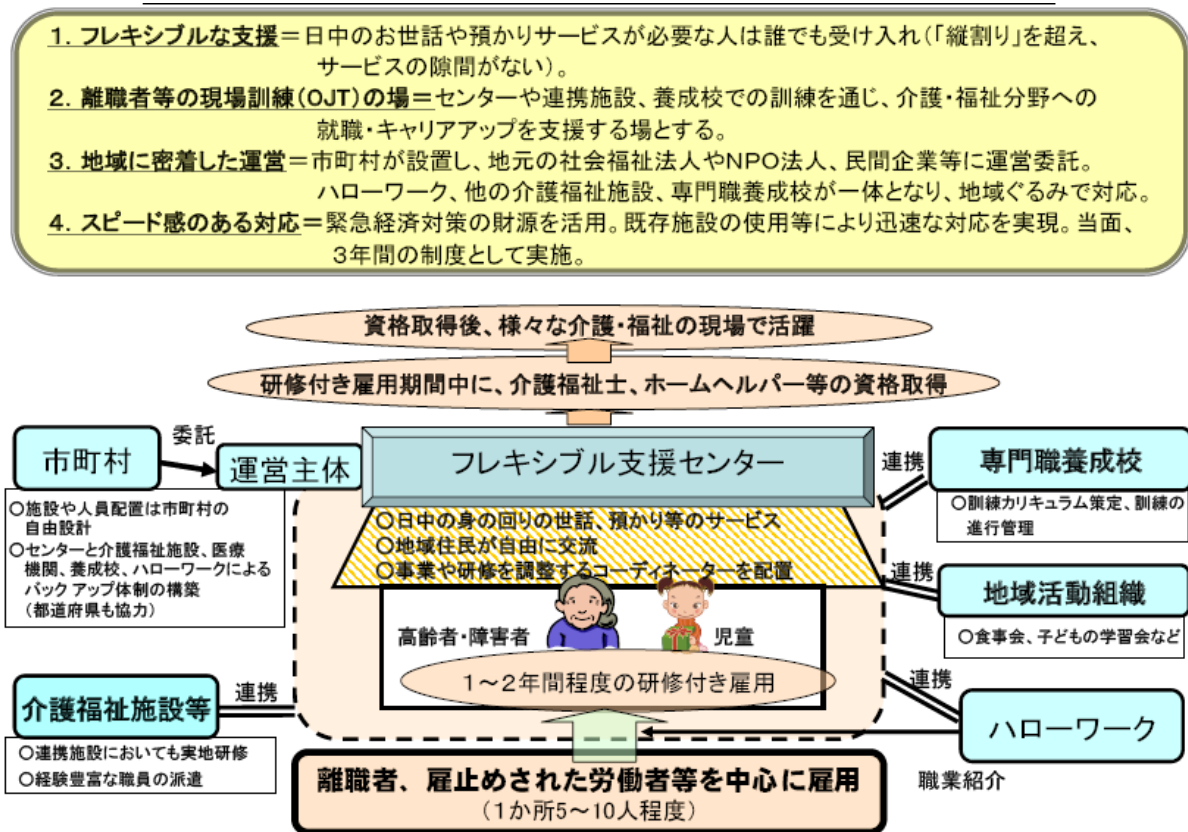
Ⅱ 新たな地域共生を目指す動き

Ⅱ－1 国による新たな地域共生支援

1 国によるフレキシブル支援センター支援

2009年2月、国は緊急雇用・経済対策として、雇用創出基金をベースに、地方自治体が行う雇用創造支援策として、①介護・子育て、医療②農林水産業③環境・低炭素④教育・若者支援⑤観光振興・地場産業⑥放送・情報通信⑦定住外国人の日常生活支援⑧防犯・防火⑨文書等電子化、調査等行政事務、情報提供⑩その他の10分野に渡るモデル的な事業例を提示した。地域の特色を生かした、多様な産業による雇用の維持・創出をねらいとしている。その中の「①介護・子育て、医療」の具体的な支援として登場したのが、地域で介護・子育て・福祉サービスを支える人材を確保する「フレキシブル支援センター事業」である。

国が示すフレキシブル支援センターのイメージ



フレキシブル支援センターは、縦割りの制度を超え誰でもが利用できるセンターであり、雇用の場にもなることを目的としている。市町村が実施主体となり、運営は各地域の社会福祉法人や特定非営利活動法人（NPO）に委託する。センター1カ所につき5～10人の失業者を採用し、働きながら介護福祉士の資格などを取得できる研修も行い、キャリアアップにも役立てるようにするというものである。この取り組みの先駆的な事例として、富山県の「このゆびと一まれ」と、釧路の「コミュニティハウス冬月荘」が紹介されている。また、実際にフレキシブル支援センター事業に取り組んでいる事例として、高知県の「あったかふれあいほ一む」が紹介されている。

「フレキシブル」とは、「柔軟な」「融通がきく」という意味であり、国が示す事例からは、縦割り行政の枠を超えて、高齢者も障害者も子どもも利用できるだけでなく、失業者や引きこもりといった近年新たな社会問題となっており、支援を必要としながらも十分支援が行き届いていない人にとっても居場所となる場所であると考えられる。これまでは、都道府県を中心に実施されてきた地域共生への支援が、国の雇用対策の一つとして形を変えて新たに登場しえきたといえる。

フレキシブル支援センター事業の概要

（事業主体）

- ・ 設置主体は市町村。
- ・ 運営は、地元のNPO法人、社会福祉法人、民間企業等の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものに委託して行う。
- ・ 委託先としては、地域とのネットワークの下で地域ニーズに応えた柔軟な支援活動を行っているか、あるいは、こうした事業展開が可能であると見込まれるところとする。
- ・ 新規だけでなく、既存の事業や施設に対象者の拡大を行う形も可。

（事業内容）

- ・ 地元のニーズに対応した、日中を中心とした預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かり、宿泊等のオプションも可。児童・障害者・高齢者等の専門カテゴリーに特化せず、多世代交流型の利用形態（別紙1、2参照）。ただし、例えば、児童を中心とした「児童型」なども可。
- ・ 地元のハローワーク、介護福祉施設、専門職養成校（又は社会福祉協議会。以下同じ）、地域活動組織等のうち地域において適切と認められる機関と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。
- ・ 研修期間は、1人につき1年～2年程度。研修期間終了後、引き続き雇用を継続することも可。
- ・ カリキュラムは、各センターが、適宜連携専門職養成校の協力を得て作成。介護福祉士、ホームヘルパー等の資格取得に役に立つ内容とすることが望ましい。
- ・ 地域交流（地域住民が自由に交流）農業や特産品販売など、地域特性に応じた収益につながる事業（地域での職場づくり）を行うことも可。

（設備・人員等の基準）

- ・ 原則として、市町村の自由設計。ただし、
 - (1) 建築基準法、消防法、旅館業法等の適用に留意する。
 - (2) 職員について、①事業や研修を管理するコーディネーター（他事業所との兼務可）及び利用形態に応じて必要があれば、利用者の支援を行う生活支援員（他事業所との兼務可）を置く。
 - ②職員のうち、5～10名程度（目安であり、利用者数が少ない場合はこれより少ない数でも可）は雇用

下での研修の対象者とし、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。

(利用者の規模)

- ・ 市町村の自由設計。目安としては、1日当たりの平均利用者数は、地域の利用者を中心に、数人から20人程度(これ以上でも可)。

(利用料)

- ・ 原則として、市町村の自由設計。ただし、少なくとも、食費や創作活動の材料費等の実費相当分は、利用者の負担とする。

(委託費水準)

- ・ 適切な運営が安定的にできる水準を確保する。こうした観点から、年間の定額払いとすることも可。
- ・ 想定する利用形態次第であるが、一例としては、
 - ◆市町村→センター
利用者1人7,000円×25日×12月=210万円を参考に、1日10人程度の利用を予想するのであれば年間2,100万円程度、20人程度を想定するのであれば、年間4,200万円程度
 - ◆市町村→センター→連携介護福祉施設、連携専門職養成校
1センター当たり、センター経由で年間総額500万円程度
- ・ また、既存の事業や施設と併設した例として、別紙3～5のような事業イメージも参考となる。

(関係者の役割)

- ・ 市町村:実施主体(施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督)、連携体制の構築など
- ・ 都道府県:都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・ 国:事業運営全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言、専門職養成校等への協力要請など

2. 高知県「あったかふれあいホーム」の取り組み

以下では、国の事業例として紹介されている高知県の「あったかふれあいホーム」について、その取り組みの現状を紹介する。

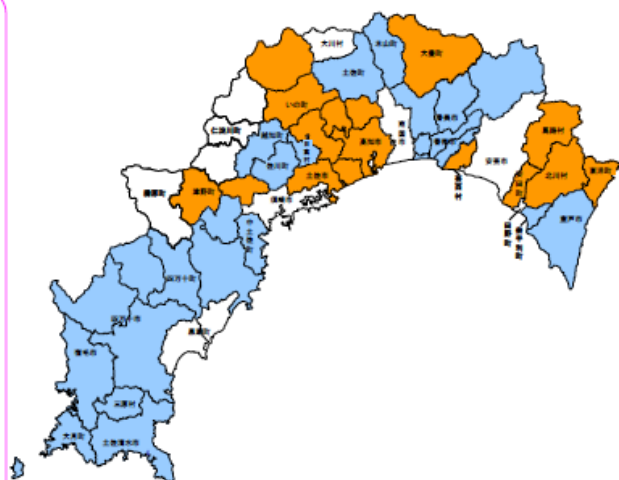
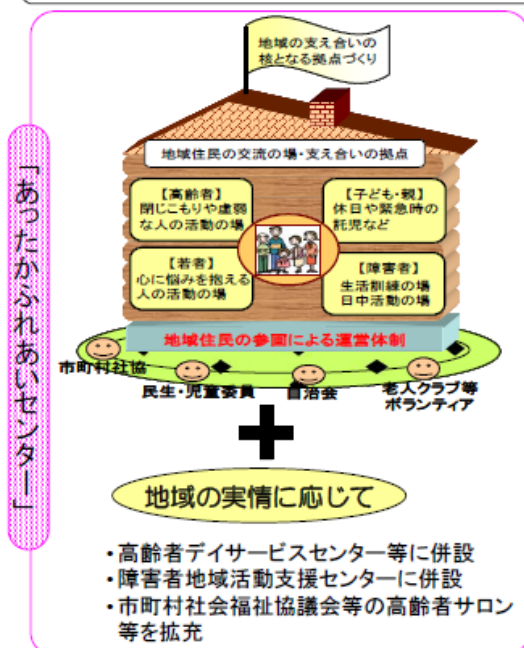
高知県では全国に先行して人口減少と高齢化が進んでいる。県土の多くを占める中山間地域では特にこの傾向が強く、県全体の高齢者の割合は27.6%だが、中山間地域が多い町村部では35.7%にもなる。人口減少などで、これまで地域が担ってきた支え合いの力が弱まってきており、福祉サービスの必要性は更に大きくなっている。しかし、サービスの対象となる人数自体が少なく、広い地域に点在するなど、サービスが提供しづらい状況にあり、さらに、現行の国の制度では、サービスの分野ごとに一律の人員配置や定員基準などが決められているため、高知県のように小さな単位で多種多様なニーズがある地域では、サービスの提供が進みにくいのが実情となっている。

こうした状況を踏まえ、高知県では、これまでの公的制度の概念や仕組みを超えた、地域の支え合いを進めていく必要があると判断し、住み慣れた地域で必要なサービスが利用でき、安心して暮らすことのできる独自の仕組み「高知型福祉」を作り上げる政策を展開している。この取り組みの一つとして、先のふるさと雇用再生特別交付金の事業例として示された「フレキシブル支援センター」を基に、高齢者、障害者、子ども、子育て中の母親など、支援が必要なだれもが必要なサービスを受けることができる拠点として「あったかふれあいセンター」の整備を2009年度から進めている。

この「あったかふれあいセンター」は、市町村や自治会、ボランティア団体など地域の人が主体となり、既存の施設や機能を活用しながら、高齢者・児童の見守りや一時預かり、配食サービスや買い物代行、生活訓練や就労支援などの多機能なサービスを提供していく場として位置づけている。また、交付金を活用して、コーディネーターや生活支援員などのスタッフを配置し、人材育成、就労支援、地域との関係の調整などを行っている。当初は2009年度に10カ所の設置を予定していたが、県内各地域で予想を上回る賛同があり、2009年度だけで県内34市町村のうち、26市町村33カ所での設置が進んでいる。県では「あったかふれあいセンター」がそれぞれの地域の実情にあった小規模で多機能な支え合いの拠点として持続的に広がっていくよう、運営面でも最大限の支援を行っていくとしている。一方、国からの支援は3年という期限付きのため、3年後の継続性についても、今後検討が必要となっている。

○高知県ではふるさと雇用再生特別交付金の事業例として示された「フレキシブル支援センター」を、「あったかふれあいセンター」として事業化し、市町村への設置を促進している。

- ・地域の実情に応じた既存施設への併設等の手法により効率的に展開
- ・県下26市町村33箇所で開催



※全34市町村のうち、**26市町村 33カ所**

第1回申請市町村	(3月) 16市町村、20カ所
第2回申請市町村	(5月) 10市町村、13カ所

以下に2010年3月時点のあったかふれあいセンターの取り組み一覧と、事例を掲載している。高知県では、社会福祉協議会が実施主体となっているところが多く、中山間地域での地域福祉推進の一つの形として、社会福祉協議会による地域共生ケアの実践が位置づいている。


あったかふれあいセンター実施一覧(市町村別)

実施市町村	事業内容	雇用人数	事業者	実施場所	市町村担当課
高知市 (3事業)	高齢者デイサービスセンターに併設し、子ども・高齢者を対象に、日中の預かり及び相談事業(生活相談、育児相談)等のサービスを提供し、地域で安心して生活できるように支援する。	5人	一般社団法人 いきいきシルバー会	高知市朝倉己771番地9	高知市 元氣いきがい課 088-823-9378
	子どもや高齢者、障害者、介護を必要とする様々な人々が集い、食し、笑い、話し、伝統文化に親しみやすらぎと心の豊かさを大切に、仲間づくりとパワーを生み出す事業を実施する。また地域の高齢者等への研修会・講演会や、他の団体との交流事業の実施、その他趣味教室、体験教室、展示会などについても実施する。	3人	しーさいど鎌倉	高知市高須東町20番26号	
	若者や高齢者、障害者が集う場所である「あったかふれあいセンター」を拠点にして、世代間が交流できる場を提供するとともに、地域住民が暮らしていく中で様々な困りごとに対応し、お互いを助け合う「まちの暮らしのお助け事業」を実施する。	4人	アテラー/相 手だすけ事業部	高知市本町44	
室戸市	高齢者・障害者を対象にしたサロンを開催するとともに、独居高齢者への配食サービス、家事援助等を行う事業を実施する。	2人	有限会社 村島	室戸市佐喜浜町1640番地1	室戸市 福祉事務所 0887-22-5137
土佐市	既存の高齢者デイサービスセンターに併設し、障害者や子ども、高齢者等を対象に、日中の預かり、見守り、介護予防等のサービスを提供し、地域で安心して生活ができるよう支援する。	5人	有限会社 四国総合介護システム	土佐市家後1081-1	土佐市 健康福祉課 088-852-1113
宿毛市	障害者、高齢者、子ども等障害や世代を超えた共生型の集いの場を提供するため、休園中の保育園を活用し、乳幼児(母子)、高齢者、障害者が集え、ふれあえる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	4人	社会福祉法人 高知西南福祉協会	宿毛市沖の島弘瀬362番地2	宿毛市 福祉事務所 0880-63-1114
土佐清水市	支援の必要な高齢者や子ども、障害者などはもとより、誰もが自由に集うことができるサロン、デイサービス、放課後の子どもの居場所づくり等の事業を実施する。	3人	社会福祉法人 清和会	土佐清水市加久見1464-279	土佐清水市 健康推進課 0880-82-1121
四万十市	高齢者、障害者を対象とするサロンを開催するとともに、遊休農地等を活用して、農産物の生産、販売体制づくりを行う事業を実施する。	3人	西土佐地域心身障害児 (者)を守る会	四万十市西土佐用井1110-31	四万十市 西土佐総合支所 0880-52-1132
香南市	高齢者、児童、障害者等誰もが集い交流を深め、生活支援を行う場を提供するとともに、22年度からは市内各地区でサテライト型のミニデイ等を行う事業を実施する。	2人	社会福祉法人 香南市社会福祉協議会	香南市香我美町下分2645番地1	香南市 高齢者介護課 0887-57-8511
奈半利町	少子高齢化が進む中、住民が住みなれた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的に、サロン事業を開催する。	1人	社会福祉法人 奈半利町社会福祉協議会	安芸郡奈半利町乙1297番地1	奈半利町 住民福祉課 0887-38-3451
安田町	高齢者、障害者、子ども等、誰でも受け入れ、介護予防施策ともあわせて世代間の交流の場や居場所づくり事業を行う。	1人	社会福祉法人 安田町社会福祉協議会	安芸郡安田町大字西島40番地2	安田町 町民生活課 0887-38-6712
北川村	保健センターを中心として、村内の集会所での介護予防事業の拡充及び障害者への就労支援や軽微な生活支援などを実施する。	2人	社会福祉法人 北川村社会福祉協議会	安芸郡北川村野友甲720番地	北川村 住民課 0887-32-1214
馬路村	デイサービスセンターを核に、各会館を中心とした高齢者・障害者を対象にした事業及び、地区の誰もが集える居場所づくり、地区のコミュニティの活性化を図る。	2人	社会福祉法人 馬路村社会福祉協議会	安芸郡馬路村大字馬路407番地1	馬路村 健康福祉課 0887-44-2112
芸西村	高齢者サロンを実施している村老人福祉センター機能を拡充し、高齢者から障害者・子供等の多世代交流の場を提供し、住民誰もが住みなれた地域で楽しく安心して生活ができることを目的に、センター事業を展開し併せて地域での雇用を創出する。	2人	社会福祉法人 芸西村社会福祉協議会	安芸郡芸西村和食甲1290番地	芸西村 健康福祉課 0887-33-2112
本山町	少子高齢化が急速に進む中、住民が住みなれた地域でふれあいを大切にしながら、安心して生活できることを目的に、本山町の介護予防施策を合わせたセンター事業を展開する。	3人	社会福祉法人 本山町社会福祉協議会	長岡郡本山町本山1041番地	本山町 健康福祉課 0887-70-1060

実施市町村	事業内容	雇用人数	事業者	実施場所	市町村担当課
大豊町	住民が住み慣れた地域で自立した生活ができることを目的に、介護予防施設ともあわせたセンター事業を展開し、また地域の集いの場(ミニデイ等)について送迎も含めた支援を行う。	3人	社会福祉法人 大豊町社会福祉協議会	長岡郡大豊町黒石345番地7	大豊町 住民課 0887-72-0340
土佐町	地域福祉活動の充実・見守りネットワーク・健康予防対策・認知症支え合い、高齢者の居場所づくり・閉じこもり出張デイの拠点となる事業を実施するとともに、地域住民の参画を得た持続可能な運営体制づくりを行う。	2人	社会福祉法人 土佐町社会福祉協議会	土佐郡土佐町土居194番地	土佐町 住民福祉課 0887-82-2333
いの町	すこやかセンター伊野の中にある地域交流スペースを拠点として、高齢者、障害者、地域の誰もが集えるサロン、居場所づくり、障害者等の就労支援事業を展開して、地域に根付いた継続できる事業を実施する。	4人	ふれあいサロンすこやか	香川郡いの町1400 すこやかセンター伊野	いの町 ほけん福祉課 088-893-3810
中土佐町 (2事業)	障害者、引きこもりの若者を中心としながら、子どもから高齢者に至る幅広い利用者がいつでも気軽に集まれる場所を運営するとともに、訪問活動、移動支援等を行う事業を実施する。	2人	社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会	高岡郡中土佐町久礼6551番地3	中土佐町 健康福祉課 0889-52-2662
	子どもから高齢者まで地域住民が自由に入出りし集える場を提供し、必要な方には送迎・食事提供・身の回りの援助を行う。また、介護保険、障害者自立支援法適用外の軽度の生活援助に地域へ出向き、サービスを提供する事業を実施する。	3人	社会福祉法人 かど福祉会	高岡郡中土佐町上ノ加江785-1	
佐川町 (3事業)	既存の保育所に併設。高齢者等に対して創意工夫したプログラムで居場所を提供するとともに、保育園児との交流等地域生活支援を行う事業を実施する。	2人	社会福祉法人 尾川児童福祉協会	高岡郡佐川町本郷2043	佐川町 健康福祉課 0889-22-7705
	既存の高齢者デイサービスセンターに併設。地元ニーズに対応した預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かりや宿泊機能をもつ。併せて、研修や地域交流も実施する。	2人	社会福祉法人 秋桜会	高岡郡佐川町永野字和田1476番地5	
	認知症対応型グループホームに併設。高齢者や子どもを受け入れ、地域のニーズに応じた事業を展開。	2人	株式会社 いこいの里	高岡郡佐川町丙3620-1	
日高村 (2事業)	発達障害等の支援を「医療」「障害」「教育」「子育て支援」が一緒になっておこなう。地域の空き家を利用して家庭生活と同じような環境の中で子どもの日中預かりや不登校への支援、放課後の学童預かり、児童虐待や子育てで疲れの支援などを実施。発達障害や子育て支援の理解を深めてもらうよう啓発の拠点となる。	3人	NPO法人 日高わのわ会	高岡郡日高村沖名3-2	日高村 健康福祉課 0889-24-5197
	高齢者生きがいデイサービスセンターに併設。障害者、高齢者を対象に日中の預かり、介護予防サービス、参加者の移送サービスなどを提供。ボランティアセンターも併設して配食や、入浴サービスふれあい電話による声かけ、軽度の生活支援などもおこなう。また、近所で集える場をつくり、サテライト型で地域のサロンを開設していく。	2人	社会福祉法人 日高村社会福祉協議会	高岡郡日高村沖名5番地	
四万十町	子どもから高齢者まで誰でも集い、子育てや生活支援、介護サービス等で見守り、支えあいの地域づくりの推進を図る。	3人	社会福祉法人 さくら福祉事業会	高岡郡四万十町大正190	四万十町 健康福祉課 0880-22-3115
大月町	高齢者、障害者、児童生徒を対象にしたサロンを開催するとともに、外出支援、送迎サービス等フレキシブルに対応できる住民の拠点の場づくりを行う事業を実施する。	5人	社会福祉法人 大月町社会福祉協議会	大月町鉢土605-3	大月町 町民福祉課 0880-73-1113
三原村	地区集いサロンを核として、高齢単身及び高齢障害世帯等の安否確認及び生活支援、社会参加・外出支援等を行う事業を実施する。	1人	社会福祉法人 三原村社会福祉協議会	幡多郡三原村来栖野479番地1	三原村 住民課 0880-46-2404
合計 (22市町村 28ヶ所)		76人			


あつたかふれあいセンターの事例1 —高齢者デイを中心とした実践

～地域福祉政策課ホームページ掲載情報～
【平成 22年2月16日現在】

あつたかふれあいセンターの名称		あつたかふれあいセンターいちご	
実施場所		高知県高岡郡佐川町永野1476番地5 デイサービスセンターいちご	
実施日時		月曜～土曜 9:20～16:00	
対象者		佐川町在住の方	
実施内容		既存の高齢者デイサービスセンターにフレキシブル支援センターを併設し、地元ニーズに対応した預かり、見守り、介護サービスを提供。 夜間預かり、宿泊も行う。併せて研修や地域交流も実施する。	
実施機能の 具体的内容	集う	○	子育てサロン、趣味サロン、居場所としての活用
	泊まる	○	緊急時の一時預かり
	預ける	○	緊急時の一時預かり
	訪ねる		
	働く		
	送る	○	当事業サービスにおける移動支援
	交わる	○	利用者の地域との交流
	学ぶ	○	地域勉強会へのスタッフ派遣
その他			
利用料金・利用条件等		昼食代実費 500円、一泊1,500円(夕食、朝食代)	
PR		介護保険の隙間を埋めるべく、富山型を目指します。 子供から高齢者まで地域のニーズに合わせ、活動を展開していきたいと思えます。	
連絡先		事業所	デイサービスセンターいちご
		住所	佐川町永野1476番地5
		電話	0889-20-0515
写真	手まり教室: 隔週で手まり教室を開催しています。 集い: 子供さんを連れて遊びに来てくれます。 もちつき大会: 近所の子どもさんやお母さん方といっしょにもちつき大会をしました。		
			
上記について、市町村問い合わせ先		担当課室	佐川町健康福祉課
		電話	0889-22-7705

あったかふれあいセンターの事例2 一社協によるサロンを中心とした実践

～地域福祉政策課ホームページ掲載情報～
【平成22年2月18日現在】

あったかふれあいセンターの名称		つどい処	
実施場所		中土佐町社会福祉協議会 近隣民家 中土佐町久礼（電話0889-52-2880）	
実施日時		月・火・水・金 午前9時から午後4時まで	
対象者		どなたでも	
実施内容		支援が必要な障害者や高齢者、子どもなど世代を超えた共生型の集いの場を提供するとともに生活支援のプログラムも実施しています。また個別の相談にも対応しています。	
実施機能の 具体的内容	集う	○	
	泊まる	－	
	預ける	－	
	訪ねる	○	来訪できない方への支援
	働く	○	就労への支援
	送る	○	送迎サービス
	交わる	○	ボランティアサークル等との交流
	学ぶ	○	利用者がミーティングで決めて実施しています
	その他	○	野菜作り・昼食作りなど
利用料金・利用条件等		昼食代・活動費実費(参加者のみ)	
PR		<p>【基本方針】つどい処のどれみ♪ どなたでも、気軽につどえる場所やき、なんでも話し合うがよ。 れんらくは、いらんきね。いつ来て、いつ帰ってもかまんき。 みんな支えおうて、ぼちぼちとでかまんき、やってみるかよ。 【スタッフの声】 利用者一人ひとりの声を聴き、それぞれに合った支援を心がけています。サークル活動や交流の場としてだけでなく、個別の相談も応じています。 【利用者の声】 ゆっくりと過ごせて、みんなで料理や体操などを楽しみながらやっています。一緒に楽しめる仲間を待っています。</p>	
連絡先		事業所	中土佐町社会福祉協議会
		住所	中土佐町 久礼 6551-3
		電話	0889-52-2058
写真		 <p>①センター入り口 （つどい処）</p> <p>②センター内の様子 （昼食つくりの様子）</p>	
上記について、市町村問い合わせ先		担当課室	中土佐町 健康福祉課
		電話	0889-52-2662

3. 釧路市「コミュニティハウス」の取り組み

次にフレキシブル支援センターのモデルの一つとして紹介された釧路市の「コミュニティハウス冬月荘」の取り組みを紹介する。

冬月荘は、2007年9月にオープンした施設で、「集い」「仕事づくり」「居住」の3機能を有している。元社員寮の建物を活用しており、1階はキッチン・ダイニングのほかに、20畳の和室があり、中学生の勉強会や親子ランチ会を開くなどの「集いの場」になっている。厨房では、就労支援として6人がシフトを組んで働いており、「仕事づくり」につながっている。2階にはトイレと洗面所を備えた6つの個室があり、10歳代から50歳代の方が住んでいる。さまざまな背



景をもつ育児中の親子や中高生、大学生、大人たちが集い、交わり、常駐するコーディネーターとともに地域課題を解決していく循環型地域福祉支援拠点となっている。

1) 冬月荘が誕生した背景

冬月荘が誕生した背景として、「地域生活支援ネットワークサロン」というNPO法人の存在、地域の様々な人との連携や協働、「道州制」という地域主権の考え方との出会いという3つの事柄を抑えておく必要がある。

冬月荘は、「地域生活支援ネットワークサロン」というNPO法人によって運営されている。このNPO法人は「誰もが自分らしくいきいきと生活できる地域づくり」を理念に掲げて2000年に発足し、釧路市内でさまざまな活動を行っている。代表を務める日置氏は、自らが障がい児の親として地域で生活するなかで、「これは困ってしまう」「こういうものがあればいいのに」というようないろいろな問題意識をもっており、それを解決するために仲間と一緒に活動を始めたことがスタートとなっている。当初は障がい児の親の会「マザーグースの会」として仲間と活動をしていたが、2000年に事業体としてNPO法人「地域生活ネットワークサロン」が独立し、地域のニーズに即応しながら、障がいの種別や有無、年齢にかかわらず地域生活支援事業を展開している。ネットワークサロンは、現在は釧路近郊に約20の拠点と職員約120人を抱え、年間予算が3億円を超える法人になっている。地域にある多様な課題を放っておくのではなく、できることから取り組むというスタイルを貫いていることが特徴で、そのNPOの実践が7～8年かけてたどりついた一つの形が「コミュニティハウス」となっている。

2つ目の背景として、NPO法人「地域生活ネットワークサロン」の7～8年におよぶ「活動は、NPOの力だけで行ってきたわけではなく、さまざまな人や組織・団体等との連携や協働の上になり立っていたという点が挙げられる。日置氏は、活動の積み重ねのなかで、「地域の“ニーズマスター”との出会いとつながりが生まれた」と表現している。「ニーズマスター」とは、日置氏

が名づけた言葉で、「地域のニーズをとらえている人」のことを表す。地域にたくさん存在するニーズマスターと、NPOの活動とがつながることで、多様な取り組みが生まれている。これにより、NPO法人がやりたいことを活動としてやるのではなく、地域にとって必要なこと（地域のニーズ）を持ち寄って活動につなげるスタイルを作り上げてきている。

3つ目に、北海道が進めている「道州制」との出会いがある。道州制とは、「地域のことは地域で決めよう」という地域主権の仕組みを示す。日置氏は2005年に「道州制推進道民会議」の委員となったことで、道州制の考え方とNPO活動には重なる部分が多く、これからの地域福祉づくりに使える仕組みであると考えられるようになる。北海道には他地域とは違う実情があり、国が決めた統一ルールでは不都合なことが事柄も多い。これまでは、国がつくったルールだから仕方がないと諦めていたが、「道州制」を通して「自分たちに適した、使いやすいローカルなルールをつくるべきだ」ということを学んでおり、それが、「コミュニティハウス」の構想につながっている。

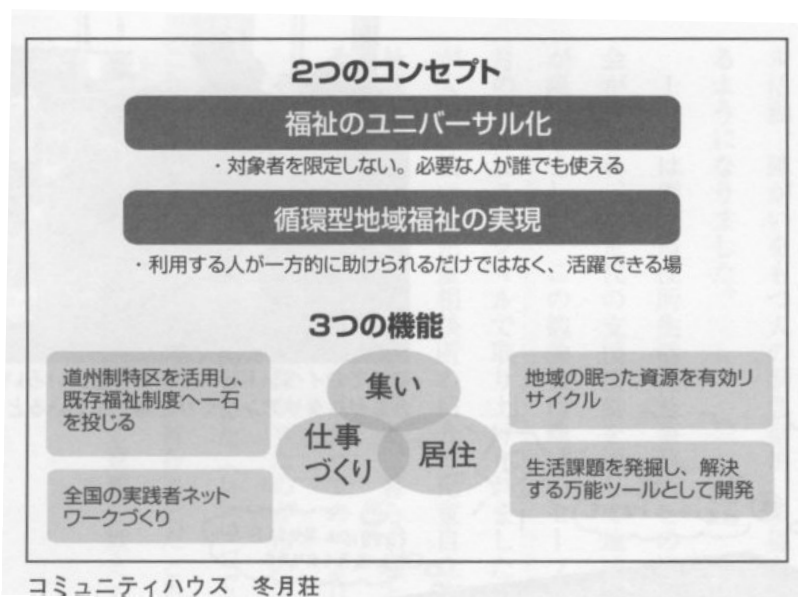
2) 冬月荘とは

①コミュニティハウスのコンセプト

コミュニティハウスは「福祉のユニバーサル化」と「循環型地域福祉の実現」という2つのコンセプトを持って進められている。「福祉のユニバーサル化」では、従来、縦割りだった福祉メニューの枠を取り払い、ユニバーサルな視点で対象を限定せずに支援することで、さまざまな人が自然に交わり、関わりをもつことを目指している。そうすることによって、地域のあらゆる生活課題に寄り添うことができ、「制度の隙間」がなくなるとしている。これはこれまで地域共生ケアが目指してきた「利用者の求めに対して高齢者、子ども、障害者という対象上の制約を与えない」（平野 2005）という考え方と共通する視点といえる。

「循環型地域福祉の実現」では、これまでの福祉の現場に多くみられる、支援を受ける側（利用者）と支援をする側（支援者）の一方通行の関係を、関わる人たちの誰もが、あるときは助けられ、あるときには助けるといった両方の役割を果たし、「支援が循環する」場を実現することを目指している。拠点に集まる人が皆、事業の参画者になるという意味であり、スタッ

フはあくまでもお手伝いをするのではなく、そういう場をつくり、コーディネートをする役割を



担うことになる。この考え方は、地域共生ケアでいう「共生ホームの中で展開される多様な人間関係を共に生きるという新たなコミュニティとして形づくり営み」と共通する考え方と見ることができる。しかし、コミュニティハウスでは、それをより明確に打ち出し、循環という言葉で表現している点がこれまでの実践とは異なる点といえる。

この二つのコンセプトのもとに、冬月荘では①集いの場（日中活動支援機能）、②仕事づくり（就労支援機能）、③複合型下宿（居住支援機能）の3つの機能を準備している。この三つは、コミュニティハウスに必須のものではなく、釧路市で実践する際にどんな機能があったらいいだろうかと検討した結果、生まれた機能であり、ほかの地域でコミュニティハウスに取り組む場合には、その地域にあった機能が求められる。釧路市の場合にはこの3つの機能が不可欠であり、それぞれの機能が常に連動することでコミュニティハウスの役割を果たしている。

以下に、連動の代表的な例を3つ紹介したい。

1) きよしクラブ

通いの場では、2007年に「きよしクラブ」ができた。「きよしクラブ」は、若年性認知症の女性が持ち込んだ課題から生まれた。5年ほど前から認知症が進み、介護などのお世話をご主人にしか気を許さなくなり、介護保険サービスの利用が難しく、家族の負担が大きくなっているということで、この方の大好きな氷川きよしのためならば冬月荘へ通って来てくれるのではないかと考え、氷川きよしの歌をスタッフが弾くギターにあわせてみんなで歌い、通う場をつくったのだ。家族や近所の人、親子連れ、障がい者など10人ほどが参加して、合間にお茶を飲んだり、おしゃべりを楽しむ。

初め、娘さんは、車の苦手な母親が夫から離れて、車に乗って冬月荘へ着けるのか不安だったと言うが、「でも、すんなりと車に乗っていきました。母が冬月荘の玄関に入りやすいように、氷川きよしのポスターを貼ってくださって」と微笑む。「母が会を仕切っていましたよね。皆さんが、歌の合間の『きよし！』という掛け声を、母の名前に変えて歌ってくださったのが印象的でした」と話していた。誰が誰を助けるのか、という話につながる事例だ。

2) 親子ランチ

また、働く場では、集いや住まいの場と連動して2008年から「親子ランチ」が盛況である。「親子ランチ」は、子育て中の親子が、安心して食べることができ、集える場にと企画し、厨房での仕事づくりという面もあわせて行っている。住人との交流が生まれたり、中学生の勉強会の日と重なると、中学生が子どもと遊んでくれるので、お母さんたちは大助かりで、普段は勉強を教わりに来る中学生が、逆に子育て支援を担う側になっていたということが多々起こる場だ。

3) みんなで高校行こう会～Zっと scrum（ずっとスクラム）

2008年には、生活保護受給世帯の中学3年生を対象とした受験の勉強会「みんなで高校行こう会～Zっと scrum（ずっとスクラム）」が発足した。きっかけは、釧路市生活福祉事務所か

ら、生活保護を受給している母子世帯を対象にした自立支援プログラムの一環として「子どもの学習支援をしたい」という話があったことだ。冬月荘が協働することになり、生活保護世帯の中学3年生に呼びかけて、1期生には14人が集まった。生活保護を受けている人も含めた地域の大人や、大学の先生や学生、福祉事務所のケースワーカーなど、いろいろな人が勉強を教える側として参加し、受講は無料。先生でも講師でも生徒でもない対等な関係であり、その結果子どもを評価せず、大人もありのままで過ごし、みんなが自然体の自分でいられる居場所になった。その後、子どもたちの熱い続行希望により、「Zっと！scrum」と名づけ、活動が続くことになり、今年で3期目を迎える。

冬月荘で実施したアメリカの高校生のホームステイ受け入れプログラムの際には、「scrum」の中学生がウェルカムパーティーの準備から当日の仕切りまで担当した。子どもたちが生き生きとし、勉強を教える側の大人も生き生き過ごせる場だ。

②恒常的な拠点とコーディネーター

コミュニティハウスが機能するためには、恒常的な場所（拠点）とコーディネーターの2つが求められる。拠点があることで、地域から「こうだったらいいのにな」「こんなことで困っている」「こんなことができないかな」という声があがり、その声の人たちが集まり、コーディネーターと一緒に解決に向けて「こんなことができる」「やってみよう」と動き出す。このときに集まってきた人たちの、全員課題解決の担い手にするのも重要である。地域の課題を把握し蓄積している「ニーズマスター」と、実際に困っている当事者が、対等な関係で意見を出し合い、コーディネーターと解決に向けてプロセスをとるものが、コミュニティハウスの仕組みとなっている。

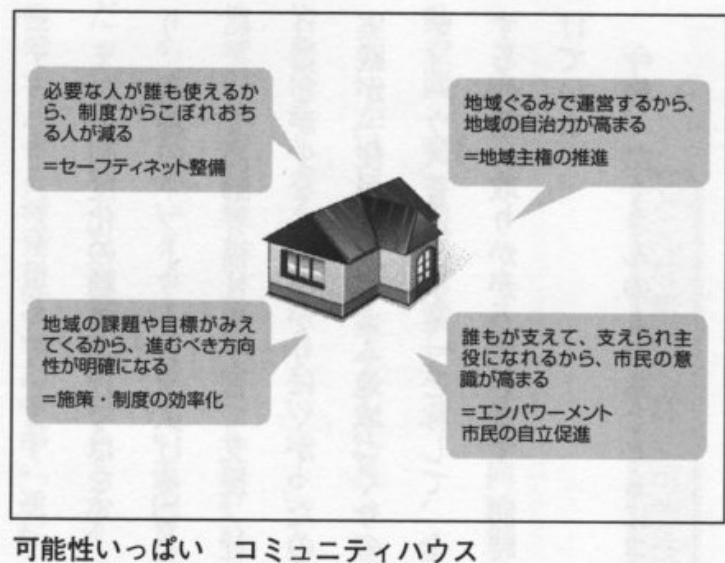
3) コミュニティハウスの定義とガイドライン

最後に、コミュニティハウスとは何かを検証する。

次ページの表は、2007年にモデル事業として実施した際に日置氏が考えた定義である。

特徴は、「実施のガイドライン」にある。器のかたちが制度の枠によって決められたとしても、その中身の決定は当事者も含めた担い手が決める。

コミュニティハウスは、地域のセーフティネットづくりのための1つのツールである。地域からの「課題」がコミュニティハウスに持ち寄られて、



そこで当事者や地域関係者などいろんな人たちと協働して解決をし、コミュニティハウスを通過していくというイメージを日置氏は描く。コミュニティハウスはただあればいいものではなく、そこへいろいろなものが入ってきて、同時にいろいろなものが出ていく装置であり、そのような出入りがなれば意味がないのだという。

新しい共生ケアの方法としてコミュニティハウス冬月荘をとらえたとき、こうした装置としての役割が実現できるのかどうか、またその役割を普遍化できるのかどうか大きな課題となるのではないだろうか。

表. モデル事業と検討会のなかで整理された「コミュニティハウス」とは？

定義: 地域におけるあらゆる生活課題に対して、生活主体とともに解決の手立てを講じる「地域拠点」であり、恒常的な「場」と常駐の「コーディネーター」を有する地域福祉事業である。

実施のガイドライン(及び評価軸):

地域による自治的運営のシステムと評価システムをもつ

あらゆる生活課題に必ず何らかの手立てを講じる

直接支援メニューを3つ以上もつ

自治体との連携システムをもつ

包括的で重層的な支援視点をもつ

人材育成、ネットワークづくり、まちづくり機能をもつ

Ⅱ－２ 全国にみる新たな地域共生実践の芽

1. 新たな地域共生の実践事例

研究会において全国の地域共生ケア実践者から実践の報告を受け、新たな地域共生の実践の芽を把握し、それらに共通する要素や地域性による違い、今後の発展のための課題等を整理した。

子ども・障害者・高齢者と年齢や障害を問わず、誰でも通える場やサービスを提供することが共生ケアの一般的定義であり、その代表的な実践が富山型デイサービスである。通所介護を実施するイメージが強く、普及においては、制度上の運用の難しさがこれまでも課題となってきた。その一方で、介護保険等の制度の枠にとらわれず、自主事業の活用や専門職だけではなく地域住民やボランティア等も関わることによって、誰でもが集える場を提供する実践は全国に広がりを見せており、こうした実践も含めて「地域共生」を定義し、その意義や課題を整理することが求められている。

今回は、コミュニティハウス冬月荘（北海道）、うちの実家（新潟）、つどい場さくらちゃん（兵庫）、ハート in ハートなんぐん市場（愛媛）、とんからりんの家（高知）、三原さん家（福岡）、といった実践者から実践の報告を受け、活動の共通性や地域性による違い等を議論した。これまでの共生ケアが子どもや要介護状態ある利用者を中心としていたのに対して、これらの実践では、精神障害者や介護家族、不登校児など、「誰でも」の中身に広がりが見られた。また、支援の内容も住まいの提供、就労支援、地域との協働事業の実施や地域振興など、狭い意味のケアを超えて、まちづくりにまで発展している。ここでは、それらの実践のうち、つどい場さくらちゃん（兵庫）、三原さん家（福岡）、ハート in ハートなんぐん市場（愛媛）を紹介する。

これらの実践は、対象や実践内容の広がりには差はあるものの、共通する重要な点として、相談機能と集い場の機能を持った実践であり、そこからニーズに応じた新たな資源開発を行っていることが明らかとなった。こうした対象を横断する相談の機能は、「緊急雇用対策・フレキシブル支援センター」の考え方にもつながっている。これまで場に注目が集まっていた共生ケアにおいて相談機能の重要性が焦点となったことで、新たな実践の広がりへのヒントとなる。

また、今回の研究事業を通して、分野を超えての実践者同士のつながりの重要性が認識された。これらの実践は、制度で保障されず、行政にも理解を得にくいのが、地域福祉の自発的実践として重要な役割を果たしており、それらが横につながることによって、その意義を再認識し、地域や行政に向けて発信を行うことができる。研究会をきっかけとして、今後こうした実践者のネットワーク化が進むことを期待する。

1) 三原さん家

福岡県久留米市安武町は、世帯数 2,000、人口 7,000 人の県内有数の農村地帯で、高齢者が多い地域だ。ここに、誰でも気軽に集える地域の家「三原さん家」がある。名前のおとおり、三原圭子氏の自宅だが、「一人で家にいるより、三原さん家に行ってみようか」と人が集まってくる。ちょっと立ち寄りたり、一緒にご飯を食べたり、昔ながらの近所づきあいが、ここにはある。

4年前に三原氏が地域の仲間と始めたラジオ体操も、今では十数人が参加するようになり、体操の後には楽しいティータイムがある。朝から身体を動かし、冗談を言い合い、大声で笑い合っ、高齢者が地域や家庭で取り残されることなく、仲間とともに元気に暮らしている。

自宅が自営業で、多くの従業員と一緒に暮らした経験をもつ三原氏には、「いろいろな人が支え合うことが自然なことなんだ」という思いがある。

だから、「同居している息子夫婦の帰りが遅く、夕食を一人で食べている」と聞けば、「一緒にご飯を食べない？」と誘い、近所の知的障害者の授産施設「出会いの場ポレポレ」の職員から「知的障害のある女性が父親を亡くし、一人暮らしになって心配だ」と聞けば、「うちに下宿したら？」と誘う。それがとても自然なことなのだ。この女性は、三原氏の義妹の助けも借りながら、まもなく「三原さん家」で暮らし始めて2年目を迎えるという。三原氏はいろいろな人を家族のように受け入れる。

三原氏の、垣根をつくらず、誰でも受け入れていく気持ちや行動が、徐々に地域に浸透し始めている。

「三原さん家」は、障害者の暮らしの場の支援を拓くことを目的に設立された社会福祉法人「拓く」が運営する、「出会いの場ポレポレ」の支援を積極的に行っている。

「ポレポレ」は、2001年に知的障害者の授産施設として設立され（2007年からは多機能型事業所）、ケアホームやグループホームなどで地域の暮らしを支援し、さまざまなイベントや研修会を開く一方、地域との交流も盛んに行っている。それでも、地域住民との交流や相互支援には限界があるようだ。

6年前から「ポレポレ」のイベントや研修会などに参加していた三原氏は、今はポレポレ倶楽部の副会長として、地域と「ポレポレ」の橋渡し役としても活躍している。たとえば、「月2回の早朝の資源ゴミ回収がたいへん」という話をポレポレから聞いた三原氏は、地域の人に相談し、あらかじめゴミを協力者の家にもってきてもらい、回収場所へ出してもらおうようにしたのである。

三原氏の、「いろいろな人が支え合うことは、自然なこと」「気負わず、誰とでも一緒に暮らしていこう」という姿勢が地域の人にも受け入れられ、地域の人々の協力が自然に得られている。

るようだ。こうして地域の人に手助けしてもらうことで、施設と地域の人とのつながりも広がっている。

今、「三原さん家」では、一歩先に進もうという動きがある。熊本県植木町にある地域交流サロン「ばあちゃんち」の見学をとおして、「高齢者も子どもも障害者も集える、地域の居場所がほしいね」と話が盛り上がっているのだ。

社会福祉法人「拓く」と三原氏が相談しながら、「三原さん家」の隣の使われていない倉庫を改造する話が進んでいる。集える場所を広くすれば、地域の人をもっとたくさん集えるのではないか、居室を設けてグループホームのように住める場所もあればよいのではないか、など夢は膨らむ。

これまでの交流で培われた、自然体で、誰でも集い、支え合っていこうという土壌が、高齢者、障害者、地域の人誰もが集える場所をつくり出そうという新たな動きを育み始めている。

2) 集い場さくらちゃん

「つどい場さくらちゃん」は、在宅介護中の家族や本人が、おいしいものやおしゃべりをゆったり楽しめる場をつくろうと、2004年兵庫県西宮市に開設された。介護情報も、出会いもあり、介護職とともに学ぶ場もある。

代表の丸尾多重子氏は、10代のころ祖母の在宅介護を目にして育ち、東京で15年間務めた後、地元の西宮市へ戻って母・兄・父を介護し、在宅で看取った経験をもつ。母親は肺がんを発症、転移し、1995年10月に亡くなった。同時進行で、長野県で精神障害を患っていた兄を引き取り、アパートを借りて面倒を見るも、母の死から2年後に自死。並行して、父親が87歳のときに脳梗塞を起こし、左片マヒと認知症となり、在宅介護を8年間行った。

父親の介護2年目に介護保険が始まったが、「何か変やなとずっと思っていた。同じ市内でも、住む場所によって使えるサービスがまったく違った。一番不満だったのは、家族支援が抜け落ちていたこと」と丸尾氏は語る。訪問介護を利用しても、しっくりこない。さらに在宅介護で社会から隔離していると感じた丸尾氏は、市の広報で知った「認知症の家族を介護している介護者の会」に参加するが、月に1回、2時間程度の開催では中途半端に感じられた。

そんななか、父親が退院して間もなく亡くなってしまふ。ずっと介護漬けだったこともあり、突然の別れにしばらく何をやる気力もわからずにいたが、これではいけないと思った丸尾氏は、ヘルパー1級養成講座の新聞広告を見て、学校に飛び込んだ。ところが最後の実習先の施設で、泣き叫ぶおばあちゃんを裸にしてストレッチャーに乗せ、ボタン1つで入浴させる機械浴を見て、「これはお風呂じゃないし、まして介護保険でお金を取ってやることじゃない」と激しい怒りを感じることになる。

翌日、丸尾氏は何をするにも拠点が必要だと物件を探し始め、活動場所となるマンションを見つけた。そして、西宮市の花である桜から命名し、つどいの場を設けることになる。

開設にあたっては、在宅介護者だけの集いにしないことにこだわった。介護保険サービスの有無に関係なく、そして行政や社協や福祉の専門職も集い、交流する場にするこゝで、互いに誤解せずに伝え合えることができると考えたからだ。実際、地域の主婦や定年した男性、学生や教員、市町村社協や地域包括支援センターの職員など、多様な人たちが出入りしている。在宅介護で看取った人が参加したり、大学の研究室の集まりの場として利用されることもあるという。

しかし、そのような思い描いた通りのつどいになったのは3年目から。1年目は閑古鳥の状態、借金が増えた。開設から3年経ち、それまで任意団体で活動してきたが、これ以上借金をしたら立ち行かないという状態になって、NPO法人格を取得した。書類づくりなど、元サラリーマンのボランティアが手伝ってくれた。法人になったことで、会員を募って会員費をいただきながら運営できるようになった。「宝はボランティアのみなさん」と丸尾氏は胸を張る。

丸尾氏は、当初から、つどいに来た認知症の高齢者や車いす利用者を積極的に外へ連れ出した。介護保険がスタートしてから、外の冷たい目を感じて、本人も家族も外出を諦めていた人たちだった。遠距離の旅もした。「町に車いすの人がいなければ、たとえば、子どもたちに『年寄りを思いやりましょう』って言うても無理。出かけた先で、自分が突然、介護者になるかもしれないということを学んでほしいとも思った」（丸尾氏）。

今、地域に必要なのは、ご近所で助け合う取り組みだと丸尾氏は語る。さくらちゃんでは、訪問介護サービスでは受けられない隙間を担う「見守り隊」を組織している。一緒に散歩に行く、スーパーに買い物に行く、通院する、お出かけの時にちょっとサポートするような見守りなど、依頼内容は多岐にわたる。認知症のある人が入院し、24時間家族が付き添わなければならない場合に、短時間だけ代わって見守り、その間に家族に用事を済ませてもらうようなこともしている。

西宮市でも、モデル事業として見守り支援を行っているが、「利用は月曜から金曜日の9時から5時まで」「病院は対象外」「家族が居る所じゃないとだめ」などの制約があるため、市の事業よりもはるかにさくらちゃんの「見守り隊」への利用が多いという。

「立派なことは出来ないし、薬を飲んで夜中3時に電話がかかってくるような人もいたりしますが、やり続けることで少しずつ浸透しているのかなと思っています」と丸尾氏は語る。介護が終わったり、子育て中だったり、介護中だったりしなれども、社会とつながって役に立ちたいと思っている。その姿は、私たちの姿でもある。

3) ハート IN ハートなんぐん市場

愛媛県の最南端に位置する愛南町は、人口約26,400人の自然豊かな町であり果樹栽培や漁業が盛んだが、近年の不況の影響もあり、町全体の雇用環境が深刻な状況となっている。そんな

なか、働く場をつくり、障害のあるなしに関わらず生き生きと暮らせるまちづくりに取り組んでいるのが「NPO 法人ハート in ハートなんぐん市場」である。

①精神障害者の自立支援から地域全体の活性化へ

NPO 法人ハート in ハートなんぐん市場（以下「なんぐん市場」）の歴史は、財団法人正光会御荘病院と密接に結びついている。昭和 37 年に精神病院である御荘病院が設立されたことをきっかけとして、地域住民と精神障害者の関わりがはじまった。御荘病院は長期入院になりつつある患者さんを退院させる取り組みを始め、昭和 49 年に長期入院患者の社会復帰と自立を推進するための「社会復帰施設平山寮」を開設。平山寮で暮らす人たちは農業や漁業などを行い、自立を目指してきた。こうした取り組みを、みかん農家や牡蛎の養殖業者が仕事を提供するなど、地域の人たちが理解し支援してきたという経緯がある。

昭和 61 年には「南宇和精神衛生を考える会（現南宇和心の健康を考える会）」発足、平成元年には御荘保健所が中心となり官民一体となった「南宇和精神障害者の社会参加を進める会（現南宇和障害者の社会参加を進める会）」を発足。この「進める会」のなかから、サブグループの活動として始まった福祉リサイクル事業（「ハート in ハート」）を皮切りに、「ともに生きるまちづくり」を目指すさまざまな活動が具体的に展開されてきた。そして平成 18 年、NPO 法人として「ハート in ハートなんぐん市場」が誕生したのだ。

この経緯のなかでだけでも、革新的な取り組みがあり、試行錯誤があり、数え切れないほどのヒューマンドラマがある。精神障害者のケアと自立支援の先進的な取り組みを地道にやっていた病院の医師やスタッフ、保健所に加え、地域住民の協力や行政との連携など、宝のような人材と経験の数々。その一つ一つが蓄積され「なんぐん市場」の今がある。

②仕事の間をつくり出す

「なんぐん市場」のメインの活動は、働く場を創出して、仕事を提供していくこと。精神障害者の社会的自立を目指した活動は、“障害のある人ない人”に関わらず、地域で生き生きと暮らしていくためのベースづくりへとシフトしている。これには昨今の不況、少子高齢化、地域の過疎化が大きく影響している。「御荘病院の患者さんや退院された方だけを対象にしてはいただけなくなりました。この地域全体が活気づくことが大切なのです。ですから、私たちの活動は疾患があるとか、障害を持っているということに関係なく、ここに暮らす人が生き生きとできる場をつくることだと考えています」と長野さんは言う。

③観葉植物のレンタルと温泉施設の運営

活動は多岐に渡っているが、代表的な事業が「エコテリアなんぐん」と、「山出やまいだし憩いの里温泉」の運営だ。観葉植物をメンテナンスして、役所や商店などの事業所にレンタルする「エコテリアなんぐん」（就労継続支援 A 型）は、「なんぐん市場」のベースとなった事業でもある。

「山出憩いの里温泉」は、かけ流しの温泉を中心に、キャンプ場やログハウスを併設した温泉宿泊施設。町営の頃は毎年大幅な赤字で、町の予算から補てんを受けていたそうだが、「なん

ぐん市場」が指定管理者となった初年度は売上ベースで町営時代の40%アップした。以来、黒字経営を続けている。

指定管理者の条件として、町営の頃からのパートを含む従業員全員を雇う必要があったため、現在はその従業員と精神障害者を含む「なんぐん市場」のメンバーが働いている。町営の頃からの従業員に話を聞くと、「精神障害のある人と一緒に仕事をする事になり、最初はどうか戸惑いました。でも、一緒にやっていくうちに、仕事はできるし、なにより気持ちの優しい人ばかりで、障害に対する見方が変わりました」と言う。「山出憩いの里温泉」のマネージャーであり御荘病院の精神保健福祉士でもある中野さんは、「障害があるから単純作業などと仕事を決めつけるのではなく、障害がある人もない人も同じく仕事をしてもらいます。時給も一緒ですから、自分の受け持つ仕事には責任を持って取り組んでもらっています」と言う。これは「なんぐん市場」の活動すべての根本にある考え方だ。

④新たな事業への展望

「安心だけでは生きられません。誰かに必要とされている実感、生き甲斐があって初めて、地域で暮らすことができるのです。そのために私たちは“ともに生きる”“ともに働く”ことを目指しています」と長野さんは言い、地域の特性を活かした“働く場”がさらに必要だと続ける。

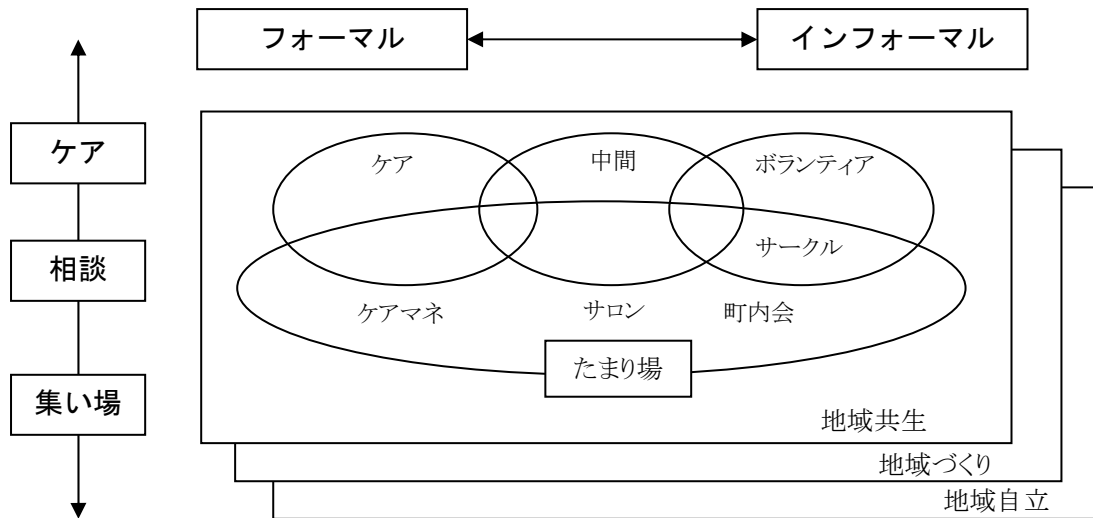
「なんぐん市場」では、新たに農業部門を立ち上げ、耕作放棄地での農産物の生産や、加工して特産品をつくることを予定している。取材中に町の農林課や農業支援センターの職員とのミーティングが行われたので同行させてもらおうと、活動の主旨と内容を熱く伝える「なんぐん市場」側に対し、行政の側からは活動に適した場所の提案や、生産する野菜や果樹の品種についてアドバイスがあった。これが行政とのつながりも大事にしながら連携してやってきたスタイルだ。ここにも「ともに」という考え方が生かされている。

また、前述の「山出憩いの里温泉」では新たにペットツーリズムにも取り組む予定で、着々と準備が進められているし、ほかの地域から人を呼び込む体験型のマリンファーム構想もある。

愛南町に限らず、少子高齢化が進み、疲弊している地域が少なくない。とくに昨今の景気の低迷は、地方の市や町に大きな打撃となっている。産業を創出し、ここで暮らす人みんなを元気にしようとする「なんぐん市場」の取り組みはまだまだ途上だが、そこには大きな希望と可能性が見えている。

2. 新たな地域共生の要素

研究会では、これらの実践に共通し、地域共生ケアに必要な要素として、次の図が議論された。未完成のものではあるが、今後の研究を深めていくうえでの試案として提示しておく。縦軸に拠点の機能、横軸にそれを担う主体が配置されている。さらに、地域共生から、地域づくりへの広がり、経済も含めた地域自立への実践への広がりを含んでいる。



研究会では、地域共生ケアに必要な3つの要素として①直接的ケア、②相談機能、③集いの場の3点が挙げられた。3点がセットになり、一体的に運営されることで、その機能が発揮され、地域ケアの向上へとつながると考えられる。

これまで地域共生ケアでは、場を共にすることで生まれる関係性への注目が大きく、それを円滑にするためのスタッフの働きかけなどについて研究を行ってきた。しかし、今回の研究会では、新たに登場している多様な地域共生ケアの実践を鳥瞰するなかで、地域共生の場を可能にする要素として、相談の機能が重要になるということが明らかとなった。そもそも、地域に解決されずに眠っている課題を受け入れるためには、そこに何らかの形での相談機能がなければ、サービスの利用にもつながらないためである。

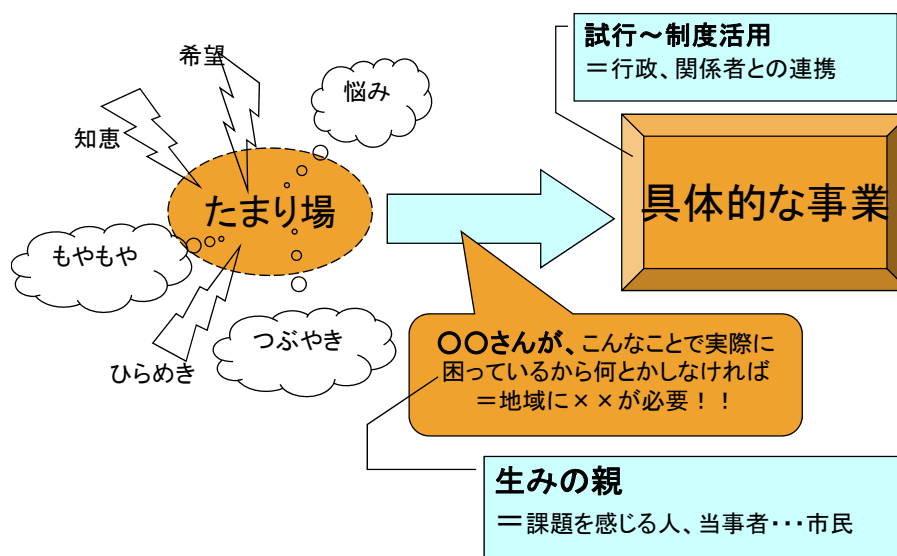
このゆびと一まれにおいては、まず、電話などで支援を必要とする人が相談を持ち込むことでサービスにつながる。このとき、持ち込まれたニーズは断らないとする富山型の場合、共生の場やサービスにつながりやすいため、相談として独立しているわけではなく、見えにくい機能となっていると考えられる。また、利用の開始だけではなく、すでに利用している利用者やその家族から泊まりの支援や自宅への訪問、送迎、ターミナルケアなど、細かなニーズに応じていくこと

ができるのも、職員が利用者や家族の話を聞くことができる体制があるからであり、内部に相談機能を含んでいるためであると考えられる。

これをより見えやすい形で実践しているのが、先に紹介したコミュニティハウス冬月荘を実践しているNPO法人地域生活支援ネットワークサロンの取り組みである。日置氏はネットワークサロンの取り組みを、下記の図を使って説明している。ネットワークサロンには、「たまり場」と呼ばれる場があり、ここに集まった人から悩みやつぶやきが発せられることで、ニーズが溜まる「たまり場」となる。「たまり場」とは単に人が溜まるという意味ではなく、ニーズが溜まるという機能を伴う用語として使われている。ここでは、相談機関が行う相談のように、課題を認識した人が訪れて相談をするという形ではないが、もやもやしたものを吐き出す場があることで相談的機能を果たすことになる。

また、ここでは課題だけではなく解決のための知恵やひらめきが生まれてくる。これによって、単に相談で終わるのではなく、具体的な課題解決への動きへとつながる。そのため、ネットワークサロンでは、この課題を持ち込んだ人を「生みの親」と呼び、重要な位置づけをしている。コーディネーターは、たまり場につぼのように溜まる、はっきりしたニーズではない、不定愁訴的な相談を、その場の声を聞きながら具体的な事業につなげることが一つの役割となる。

「たまり場」から始まる具体化プロセス



Ⅲ 地域共生ケア普及のための研修プログラム

Ⅲ－１ モデル事業による研修プログラムの検討

１．鳥取県での地域共生ケアの取り組み

１）施策化に至る経緯

鳥取県における「地域共生ケア」の取り組みは、どちらかといえば行政の支援策が実践を先行している。そのきっかけとなったのは、富山県で開催された共生ケアフォーラムに県の障がい福祉の担当者が参加したことだった。その後、「このゆびと一まれ」等へ視察するなどの経緯があった。

具体的な動きが始まったのは、少し時間をおいた2008年1月。「鳥取県型共生ホーム創設モデル事業」として、普及啓発活動経費及び整備費補助金が予算化され、さらに7月には、普及啓発セミナーを実施された。そして具体的な支援策として、10月に「共生ホーム施設改修等事業」が創設された。しかし、実践と支援策との関係は必ずしも円滑ではなかった。その時点で、実践者からは10件程度の相談を受けていたにもかかわらず、補助金が使われないままに自前で実施されるという状況にあった。

こうした状況のなか、2009年に所管部署が障がい福祉課から長寿社会課に変更になり、事業内容も「鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業」として大きく改正された。主な変更点は、補助対象と県の補助率である。「共生ホーム施設改修等事業」は既存事業所の事業拡大を想定して、「施設改修事業費」「施設機能向上改修等事業費」といった極めて限定的な対象であった。これに対

項目／年度区分	平成20年度	平成21年度
補助事業	共生ホーム施設改修等事業	鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業
所管課	障害福祉課	長寿社会課
補助対象経費	① 施設改修事業費 共生ホーム運営施設の整備に要する民家の改修・増築に要する工事費又は工事請負費 ② 施設機能向上改修等事業費 既存共生ホームに新たなサービスを追加するための増設等に要する工事費又は工事請負費	① 環境整備費 共生ホーム運営施設の新規整備に要する工事費又は工事請負費 ② 運営費 共生ホーム立上げに必要な人件費
補助費	県1/3、市町村1/3（任意）	県1/2、市町村任意
補助金上限額	① 施設改修事業費 $5,000千円 \times 1/3 = 1,666千円$ ② 施設機能向上改修等事業費 $2,000千円 \times 1/3 = 666千円$	① 環境整備費 $10,000千円 \times 1/2 = 5,000千円$ ② 運営費 $4,000千円 \times 1/2 = 2,000千円$
事業予算額	① $1,666千円 \times 3$ 施設 = 4,998千円 ② $666千円 \times 3$ 施設 = 1,998千円	① 新規+共生5,000円×9施設 = 45,000千円 既存+共生5,000円×5施設 = 25,000千円 ② $2,000千円 \times 16$ （14+2施設） = 32,000千円 合計 102,000千円
	合計 6,996千円	合計 102,000千円

し、「鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業」は、共生ホームの新規整備についての「整備事業費」が補助の対象となり、県の補助率も1/3から1/2に変更され（市町村は任意）、補助金上限も高くなった。これには新規に開設される介護保険事業所を共生ホームへ誘導するという意図がある。さらに、共生ケアにすることで加配することになる人件費についても補助の対象とし、パートあるいは臨時職員を雇うと想定して、その1/2相当の200万円を上限に設定することで、運営面についても支援している。

2) 「鳥取ふれあい共生ホーム整備促進事業」の概要とその現状

この事業は、「高齢者、障害児・者及び児童が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとできめ細やかなケアを受けながら地域生活を営むことができるように支援する」ことを目的とし、その事業内容としては、「高齢者、障害児・者及び児童のうち、少なくとも二者以上を対象として、デイサービスやショートステイ等の日中や夜間の介護・訓練、レクリエーションや保護・預かりなどの各種事業を複合的に組み合わせ」たものとなっている。あくまでも介護保険の通所介護や小規模多機能型居宅介護サービス等を中核に、障がい児・者、子ども、要介護認定を受けていない高齢者といった人々を受け入れていくかたちでの共生ケアを想定している。そこには、事業の安定的な運営を担保するためには、制度上の事業を基盤にすることが前提だという判断がある。

この事業の特徴の1つは、単にホーム内での共生だけではなく、「地域共生」を強く意識している点にある。事業実施要綱の目的には「地域共生」は謳われていないが、事業所の基準では「企画・運営等への住民参加の連携体制が構築されていること」「市町村、自治会、ボランティア等の地域住民の理解を得ているとともに、交流・協力体制が図られていること」など、共生ホームを地域の拠点として想定しようという意図が読み取れる。

なお、この事業は間接補助事業であり、指定の管轄は市町村となっている。ただし、市町村の補助率については任意としており、たとえ市町村が補助しない場合でも県からの補助を受けることができるなど、市町村の主体性を意識しつつも、柔軟に対応できるものとなっていることも特徴の1つといえる。

こうした支援策が先行しているなかで、「地域共生ケア」の実践はあまり普及していないのが現状である。2008年10月の段階で把握されている「共生ホーム」は県内で2か所にとどまる。双方ともに介護保険の事業を基盤に、障がい児・者や子どもを受け入れている。

2. モデル事業の概要と結果

鳥取県で行った「地域共生ケア起業推進モデル研修」について紹介してみたい。研修のタイトルは、2通りの解釈ができる。それは「推進（すべき）モデル」の「研修」、そして「推進」のための「モデル研修」である。当初はそれを強く意識したものではなかったが、研修の具体的な準備を進める段階でその区別を登壇者で再確認した。

研修は以下のようなプログラムで実施された。1日目は地域共生ケアの理念や、実際の実践内容の紹介、行政との連携について理解する内容となっている。2日目は、事業を実際に行う際に必要となる基本的な考え方や、事業運営の方法、立ち上げの実践事例等を理解する内容となっている。

プログラム	
●1日目(17日) 09:30~10:00 受付	●2日目(18日) 10:00~12:00 地域における事業所の役割 全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田昌弘
10:00~10:10 開講・インフォメーション	12:00~13:00 昼食休憩
10:10~11:20 地域共生ケアとは何か このゆびと一まれ(富山県) 副代表 西村和美	13:00~14:30 ちいさな介護の起こし方-始め方 ライフデザイン福祉経営研究所 代 表 大内俊一
11:20~12:20 地域共生ケアの実際 はなのいえ(兵庫県) 理事長 内海正子 あしたばの家(広島県) 代 表 佐藤純子	14:30~15:00 実践報告 もちもちの木(広島県) 代 表 竹中庸子
12:20~13:20 昼食休憩	15:00~16:00 質疑応答&フリーディスカッション ライフデザイン福祉経営研究所 代 表 大内俊一 もちもちの木(広島県) 代 表 竹中庸子 全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田昌弘
13:20~15:00 地域共生の意義と行政の支援 パネリスト はなのいえ(兵庫県) 理事長 内海正子 あしたばの家(広島県) 代 表 佐藤純子 鳥取県福祉保健部 (調整中) コーディネータ 山口芸術短期大学 講 師 佐藤真澄	16:00~16:30 二日間の振り返り
15:00~16:00 質疑応答とワークショップ ~自分たちの思い描く地域共生ケア~	※昼食は各自でご用意ください。
16:00~16:30 振り返り	



1) 事前アンケートからみる参加者の関心

研修の参加者は、介護保険関係とりわけ通所系サービスに従事する者が中心で、経営者や事務職といった立場の参加者が多い。富山県では、現場の介護職が多かったが、それに比べると、具体的に起業に結びつきやすい立場の人が参加しているとみることができる。起業への意向についても、現在の事業を拡大させる形での地域共生ケアを目指す割合が高い。また、企業は考えておらず勉強のため参加したという割合も高く、それほど地域共生という考え方が広がっていない地域でのモデル研修という特徴を反映しているといえる。

表1. 参加者の職業

	介護保険関係	障害者福祉関係	その他の福祉関係	医療関係	福祉・医療以外	無職	無回答	調査数
人	32	2	6	-	6	-	1	46
%	69.6	4.3	13.0	-	13.0	-	2.2	100.0

↓

	入所施設	通所系サービス	訪問系サービス	その他	無回答	調査数
人	8	18	4	5	8	32
%	25.0	56.3	12.5	15.6	25.0	100.0

表2. 参加者の現在の役職

	経営者	介護職・ヘルパー	ケアマネジャー	看護職	事務職	相談員	その他	無回答	調査数
人	16	8	5	3	13	3	1	1	46
%	34.8	17.4	10.9	6.5	28.3	6.5	2.2	2.2	100.0

表3. 地域共生ケア起業への意向

	新たな地域共生ケアの事業所の立ち上げを目指している	現在実施している事業を拡大させる形で目指している	現在は具体的な開設予定はないが、将来的には実施したい	現在は起業は考えておらず、勉強のために講座に参加した	無回答	調査数
人	2	13	11	19	1	46
%	4.3	28.3	23.9	41.3	2.2	100.0

地域共生を起業したいと考えた理由については、「無回答」が最も多いが、これは先ほどの勉強のためという人の割合が多いことと関連して、地域共生魅力を具体的に感じて研修に参加しているわけではないためと考えられる。具体的に魅力を感じている人については、「地域のニーズ

に答えることができる」がもっとも多く、次いで「多様な人間関係が担保できる」となっている。これまでの経験のなかで、地域共生の必要性を感じた経験については37%が「ある」と答えている。

研修を通じて知りたい事柄については、地域共生ケアの考え方や理念、地域との関係・連携方法といった、地域共生ケアの基本的な考え方や理解につながる項目が高く、富山県の研修との違いが大きかった。さらに、地域共生ケアにおけるケアマネジメントやスタッフの育成方法など、地域共生ケアのケア内容を実践するための項目が上位にくる。富山県の研修とは違い法人設立や事務的業務などの運営の基礎知識については低い結果となったが、受講者に経営者が多いためすでに一定の経営の知識を持っていることや、現在の事業を拡大させて地域共生を目指したいという受講者の割合が高いことが背景にあると考えられる。

表4. 地域共生ケアを起業したいと考えた理由

	人	%
利用する人が多様な人間関係を持つことができることに魅力を感じたため	8	17.4
年齢等を問わず、地域のニーズに応えることができることに魅力を感じたため	12	26.1
高齢者の事業を実施しているが障害者のニーズが見えてきたため	1	2.2
事業の拡大や安定的な経営を目指すため	3	6.5
現在すでに実施しており、それを事業として確立させたいため	2	4.3
その他	-	-
無回答	20	43.5
調査数	46	100.0

表5. 研修を通じて知りたいと思った事柄

	人	%
地域共生ケアにおける地域との関係・連携方法	26	56.5
地域共生ケアの考え方・理念	25	54.3
地域共生ケアにおけるケアやケアマネジメントの方法	17	37.0
地域共生ケアに求められるスタッフの力量・育成方法	15	32.6
自治体との連携・折衝方法	12	26.1
運営・税務等に関する事務的業務内容	10	21.7
地域共生ケアにおける事故・トラブル発生時の対応方法	8	17.4
法人設立の手続き方法・内容	5	10.9
その他	1	2.2
無回答	1	2.2
調査数	46	100.0

2) 「推進モデル」の「研修」(1日目)

2日間の研修のうち、1日目は「推進モデル」を普及させるための「研修」に相当する。地域共生ケアのパイオニア的な存在である「このゆびと一まれ」をはじめ、各地で取り組まれている先駆的なモデルについて、実践者自身が語ることで、その普及をねらった研修といえる。

○ 地域共生ケアとは何か

「このゆびと一まれ」(富山県富山市) : 副代表 西村 和美 氏

「このゆびと一まれ」の実践は、多くの参加者がすでに話を聞いたり、実際に見学したりしている。そのこともあって、西村氏の報告は、「このゆびと一まれ」という空間で展開される共生ケアの場面だけでなく、行政との関係、とりわけ規制の特例や富山県独自の支援策、あるいは地域との関係といった普及を意識した切り口で行われた。

具体的には、開設当初、行政の理解が得られず苦勞したり、資金確保に翻弄したりといったエピソードが語られた。また、利用する高齢者が、「このゆびと一まれ」だけではなく、地元住民との関係性のなかで支えられていることが、具体的な事例をもとに語られた。

多様な人々が集まることで生み出される関係性や、一人ひとりに寄り添い、看取るといった地域共生ケアの具体的な場面についても、写真を交えながら、参加者が具体的にイメージできる形で語られた。

○ 地域共生ケアの実践

①「はなのいえ」(兵庫県姫路市) : 理事長 内海 正子 氏

内海氏からは、「このゆびと一まれ」という「推進モデル」を参考にしながらも、地域の特性に応じて、いわばカスタマイズして地域共生ケアを作り上げたプロセスについての報告があった。

内海氏は父親の介護をきっかけに福祉の道を志した。専門学校を卒業した直後の2003年4月に、富山県で開催された「企業家育成講座」を受講している。そのなかで「富山型しかない」という確固たる決意が固まりNPOを設立するが、県内で初めての「地域共生ケア」であったため、行政の理解が得ることはできなかった。そのため、まずは介護保険の指定通所介護事業所としてスタートし、自主事業として障害児・者や幼児を預かるという方法を選択した。その実績が行政に認められて、のちに支援費制度の事業として指定を受けた。

内海氏の報告は、行政の支援策とともに普及してきた「富山型」を他県で普及させることの難しさを示しているが、同時に、行政の支援策が先行している鳥取県においては、普及させる条件が整っているのではないかという提案も含まれていた。

②「あしたばの家」(広島県広島市) : 代表 佐藤 純子

佐藤氏もまた義父の介護をきっかけに、介護の仕事 시작했다。自分の体験から、介護している家族にゆとりを持ってもらいたいと、1日3000円で高齢者や障がい児(者)の区別なく、誰でも預かるようになった。つまり、当初から「共生ケア」という形を目指したわけではなく、ニーズに応えた結果としての「共生ケア」であった。その点は、「このゆびと一まれ」と共通している。

「誰でも」という理念からすると、利用者の要介護度で報酬が決まる介護保険には抵抗があった。しかし、事業の安定と利用者の負担を考えた結果として、NPO法人格を取得し、介護保険の指定を受けた。障がい者についても障害者自立支援法の導入を契機に制度上のサービスを選択した。さらに、2009年には小規模多機能ホーム「おひいさん」を開設し、事業規模を拡大している。

佐藤氏の報告では、こうした新たな制度のもとでの事業展開を紹介しながら、一方では、国一律の制度では支えきれないニーズが存在していることも指摘している。「その人」そのものを受け入れるためには、ボランティアを含む地域住民としての活動が原点にあることを確認した。

○ ディスカッション「地域共生の意義と行政の支援」

1日目の研修のまとめとして、鳥取県福祉保健部長寿社会課高齢者施設福祉係 係長 藤井裕二氏を交えて、「地域共生の意義と行政の支援」というテーマでディスカッションを行った。「地域共生の意義」については、すでに実践者からの報告に含まれていたため、ここでは主には行政の支援に力点が置かれた。

まずは、藤井氏から「鳥取ふれあい共生ホーム事業」の概要が示され、その内容について内海氏、佐藤氏からの意見を求めた。両者ともに県の独自の支援がない状況で起業・運営しているため、鳥取県の支援策にはきわめて肯定的な評価であった。とくに、施設整備費のみでなく、運営費が補助されるという点に関心が高かった。

一方、参加者からは、これまでも県の支援策については説明を受けたが、なお起業にはハードルが高く、その一因に市町村の担当者に温度差があることが指摘された。この点について、内海氏、佐藤氏からは市町村との折衝について具体的な内容を含めて追加の報告があった。そして、県の支援策の前提として、まずは市町村の担当者に地域共生の意義を理解してもらうことが最も重要であることを登壇者、参加者ともに確認した。

○ 参加者からみた研修の成果

研修の参加者を対象に行った「振り返りシート」の結果から、1日目の研修について評価したい。この「振り返りシート」は大きくは「わかりやすかったか」「役立つ内容であったか」「新しい気づきがあったか」という3つの設問からなる。

いずれも「そう思う」「とてもそう思う」が過半数を占めているが、その内容によって傾向は異なる。相対的に、実践報告は「わかりやすかった」が高く、ディスカッションは「新しい気づきがあった」が高い。実践者による講演や実践報告は参加者になじみが深く理解されやすい。一方で、行政担当者を交えたディスカッションという形式は、なじみが少なく、それを「わかりや

すく」伝えるという点では課題は残るが、新たな知見をもたらすという点では一定の評価ができるのではないかと考える。

自由記述の内容をみると、「思いを貫けば何とかサポートがあるのではないか」「やれることをやってみたい」「行政があまりやる気がなくても、事業所から声を掛けておこなっていく」といった前向きな意見が多い。このことから、研修の目的は一定程度達成されたと評価できる。ただし、鳥取県の補助事業について詳細に知りたいなど、「普及」のための研修内容としては課題が残る。

問1. 内容はわかりやすかったですか

		調査数	うま 思 つ わ た く い そ	な い そ う は 思 わ	い ど ち ら も	そ う 思 う	思 う と も そ う	無 回 答
講演	人	34	-	-	3	17	14	-
	%	100	-	-	8.8	50	41.2	-
実践報告	人	34	-	-	7	14	12	1
	%	100.0	-	-	20.6	41.2	35.3	2.9
ディスカッション	人	34	-	-	6	21	3	4
	%	100.0	-	-	17.6	61.8	8.8	11.8

問2. 今後の実践に役立つ内容でしたか

		調査数	うま 思 つ わ た く い そ	な い そ う は 思 わ	い ど ち ら も	そ う 思 う	思 う と も そ う	無 回 答
講演	人	34	-	-	7	21	6	-
	%	100	-	-	20.6	61.8	17.6	-
実践報告	人	34	-	-	9	17	7	1
	%	100.0	-	-	26.5	50.0	20.6	2.9
ディスカッション	人	34	-	-	5	18	7	4
	%	100.0	-	-	14.7	52.9	20.6	11.8

問3. 新しい気づきがありましたか

		調査数	うま 思 つ わ た く い そ	な い そ う は 思 わ	い ど ち ら も	そ う 思 う	思 う と も そ う	無 回 答
講演	人	34	-	-	9	15	8	2
	%	100	-	-	26.5	44.1	23.5	5.9
実践報告	人	34	-	-	9	18	5	2
	%	100.0	-	-	26.5	52.9	14.7	5.9
ディスカッション	人	34	-	-	5	20	4	5
	%	100.0	-	-	14.7	58.8	11.8	14.7

講演「地域共生ケアとは何か」で学んだ内容

事業を進めるためにスタッフをどう確保するのか
地域との関係がやはり重要ということ
高齢者・障がい者（児）・職員の共生ケアに対するプラス面を学んだ
共生ケア、地域共生ケアについての内容の再認識
今後の実践はなかなかハードルが高いと思う
ターミナルは家族が望むなら介護の場で受け入れる
当該サービスのモチーフが「看護は全ての人が対象⇒介護の対象も全ての人」という点
要望があれば即OKはするが、家族の介護力も維持をするということ
誰もが地域でともに暮らすということ。当たり前のようにまだまだ排除、縦割り社会というのは根付いているので、改めて考えさせられました
行政とのやり取り、関わり方
高齢者＋障がい者＋障がい児
利用時間が7：30～18：00という点。人の生活を支えるには、朝出勤時間～帰宅するという時間設定
行政に認められなくても、目の前のニーズに応じていこうという信念を貫くパワーをしっかりと持っていることが新しい道を開く。私も見習いたい
共生ケア、共生社会（地域共生）の考え方
広い範囲の共生
対象者のニーズに寄り添っていくことこそ活動の原点にしていること。発展のエネルギーになって目の前の人のニーズに応えること
家族の介護力を失わせない程々の関わりすべてを取り上げない
行政の柔軟な対応
障がいがある人、そうでない人、高齢者、子どもなど隔てなく誰もが共に生きる場がどれだけ良いものかを改めて感じた
今、目の前にある要望に応えるということの大切さと大変さを痛感しました
共生ケアが何なのかのほとんど知識がなく研修を聞き、内容が理解できてきた
地域に共生ケアの事業所があるが、どのようなことをしているかわからなかったため、今回の研修で少し理解できた
富山型デイの成り立ち
障がい者と子ども、高齢者が一つの屋根で過ごすことは良いことだと思います
ニーズのある人は排除しないで受け入れる⇒そのことが力になる⇒行政を動かしていく。そのエネルギーと情熱に感動
高齢者、家族の多様なニーズにどう応えていくか
誰もが地域でともに暮らす。昔から言われている「住み慣れた地域で友や仲間、近所の人に囲まれて暮らしたい」。政界が変わっても人が思うことは一緒なんだと痛感した
事業の運営のあり方。小規模の運営はやはり難しい
行政に対する自らの働きかけなどに感心した
老人介護、障がい、児童と年齢、障がい、子どもと昔は普通に関わっていたことをすることの大切さを感じた
小規模多機能に続く横断的なサービス
地域密着ということは難しい
医療ケアの受け入れができることにより、本当に行き場のない人が在宅を維持することができる。やはり医療的な部分は大切
誰もが地域で共に暮らすエイジング・イン・プレイス
豊かな人間関係で育てば喜びは大きい
気持ちがあって立ち上げた経過～実践内容
高齢、障がい者、子どものいずれも問わずに誰でも受け入れることが多くの人を惹きつけている
今を大切に明日ではなく
基準該当短期入所の存在
地域共生ホームの役割
事業所で共生ケアをしていくにあたって地域への働きかけをしていく点について興味があった
介護施設で働き、今後、共生ケアとなった時、身障者の受け入れなど医療面での知識を深めていく必要があり、スタッフに理解してもらおうことが難しい
地域、事業所、利用者、行政の連携について、今一度大切だと感じた
ターミナルケアへの取り組み
県の補助事業について
やはり介護も看護も目指すところはすべての人に対してのケアだと思う
介護（地域共生ケア）への思いの強さを知り役立つ
自己実現の大切さ
3年経つと何とかなる
目の前のニーズに応える。どなたでも対象
共生とはその人そのものを受け止める
今となつては制度があるが、制度がなかった時期の苦労がよくわかった
鳥取県の理解、そのような制度があることを初めて知った。思いを貫けば何とかサポートがあるのではと思った
通所サービス（老人の）をしていて、地域とのつながりや子どもたちとの交流が大切なことがよくわかった

講演「地域共生ケアとは何か」でもっと聞きたかったポイント

実際の共生ホームを始める前の段階での詳しい内容がもっと知りたかった
事業運営面（収支）。職員配置等
事業内容、基本的なこと、設備基準、人員配置等を説明してほしかった
経営面
具体的に
利用者に男性高齢者が少ないように思えるのですが、その理由はなにか
佐賀県の宅老所のことを話してほしい
また今度改めてご相談いたします
地域への働きかけや宣伝をどのようにされたのか
ケアの内容：①1日の流れ②送迎の状態③スタッフの関わり

実践報告「地域共生ケアの実際」で学んだ内容

障がいや年齢に捉われるのではなく、利用者本人がどうしたいのかを理解し、それに沿ったケアが必要
無理をしない、流れのごとく
行政があまり乗る気でなかったとしても、事業所側から声をあげ、行っていくこと
各施設での様子が良くわかった
普通のデイサービスより富山型はスタッフの人数が多いような気がする（経営的にはどうか）
高齢者と障がい児（者）の現場は話だけではなかなか見えないものがあった
ターミナルは家族が望むなら介護の場で受け入れる
運営上の問題点などがわかった
家族の介護力を維持するという点。個別ケアという点からみても、バランスをとるのがとても難しいという点。自分たちがどの程度関わるかを考えないといけないと感じました
自分たちのケアはお年寄りに喜びがあったか
障がい児と高齢者が楽しそうに過ごしている
ケアプランを家族単位に考えていく。目の前を大切に。長期目標の意味は
明日葉の家。自然体でとてもわかりやすかった
生活リハビリ。そばにいてゆっくりする
個別ケア。関わりを通して、その人の居場所ができる
NPO法人・・・やれることをやってみたい・・・思い
規則にこだわらない
運営上の問題点などがわかった
地域と共に
行政の積極性
行政から地域共生の実態
経営について
立ち上げにあたっての目的、人材確保、資金、地域性の重要性
今後、もう少し地域への働きかけや地域とのつながりを持っていかなければならないと感じた
ターミナルケアについて
子どもとお年寄りの関わりがあって自然。人間社会の広がり
はなのいえ。できるところから実践していくところ（行政に対して）
「はなのいえ」の目的について。今を大切に。家族の介護力を維持する
時間が短いので、具体的なことが聞かれなかった点につける
普通の子どもたちと一緒にいい
講師の方、それぞれ自分の言葉で感動を伝えてくださった
今後増加する在宅ターミナルケアに対する法的支援体制の強化が必要ではないか
スライドの（パワーポイント）笑顔がどの方も素敵でとても良かった
活動しながら困難を乗り越えていく。それもありがたかった
制度の勉強が必要

実践報告「地域共生ケアの実際」でもっと聞きたかったポイント

厳しい運営の中でそれでもスタッフがその事業所を選ぶ理由は何か
ターミナルは家族が望むなら介護の場で受け入れる
小規模であり、色々な対象の方をケアされるのでスタッフの勉強や研修等はどうにされているのか。また、力を入れているのか
パネリストの方の答えが抽象的でわかりにくかった
株でやっている共生ホームがあれば事例（実践報告）収益等を知りたい
経営関係
高齢者は介護保険がベースですが、障がい児や乳幼児を受け入れる制度的ベースが何なのかが知りたいです
タイムケアについて
地域密着型、小規模多機能居宅介護では、その施設の車で通院介助ができるかということ。運輸省への届出は必要ないか
1日の流れや活動内容についても、もう少し聞いてみたかったように思う
勉強になりました。ありがとうございました
①運営面（採算面）②パンフレットがほしかった③事故などのリスク面について④「このゆびと一まれ」について、もう少し聞きたかった
起業する側の立場にもっと突っ込んだ話を聞ければ良かったと思う

ディスカッション「地域共生の意義と行政の支援」で学んだ内容

やはり経営面では色々な問題があるのかな。それをクリアしていくのはスタッフなのか
県と市町村との温度差があるようだが、やはり地域ということを見ると、市町村にももっと積極的になってもらわないと
行政（県）の共生ケアに対する取り組みがわかって良かった
各施設の経営状況がわかり、今後の小規模施設の経営の参考になった
小規模に続く、今後のキーとなるものでは
県と事業運営主体が具体的に話し合える場が必要。自治体が入ると話せないこともある
小規模に続く、今後のキーとなるものでは
共生ケアが全国的にまだまだ進んでいないということ。1割の施設があっても利用人数を考えたら少ない
行政との見解の統一。関わりが大切
共生ホームのスタッフの人数・配置
障がい者の理解・知識が必要
事業として運営していくことの大切さ
施設があることによってこういう風に地域に関わった。どういう風に思われているのか聞いている。地域での存在意義
行政の方にもう少し言い難い点もズバツと言っていただきたいかった
小規模多機能居宅介護：市町村への整備、計画があるが、県はそのような考え方はないのでしょうか
行政の対応が不安定なものがあるように思われる（特に市町村）。県と市町村でまとめていただきたい
ターミナルケア
在宅生活を支援していくという視点。想い
利用者に関すること
人員配置
県の長寿社会課が窓口となって頑張っていること
行政の立場から見た地域共生の進め方
ターミナルケアの詳しい話
地域への発信の仕方。行政と協働でもっと色々な人に知ってもらう機会を作った方がいいと思いました
明らかに共生ケアをやりたいという方の話しなので、より具体的に考えている人には響くものだったと思う
県の補助事業の理解。仕組みがあるのなら話しをしていきたい
人間関係により、その人の持っている力、昔の力が蘇るのが良い
やはり住み慣れた地域で暮らしたい
県はよく理解し協力的だが、市町村が理解してくれない点はよくわかる。ジレンマがある

ディスカッション「地域共生の意義と行政の支援」でもっと聞きたかったポイント

地域密着型サービスは校区の規則がありますが、今後共生ケアの立ち上げが増えていけば新規施設数の上限は
地域共生ケアについて勉強不足のため、地域共生ケアの基本的なことを聞きたかったので佐藤様の話が聞きたかったです
地域共生ケアの意義については、途中から論点がそれていったような感じがした

3) 「推進」のための「モデル研修」(2日目)

2日目の研修は、地域共生ケアを「推進」することを意図した「モデル研修」である。これから起業しようとする人たちが、地域共生ケアという営みを体系的かつ理論的に理解する、ということに力を置いて企画された。

○「地域における事業所の役割—多機能化の背景と地域との協働」

非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 代表 池田 昌弘 氏

池田氏からは、「多機能化」という観点から「地域共生ケア」に解説が加えられた。宅老所の実践から、逆デイサービス、ユニットケア、地域サテライトケア等へと展開していくプロセスのなかに「地域共生ケア」を位置づけ、地域コミュニティの拠点機能の必要と、事業所の地域における役割について、10の実践例を加えながら解説された。

実践例はその実施主体も内容もまちまちであるが、共通するのは、専門職の発想から脱却し、住民の流儀に合わせたケアが展開されているという点である。「誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく最期まで」を実現するために、地域住民が日常的につながっていくような場が展開され、事業所は「地域福祉のコーディネーター」機能を発揮している。

さらに、2008年3月国が示した「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」報告書についても解説が加えられた。これは、鳥取県がめざす「共生ケア」が、1つの建物のなかでの共生にとどまることなく、地域における「新たな支え合い」つまりは「地域共生」を要件としていることと一致している。

1. 小規模多機能ケアは、こうして生まれた！ —2つの「小規模多機能」。ひとつは「誰でも」、もうひとつは「最期まで」—

- ①1993年7月、認知症の妻を介護する夫の、「自宅で、夫婦一緒に、最期まで暮らしたい」という願いに応えるため、「のぞみホーム(栃木県)」は誕生した。
- ②夫婦の願いに応じているうちに、「地域密着・小規模・多機能」にたどりつく。
- ③小規模多機能ケアは、2006年4月、「小規模多機能型居宅介護」として制度化された。

2. 宅老所のケアから誕生した、新しいケア —逆デイサービス、ユニットケア、地域サテライトケア、大規模多機能ケア?も—

- ①1996年4月に開設された高齢者のための複合施設「せんだんの杜(宮城県)」。
- ②3ヵ月後、特別養護老人ホームの中に、宅老所のケアを取り入れてデイホームを、2ヵ月後には逆デイサービス、6年をかけて施設全体をユニットケア型に。
- ③2000年4月、ユニットケアのための面積拡大のための補助制度の創設、2002年4月には「全室個室・ユニットケア」が制度化された。

3. 小規模多機能ケア拠点に、 地域コミュニティの支え合い機能を

—「誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく最期まで」を実現するために—

- ①小規模多機能ケア拠点では、「誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく最期まで」を体現して、新しい介護のイメージを地域に伝えている。
- ②「誰もが、・・・、その人らしく最期まで」の実現のためには、地域住民が日常的につながっていくような場が求められる。
- ③地域で支え合っていくためには、それを支える「地域ケア」を調整するための場(運営会議)と「地域福祉のコーディネーター」機能が求められている。

4. 実践に学ぶ！

事業所の地域における役割を考える

—専門職の発想から脱却して、住民の流儀に合わせたケアを—

- ①小規模多機能ケア拠点では、「誰もが、住み慣れた地域で、その人らしく最期まで」を体現して、新しい介護のイメージを地域に伝えている。
- ②「誰もが、・・・、その人らしく最期まで」の実現のためには、地域住民が日常的につながっていくような場が求められる。
- ③地域で支え合っていくためには、それを支える「地域ケア」を調整するための場(運営会議)と「地域福祉のコーディネーター」機能が求められている。

○「ちいさな介護の起こし方・はじめ方」

ライフデザイン福祉経営研究所 代表 大内 俊一 氏

社会福祉施設経営者協議会やケアマネージャーの研修の講師を務める傍ら、セミナー等を通じて多くの創業者を輩出している大内氏からは、「起業する」ということに焦点を当てた内容が語られた。

とくに小規模な介護事業者の創業支援を手掛けてきた大内氏は、介護保険の導入以来、介護事業はもともと起業しやすい事業分野だと解説した。指定基準のハードルは意外と低く、指定申請書、介護報酬の申請などの煩雑な作業についても、工夫次第でクリアできることを具体的な内容を含めて提案があった。

○「実践報告・もちもちの木（広島県広島市）」代表 竹中 庸子

竹中氏の報告は、「地域共生ケア」の理念だけでなく、スタッフに求められる人材や力量、資金、設備といった具体的な内容まで踏み込んでいる。さらに、そのケアについて、科学的に実証しようという取り組みについても報告があった。この点においても、1日目の実践報告と、2日目の推進のための理論をつなぐ内容といえる。

地域共生ケアの質を担保するために、介護スタッフの育成が前提であり、そのためにはケアの裏付けとなく科学的根拠の確立や確実な技術の習得が必要であるとし、具体的には、日赤広島看護大学との連携でITを使ったケアのデータベース化の研究が紹介された。資金面についても、各種の助成金や基金について、具体的に説明が行われた。

○ 参加者からみた研修の成果

2日目も同様に「振り返りシート」を配布した。「わかりやすかったか」「役立つ内容であったか」「新しい気づきがあったか」という3つの設問はいずれも過半数が「そう思う」「とてもそう思う」という肯定的な評価であった。実践報告が含まれる池田氏、竹中氏の報告については、特に「わかりやすかった」が高い評価であった。このことから、やはりイメージのしやすさが研修には必要なのではないかと考えられる。

「今回の講義を聞いて、地域共生ケア事業所を起業したいか」の問いには、「そう思う」「とてもそう思う」の回答は30%にとどまっており、研修前と変化はない。ただし、「起業の参考になる内容はあったか」の問いには、半数の者が「そう思う」「とてもそう思う」と回答しており、企業への動機付けには一定の効果があったのではないかと評価できる。ただし、「これまで疑問に思っていたことが聞けたか」という問いでは、「そう思う」「とてもそう思う」は4割弱にとどまっている。自由記述でも研修プログラムの準備不足を指摘する意見もあり、「モデル研修」として成立させるためには多くの課題が残る。

ただし、「自分自身の仕事を振り返る貴重な時間だった」「県が主催する研修としては画期的だった」といった感想も聞かれ、一定の成果はあったと評価できる。

問1. 内容はわかりやすかったですか

		調査数	うま 思つ わたく なく いそ	なそ いう は 思わ	いど えち ない とも	そう 思う	思と うも そう	無回 答
事業所の役割	人	30	-	-	4	14	12	-
	%	100	-	-	13.3	46.7	40	-
起業の方法	人	30	1	-	11	12	6	-
	%	100.0	3.3	-	36.7	40.0	20.0	-
実践報告	人	30	-	-	4	12	12	2
	%	100.0	-	-	13.3	40.0	40.0	6.7

問2. 今後の実践に役立つ内容でしたか

		調査数	うま 思つ わたく なく いそ	なそ いう は 思わ	いど えち ない とも	そう 思う	思と うも そう	無回 答
事業所の役割	人	30	-	-	7	14	9	-
	%	100	-	-	23.3	46.7	30	-
起業の方法	人	30	1	1	12	10	6	-
	%	100.0	3.3	3.3	40.0	33.3	20.0	-
実践報告	人	30	-	-	6	11	11	2
	%	100.0	-	-	20.0	36.7	36.7	6.7

問3. 新しい気づきがありましたか

		調査数	うまつ 思わたく ないそ	ない そうは 思わ	いど えち えら ない とも	そう 思う	と とも そう 思う	無 回 答
事業所の役割	人	30	-	-	5	16	9	-
	%	100	-	-	16.7	53.3	30	-
起業の方法	人	30	1	-	11	13	5	-
	%	100.0	3.3	-	36.7	43.3	16.7	-
実践報告	人	30	-	-	6	12	10	2
	%	100.0	-	-	20.0	40.0	33.3	6.7

「地域における事業所の役割」で学んだ内容

経営よりもこの国をどう持たせようか考える
ニーズは奪い取るもの
目の前の人をどうケアするかが重要で、制度をうまく使うこと
制度に振り回されないで、相手のニーズを満たそうとすることが柔軟な発想をもたらす
人と人との関係づくりをするサポートが我々の役割
地域コミュニティの支え合い、機能、内容の確認ができた
その人の都合に合わせたケアの方法をとること
「福祉」が忌み嫌われていたという言葉で目からうろこ状態
各地域の様々な取り組みの紹介が参考になった
地域で普通に暮らせて最期まで支えられるような関係を築く
介護保険の場所だけにするのではなく誰もが来られる場所に
地域で最期まで生活してもらいたいとの思いだけで活動できることはすごいと思いました
既存の施設でも新しい考え方を取り入れて改善できる
切れないサービス提供と地域（住民）との交流と支え
共生ホームをするのに形はなかった。その時その時の相談に応じ、その時に必要だと思うことをしてきた
施設での疑問点、確かにあるなあと感じるところがあり、日々のケアを振り返り、職場に持ち帰り、話し合いをしてみようと感じた
介護の場面では必要に応じて制度がついていったと感じた
小規模で多機能な事業所は、制度を使わなくても利用者の方のニーズに合わせて実践していけばいいんだと気付きました
つい制度さえ守っていればいいという考えになりがちで、どう制度を使っていくか、うまく活用していけるかにかかっている
ご本人の交流をつぶさない
特養＝終のすみ家というイメージがあった。逆デイサービスというものができるということは驚きで、もっと取り入れていくべきと感じた
わずかに残された地域とのつながり、人間関係を介護保険で断ち切っている
制度、枠にとらわれず、利用者の視点で物事を考えていくことの大切さ
地域へ事業として取り組むという意味がやっとわかった
小規模多機能ケアの原点について、具体的に事例を示されて説明を受け理解できた
制度にとらわれない
個人の尊厳を守るケアとして大規模施設より地域での様々な工夫をこらしたケアがふさわしいと感じた
小規模な地域共生型は各地でたくさん行われているのに感心した（身近にはない）
地域の問題も多くなってくる
利用者と共に地域へ出かけ知ってもらうことの大切さ
本音は言わないにしても、本人がここにいってもいいという表情がポイント
エイジング・イン・プレイスの理念を再認識できた
事業所の地域における役割を考える
自事業所が地域にどれだけ役に立っているのか、関わっているのか考えさせられた
地域の役割、地域の暮らしの大切さ
事例の中にすぐに自分たちでもできそうなこともあり、ヒントをいただきました
地域の流儀に合わせたケアの推進の重要性を理解できたと思う
誰もが住み慣れた地域でその人らしく最後まで、本当に最後が住み慣れた地域か
最近のニーズと国の制度が合わないということに気付いた
地域貢献、地域に役立ちたいという気持ちが大切
今後、共生ホームが地域ケアを調整するための場を自治会長、民生委員、地域包括支援センター、職員等に参加して頂いて開始したいと感じた

「地域における事業所の役割」でもっと聞きたかったポイント

理想、必要性はわかるが、現実的には運営ができなければ計画ができないし、継続もできない。運営ができなければ理念がいくらあってもできないと思う
よい介護を実践することの大切さをさらに学びました
行政としての関わりはどのようなことがあるのか
本日の資料の中にパワーポイントにしかない図表がとじてあればよかった
是非もう一度話を聞きたいと思います
スタッフの意欲を継続していく方法のコツ

「小さな介護の起こし方・始め方」で学んだ内容

介護でも儲かるやり方はいくらでもある
楽しければ人は集まる。利用者を輝かせるようにする
介護事業もサービス業であり、サービスの良し悪しで業者が選ばれ、サービスの良い事業所が残る。どの業種でもその通りだと思います。あまり行政が規制するのは良くないと思う。現在の医療機関の閉鎖にならないようにしてほしい
大変参考になった
小規模的機能は先に手を挙げた者が勝ちとなるが、いかにその中で質を上げるかが大切
補助金で縛る人、縛られる人
社会福祉法人否定⇒共生ケアが成り立つ
「福祉」が忌み嫌われていたという言葉で目からうろこ状態
経営は報酬以上の価値があることもわかるが、リスクも大きいと思う
利用者をいかに輝かせるか、利用者をいかにやる気にさせるか
「スタッフが楽しくないと人は集まらない」まさしく同感です
福祉の理念はなくても、結果として福祉の理想に近づけるといふ発想もありかなと思いました
介護の事業を起すのはたやすいかもしれないけど運営は大変だと思った
介護職はタレント、演出家である
通所介護ではやはり他のところと違う特色を考える
まさしく、まさしくという感じの話を聞いたように思いました。現状の介護
共生に関わりでなく、経営的などが話であり、私の中にはもっと本音の部分で聞きたいところでした
輝きをどのようにしたらいいか考える
経営的、継続させる経営という部分にとっても関心があります
サービス精神のあり方
利用者をどうやってやる気にさせるのか
仕事の動機づけからプロ意識の重要性
介護福祉事業は専門職、知識を持った人がするものと決めつけていた。もっと身近な介護事業があると気付いた
縦割り行政、行政指導とどう向き合うことが重要なのか
企業の考え方、最初のやる気の考え方
意欲的にビジネスとして考えることも必要
NPO法人、株式会社のメリット、デメリット

「小さな介護の起こし方・始め方」でもっと聞きたかったポイント

介護家庭への支援が必要だと思います（介護難民の解消）
行政としての関わりはどのようなことがあるのか
地域や利用者のニーズに広く柔軟に対応されてきたところに感心した
経営難に対する具体的なアドバイス

「実践報告 もちもちの木」で学んだ内容

地域で暮らす。色々な人を支えていく
大規模多機能の中に地域や日常生活を取り入れていく
どんな方でもどうしたら受け入れられるか、考え対応できるようにする
ニーズに添っていきことがスタッフを育て、新しい活動や活性化ができること
高齢者のニーズに応じていたら共生になった
実践するにあたり参考になるヒントがあった
地域との関わりの状況が大変良かった
市町村、病院、行政と関係を密にする
優しい心を大切に
自分が最後にどのようにありたいか
大規模施設から地域の小規模施設へ介護の担い手が移りつつあること
人材について色々な職員がいる、それをどのように育てるかが大切
支えあっていったら形がこうなった⇒制度ありきでなく必要とするものをみつける
現在の形態が当初からあったものではなく、事業を進めていく中で問題点をみつけ、考えながら事業の形態を変えておられること
職員同士または経営者との連携など良い関係ができているのが良いと思う
ニーズを聞き実践していたらいつのまにか共生型になっていた
必要を感じた時に何ができるかを考えて行ってきた
「折り合う」という言葉
地域へ出てみたり交流しながら地域の方に理解していただくことをしてみようと感じた
「今、自分がいるところで死にたいのか」すごく心に残りました。共生ケアをしていく上でとても大事だと思う
地域との関わり
スタッフのチームワーク、折り合うこと
ボランティアが風通しをよくする
アバウトな考え方が却って上手くいくコツなのかなあと思った
ボランティアの関わり、人数がとても多いこと
スタッフに1人の利用者さんとの関わりから入ってもらう話は参考になりました
共生ケアのスタイルができてきたプロセスを忘れないで、今後のビジョンに結びつけていきたい
制度にとらわれず、起きた問題を解決できる一番良い方法を考えていく
スタッフの笑顔の写真を見せていただいて利用者向き合っている姿勢と共に楽しんでいる印象を持った
一人を大切にできるケア。新しいスタッフは1人を対応する。あせらず、ゆっくり
ITによる情報共有
協力してもらえる人、行政、連携が大切であることを学んだ

「実践報告 もちもちの木」でもっと聞きたかったポイント

「古田のおうち」について、また今後の展開が気になります
起業ではないですが、今の現状だけでなく、地域にもっと目を向けていかないといけないと痛感しました
上記の内容についてもっと聞きたいと思います

問. 起業への関心

		調査数	うま つた くそ	な い は 思 わ	い ど え ち ら な い も	そ う 思 う	思 と も そ う	無 回 答
地域共生ケア事業所を起業 したいか	人	30	1	4	8	7	2	8
	%	100.0	3.3	13.3	26.7	23.3	6.7	26.7
起業の参考になる内容が あったか	人	30	-	2	2	8	7	11
	%	100.0	-	6.7	6.7	26.7	23.3	36.7
これまで疑問に思っていた ことが聞けたか	人	30	-	1	5	7	4	13
	%	100.0	-	3.3	16.7	23.3	13.3	43.3

今回の研修で参考になった内容

3名から始められる
とにかくやってみる
大内氏のお話で共生ケアには形がない。GHを作りたいのか、GHのような形で暮らしたいのか、目的次第でいくらかでも可能（制度活用含めて）であることを考えさせられました
地域共生ケアの内容が確認でき、今後検討するにあたり大変参考になりました
泊まりがある場合の説明（シフト）。通院時の車の手配について
無理せずにできること
子どもや障がい者と老人との交流がすべての人々の生きがい（死にがい）になる
デイが定員にならないのは「おもしろくない」から。特徴を考える
事業所内で頑張っても展開していけない。地域でのボランティアに参加して、地域の声を聞いてみようと感じた
地域との関わり方
これからも利用者の方や家族の方の顔を見て話し、たくさんの引き出しのある事業所になっていきたいと思えます
ニーズを起こす

今回の研修で期待していた内容

これ以上お話を聞くよりも踏み出す行動が残されているだけといった感想を持つことができました
利用者に対する関わり方
実際続けていくことのできる事業所。地域で作っていただける事業所

Ⅲ－２ 地域共生ケア普及のための研修プログラムの提案

1. 研修プログラムの提案

最後に、モデル事業と研究会の結果をうけて、地域共生ケア普及に向けての研修プログラムの提案を行う。

1) 研修の種類

まず、誰にどのような研修を行う必要があるのかという点では、先行する富山県や熊本県、近年新たな普及を試みている佐賀県、高知県などの取り組み事例からも、次の4つのレベルを用意する必要があるといえる。

1つは市町村の首長や議員など政策を決定する立場にある人への研修、2つめに補助事業の実施や事業所との連携を担う市町村の担当者への研修、3つめに補助事業などを行う際に新たに起業を行おうとする人への研修、4つめに実際に地域共生ケアを実施している実践者への質確保を目的とした研修である。

従来の都道府県単独事業では、4つめの実践者への質確保を目的としたものが多かったが、普及を促進するうえでは、自治体のトップや担当者に対して、地域共生ケアとはどのようなもので、どのような効果があるのかということを理解してもらう必要がある。これについては、熊本県で「地域福祉のトップセミナー」として、先行した研修が実施されており、首長、議長、社協会長という3者を対象とするなど他県にはないユニークな取り組みであり、プログラム内容も参考となる。

また、自治体担当者への研修については、県単独事業を実施するうえで、事業所と自治体との連携を促したり、自治体の政策上の位置づけを明確にしたりするためにも必要となっている。熊本県の新たな取り組みでは、自治体担当者と実践者が一緒に研修に参加する仕掛けが導入されており、研修を通して連携のための関係づくりを進めている。

さらに、県単独事業を成功させようとする、プログラムを実施する実践者の存在が欠かせない。県単独事業の補助を受けて実施している者だけでなく、これから実施したいと考えている者に対しても研修を行うことで、地域共生の考え方を伝え、新たな実践を生み出すことができる。この方式は富山県で起業家育成講座として取り組まれているが、他県ではあまり例がない。今回モデル事業で実施した研修は、この位置づけとなる。

最後に、現在、地域共生ケアを実施している実践者への研修については、事業としての安定した運営基盤を確保し、ケアの質を向上させることを目的に、多くの県で実施されている。また、滋賀県や高知県など、「コーディネーター」として地域共生ケアを促進するための役割を担う人

材を置いているところでは、コーディネーターのための研修も企画されている。また、長野県や佐賀県研修という形だけでなく、アドバイザーとして宅老所の連絡会などを中心に先駆的実践者が、新規開設した事業所を訪問して、相談に乗るといった事業も実施されている。このように、実践者への研修についても、事業の形体等に合わせて、重層的にケアの質を確保する取り組みが必要といえる。

2) 研修内容

研修の内容について、ここではモデル事業で実施した、今後地域共生ケアを実施したいと考えている人への研修を想定して提案を行う。モデル事業では、1日目に、「このゆびと一まれ」をはじめ、各地で取り組まれている先駆的なモデルについて、実践者自身が語ることで、推進モデルを提示し、その理念や考え方、ケアの実施について理解を促すプログラムを企画した。2日目には、これから起業しようとする人たちが、地域共生ケアという営みを体系的かつ理論的に理解する、ということに力点を置いて企画された。

受講者が必要と感じるプログラムの内容は、富山県の起業家育成講座参加者と、今回のモデル研修参加者でかなり違いが見られたことから分かるように、受講者の現在の職業や役職、また起業への意向によって変わってくる。そのためプログラム内容を企画する際には、研修受講者が求めている内容を盛り込むことで関心を引き寄せながら、地域共生ケアに求められる理念や要素、マネジメントの手法をいかに伝えるかが問われることになる。

今回のモデル事業におけるプログラムをベースとして、以下に研修内容を提案する。

① 地域共生ケアの理念

地域共生ケアを理解するためには、まず「誰もがともに地域で暮らすということの意味」が共有されなければならない。同時に、要介護者を地域とともに支える必要性を認識し、地域との関係性を築くことの意味を伝えることが必要である。

② 地域共生ケアの実践

①で示した理念に基づいて、具体的にどのような現場実践が行われているかを示す。受講者が、自分たちが起業した際のイメージを掴みやすいよう、写真などで現場の様子を伝えることが必要である。

③ 地域共生ケアに対する自治体の考え方と支援

自治体が地域共生ケアをどのように捉え、支援を考えている、もしくは支援施策があるのかを伝える場面が求められる。

④ 共生の場面におけるケアマネジメント

人それぞれに抱える課題やそれに対する対応がことなる利用者がいたときに、どのように現場をマネジメントするかは、地域共生ケアの核心である。具体的な実践に基づきながら、対応を参加者とともに検討することで、共生ケアのマネジメントの意味を共有することが重要である。

⑤ 相談機能・調整機能

地域共生ケア事業所は、具体的な介護を行う場であると同時に、地域ニーズをキャッチし、それを次の展開に結びつける機能が求められる。自前の事業だけで対応しきれない場合には、他事業所や行政など、ほかの地域資源と結びつける役割が求められる。

⑥ 起業と経営

起業に必要な基本的情報を伝えるとともに、安定的な事業運営を行ううえで、欠かすことのできない経営的観点を伝えることが必要である。

研修プログラム案(2日間研修)

1日目

10:00～10:30	開会・オリエンテーション
10:30～12:00	講義：地域共生ケアの理念
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	講義：地域共生ケアの実践
14:30～14:50	休憩
14:50～15:40	講義：地域共生ケアに対する自治体の考え方と支援
15:40～16:00	休憩
16:00～17:00	グループワーク／1日の振り返り

2日目

09:30～11:00	講義：共生の場面におけるケアマネジメント
11:00～12:00	グループワーク
12:00～13:00	休憩
13:00～14:20	講義：起業と経営
14:20～14:40	休憩
14:40～16:00	講義：相談機能・調整機能
16:00～17:00	グループワーク／2日間の振り返り

この事業ではフォローアップについては範囲に含まないが、起業後の質を担保する意味でも、定期的な研修の開催が求められる。その研修の内容については今後の課題である。

また、現場における課題を共有したり、行政との良好な関係を築くうえで、実践者どうしのネットワークをつくることの意義は大きい。富山県で地域共生ケアが認知を得ることとなった背景には富山ケアネットワークの存在が大きい。全国的な動きを生み出し、伝える役割としての「宅老所・グループホーム全国ネットワーク」と、ここの地域の実情に合わせて活動する、都道府県や市町村ごとの事業者ネットワークがつながることで、より重層的な支援が可能となる。その意味で、宅老所・グループホーム全国ネットワークとして都道府県単位のネットワーク組織化支援に積極的に関わらなければならない時期にあるといえ、今後の課題である。

資料編

- ・モデル研修当日資料
- ・研修参加者へのアンケートの様式

2) 富山型デイサービスを起業したいと考えた理由として最も近いものに1つ○をつけてください。

1. お年寄り子どもなど、利用する人がその場で多様な人間関係を持つことができることに魅力を感じたため
2. 年齢や障害を問わず、地域のさまざまなニーズに応えることができることに魅力を感じたため
3. 高齢者の事業を実施しているが、実際に障害者のニーズが見えてきたため（またはその逆など）
4. 複合的に事業を経営することで、事業の拡大や安定的な経営を目指すため
5. 現在すでに職場等で多世代交流や共同利用を実施しており、それを事業として確立させたいため
6. その他（ ）

3) 現在の職場やこれまでの経験のなかで、対象別の福祉を超えた場面や、その必要性を感じた場面を経験したことがありますか。あれば、その場面を具体的にお書きください。

1. ある
2. ない

→具体的な場面をご記入ください。

--

3. 講座への参加のきっかけ・希望

1) この講座を何でお知りになりましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 富山ケアネットワーク会員からの紹介
2. 自治体の広報または職員からの紹介
3. 社会福祉協議会の広報または職員からの紹介
4. 新聞記事・チラシ
5. ホームページ・ブログ
6. その他（ ）

2) 講座を通じてお知りになりたい事柄として優先順位が高いものを3つまで選んで○をつけてください。

1. 富山型デイの考え方・理念
2. 富山型デイにおけるケアやケアマネジメントの方法
3. 富山型デイに求められるスタッフの力量・育成方法
4. 富山型デイにおける事故・トラブル発生時の対応方法
5. 富山型デイにおける地域との関係・連携方法
6. 法人設立の手続き方法・内容
7. 運営・税務等に関する事務的業務内容
8. 自治体との連携・折衝方法
9. その他（ ）

3) 講座の期間中や講座終了後、参加者同士での情報交換の機会を希望されますか。

1. 希望する
2. 希望しない

4. 富山型デイサービスの理解度

1) これまでに富山型デイサービスの実践を実際にご覧になったことがありますか？

1. ない 2. ある→(ご覧になった事業所をご記入ください:)

2) これまでに地域共生ホーム全国セミナー(03年、05年、07年に富山県で開催)に参加したことがありますか？

1. ない 2. ある→(参加した年に○をつけてください: 03年・05年・07年)

3) これまでに上記のセミナー以外で富山型デイサービス実践者の話を聞いたことがありますか？

1. ない 2. ある→(話を聞いた事業所または人をご記入ください:)

5. 富山型デイ実施に際しての関係者の理解

1) あなたが起業するに際して、身近に共感し支援してくれる仲間がいますか。

1. いない 2. いる→【職場の同僚・家族・地域の人・その他()】

2) 行政・社協・職場組織それぞれの理解として該当するものに○をつけてください。

	1 理解を示し協力的である	2 どちらともいえない	3 理解してもらえず協力的でない	4 不明
開設予定の市町村担当者	1	2	3	4
開設予定の都道府県担当者	1	2	3	4
開設予定の市町村社会福祉協議会	1	2	3	4
開設予定の都道府県社会福祉協議会	1	2	3	4
現在所属している組織	1	2	3	4

6. 現時点で課題と考えていることがありましたら、ご自由にご記入ください。

◆育成講座期間中に、より詳細なインタビュー調査に応じていただける方は、お名前をご記入ください。

[名前]

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

2) 地域共生ケアを起業したいと考えた理由として最も近いものに1つ○をつけてください。

1. お年寄り子どもなど、利用する人がその場で多様な人間関係を持つことができることに魅力を感じたため
2. 年齢や障害を問わず、地域のさまざまなニーズに応えることができることに魅力を感じたため
3. 高齢者の事業を実施しているが、実際に障害者のニーズが見えてきたため（またはその逆など）
4. 複合的に事業を経営することで、事業の拡大や安定的な経営を目指すため
5. 現在すでに職場等で多世代交流や共同利用を実施しており、それを事業として確立させたいため
6. その他（ ）

3) 現在の職場やこれまでの経験のなかで、対象別の福祉を超えた場面や、その必要性を感じた場面を経験したことがありますか。あれば、その場면을具体的にお書きください。

1. ある
2. ない

→具体的な場面をご記入ください。

--

3. 研修への参加のきっかけ・希望

1) この研修を何でお知りになりましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 宅老所・グループホーム全国ネットワーク会員からの紹介
2. 自治体の広報または職員からの紹介
3. 社会福祉協議会の広報または職員からの紹介
4. 新聞記事・チラシ
5. ホームページ・ブログ
6. その他（ ）

2) 研修を通じてお知りになりたい事柄として優先順位が高いものを3つまで選んで○をつけてください。

1. 地域共生ケアの考え方・理念
2. 地域共生ケアにおけるケアやケアマネジメントの方法
3. 地域共生ケアに求められるスタッフの力量・育成方法
4. 地域共生ケアにおける事故・トラブル発生時の対応方法
5. 地域共生ケアにおける地域との関係・連携方法
6. 法人設立の手続き方法・内容
7. 運営・税務等に関する事務的業務内容
8. 自治体との連携・折衝方法
9. その他（ ）

3) 講座の期間中や講座終了後、参加者同士での情報交換の機会を希望されますか。

1. 希望する
2. 希望しない

4. 地域共生ケアの理解度

1) これまでに地域共生ケアの実践を実際にご覧になったことがありますか？

1. ない 2. ある → (ご覧になった事業所をご記入ください：)

2) これまでに地域共生ホーム全国セミナー(03年、05年、07年・09年に富山県で開催)に参加したことがありますか？

1. ない 2. ある → (参加した年に○をつけてください：03年・05年・07年・09年)

3) これまでに上記のセミナー以外で地域共生ケア実践者の話を聞いたことがありますか？

1. ない 2. ある → (話を聞いた事業所または人をご記入ください：)

5. 地域共生ケア実施に際しての関係者の理解

1) あなたが起業するに際して、身近に共感し支援してくれる仲間がいますか。

1. いない 2. いる → 【職場の同僚・家族・地域の人・その他()】

2) 行政・社協・職場組織それぞれの理解として該当するものに○をつけてください。

	1 理解を示し 協力的である	2 どちらとも いえない	3 理解してもら えず協力的で ない	4 不明
開設予定の市町村担当者	1	2	3	4
開設予定の都道府県担当者	1	2	3	4
開設予定の市町村社会福祉協議会	1	2	3	4
開設予定の都道府県社会福祉協議会	1	2	3	4
現在所属している組織	1	2	3	4

3) これまでに都道府県や市町村行政の理解がなく、開設を断念したことがありますか。

1. ない 2. ある

「ある」場合は行政とのやり取り・指導の内容を具体的にご記入ください。

6. 現時点で課題と考えていることがありましたら、ご自由にご記入ください。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

地域共生ケア起業推進モデル研修
振り返りシート(1日目)

お名前 _____

※評価はすべて5段階でお願いします。

5. とてもそう思う 4. そう思う 3. どちらともいえない
2. そうは思わない 1. まったくそうは思わない

1. 講演「地域共生ケアとは何か」について

- ①内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
②今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
③新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

④興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

⑤もつと聞きたかったポイント、足りなかった内容がありますか。
1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

2. 実践報告について

- ①内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
②今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
③新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

④興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

⑤もつと聞きたかったポイント、足りなかった内容がありますか。
1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

3. ディスカッション「地域共生の意義と行政の支援」について

- ①内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
- ②今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
- ③新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

- ④興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

- ⑤もっと聞きたかったポイント、足りなかった内容がありますか。

1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

また、地域共生ケアについて、行政への期待や要望などありましたらお書きください。

4. 全体の振り返り

- ①1日目の講義で何か質問はありますか。自由にご記入ください。

質問内容

- ②2日目の講義で聞きたい内容・質問はありますか。自由にご記入ください。

聞きたい内容または質問

- ③研修の企画・運営でお気づきの点・改善点等があればご記入ください。

お気づきの点・改善点

地域共生ケア起業推進モデル研修 振り返りシート(2日目)

お名前 _____

※評価はすべて5段階でお願いします。

5. とてもそう思う 4. そう思う 3. どちらともいえない
2. そうは思わない 1. まったくそうは思わない

1. 講演「地域における事業所の役割」について

- ① 内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
② 今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
③ 新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

- ④ 興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

- ⑤ もっと聞きたかったポイント、足りなかった内容がありますか。
1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

2. 講演「ちいさな介護の起こし方・始め方」について

- ① 内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
② 今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
③ 新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

- ④ 興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

- ⑤ もっと聞きたかったポイント、足りなかった内容がありますか。
1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

3. 実践報告について

- ①内容はわかりやすかったですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
- ②今後の実践に役立つ内容でしたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
- ③新しい気づきがありましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

④興味深かった点、新たな気づき、今後の実践に役立つ内容など、あなたが学んだことを3点に整理し、具体的に記入してください。

1	
2	
3	

⑤もっと聞きたかったポイント、足りなかった内容はありますか。

1. ある 2. ない

ある場合はその内容を具体的に書いてください。

4. 全体の振り返り

- ①起業の意向について伺います。今回の講義を聴いて、地域共生ケア事業所を起業したいと思われましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)
- ②2日間の講義で、起業の参考になる内容がありましたか。また、その内容は何ですか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

参考になった内容を具体的に書いてください。

- ③2日間の講義で、これまで疑問に思っていたこと、聞きたかったことを聞くことができましたか。また、聞くことができなかった場合、どんな内容を期待されていましたか。 (5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1)

期待されていた内容を具体的に書いてください。

- ④研修の企画・運営でお気づきの点・改善点等があればご記入ください。

お気づきの点・改善点

平成21年度老人保健事業推進費等補助事業

地域共生ケア起業推進モデル研修

当日資料

日 時:平成 22 年2月 17 日(水) 10:00～16:30
18 日(木) 10:00～16:30

会 場:医療福祉センター倉吉病院 地域交流センター
アゼリアホール

主 催:宅老所・グループホーム全国ネットワーク
共 催:全国コミュニティライフサポートセンター(CLC)
後 援:鳥取県

目 程 ・ 目 次

2月17日(水)

10:00~10:10

■開講・インフォメーション

10:10~11:20

■地域共生ケアとは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P
「このゆびと一まれ」副代表 西村 和美

11:20~12:20

■地域共生ケアの実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8P
「はなのいえ」理事長 内海 正子
「あしたばの家」代表 佐藤 純子

12:20~13:20 昼 食・休 憩

13:20~15:00

■地域共生の意義と行政の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36P
パネリスト
「はなのいえ」理事長 内海 正子
「あしたばの家」代表 佐藤 純子
鳥取県保健福祉部長寿社会課高齢者施設福祉係 係長 藤井 裕二
コーディネーター
山口芸術短期大学保育学科介護福祉コース 講師 佐藤 真澄

15:00~16:00

■質疑応答とワークショップ
～自分たちの思い描く地域共生ケア～

16:00~16:30

■振り返り

2月18日(木)

10:00~12:00

■地域における事業所の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38P
全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘

12:00~13:00 昼食・休憩

13:00~14:30

■ちいさな介護の起こし方・始め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40P
ライフデザイン福祉経営研究所 代表 大内 俊一

14:30~15:00

■実践報告・・・44P
「もちもちの木」代表 竹中 庸子

15:00~16:00

■質疑応答&フリーディスカッション
ライフデザイン福祉経営研究所 代表 大内 俊一
「もちもちの木」代表 竹中 庸子
全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘・・・・・・・・・・・・・・・・・49P

16:00~16:30

■二日間の振り返り

地域共生ケアとは何か ～このゆびと一まれ～

名前：西村 和美（にしむら かずみ）

所属：特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびと一まれ（富山県）副理事長
看護師

1974（昭和 49）年 3 月 富山赤十字高等看護学院卒業
1974（昭和 49）年 4 月 富山赤十字病院に勤務
1978（昭和 53）年 3 月 日本赤十字社幹部看護研修所卒業（1 年間）
1978（昭和 53）年 4 月～ 富山赤十字看護専門学校の特任教師として 14 年間勤務
1993（平成 5）年 3 月 富山赤十字病院を退職
1993（平成 5）年 4 月～ 民営デイケアハウス「このゆびと一まれ」を同僚と開所
1994（平成 6）年 9 月 厚生省委託【日本看護協会の事業における「海外先進国視察調査」】で、スウェーデンの保健活動調査に派遣（2 週間）
1999（平成 11）年 5 月 NPO 法人デイサービス「このゆびと一まれ」副理事長に就任
1999（平成 11）年 4 月～ 岐阜県立下呂専門学校 非常勤講師
2000（平成 12）年～ 富山大学 非常勤講師
富山県立総合衛生看護学院 非常勤講師
2001（平成 13）年～ 富山大学看護学科 非常勤講師
2006（平成 18）年 9 月～ 厚生労働省社会・援護局、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム委員に就任

ナイチンゲールに憧れて看護師に。富山赤十字病院・看護専門学校で勤務する。1993（平成 5）年に同僚 3 人と「このゆびと一まれ」を開所。対象は赤ちゃんからお年寄りまでで、障害の有無を問わず、誰でも、いつでも利用できる家にした。「富山型デイサービス」が 2006（平成 18）年から特別区制度になり全国展開をした。私たちの活動が国を動かした。2010 年 7 月で 17 周年を迎える。今がとっても楽しく充実している。

あったか地域の大家族
～富山型デイサービスの16年～

このゆびと一まれ 西村和美

1. このゆびと一まれとは

- ・ このゆびと一まれのきっかけ
- ・ 赤ちゃんからお年よりまでみんないらっしやい
- ・ 「畳の上で死にたい」というお年よりの願い
- ・ 有償ボランティアとして働く知的障害者

2. 行政との関係

- ・ 開設当時（平成5年）
- ・ 在宅障害児（者）デイケア事業（平成8年）
- ・ 富山県民間デイサービス育成事業の利用（平成9年）
- ・ 富山県民間デイサービス育成事業対象の緩和（平成10年）
- ・ 富山県第一号のNPO法人となる（平成11年）
- ・ 介護保険の指定業者になる（平成12年）
- ・ 富山市高齢者生きがい対応デイサービス事業（平成12年）
- ・ 「起業家育成講座」スタートする（平成14年）
- ・ 富山型デイサービス・特別支援学校連携事業（平成17年）

3. 規制の特例を活用

- ・ 富山型デイサービス推進特区事業（平成15年）
- ・ 富山型福祉サービス推進特区が規制緩和される（平成16年）
- ・ 富山型デイサービス推進特区が制度になる（平成18年10月）
- ・ 富山型福祉サービス推進特区事業（平成18年7月）
（小規模多機能型居宅支援事業）

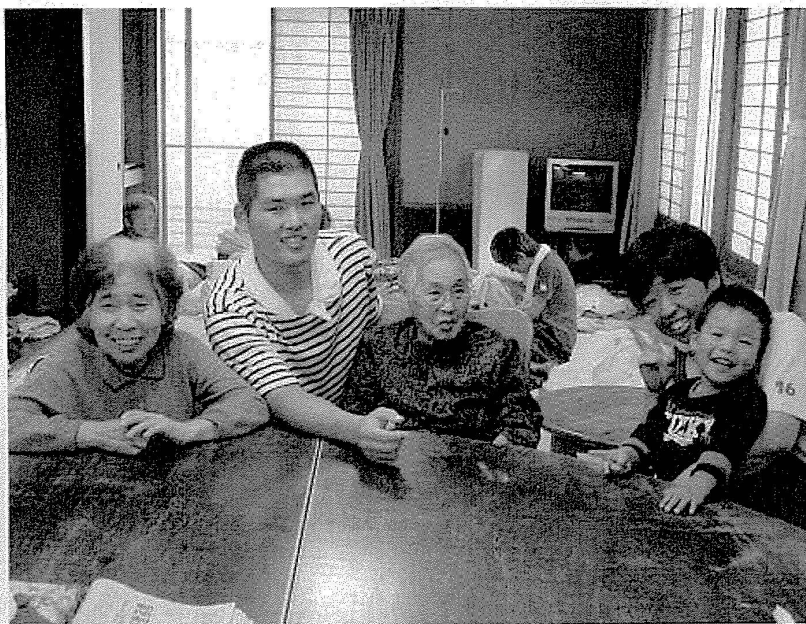
4. 新たな行政支援

- ・ 富山型デイサービス施設整備事業
- ・ 富山型デイサービス住宅活用施設整備事業
- ・ 福祉車両設置推進事業
- ・ 富山型デイサービス施設起業家育成講座
- ・ 富山型デイサービス施設職員研修会
- ・ 富山型デイサービス シンポジウム開催事業
（地域共生ホーム 全国セミナー）

他

特集

富山型デイサービスの未来を考える



家庭的な雰囲気「このゆびと一まれ」

施設では、本人と家族が望むなら看取りまで行っています。「死は身近ではなく、病院にゆだねることが多くなりまし。だからこそ施設で、体が不自由になったり認知症になったお年寄りを介護している様子や、

死んでいく様子を子どもたちに見せることが大事だと思います。すると、人間には限界がある、順番に死んでいくのだと分かります。お年寄りにとつては身近に子どもがいてうれしいし、子どもにとつては若いやろが身近

それが富山型のいい点だと思います」

施設には障害児もいます。彼らと一緒に遊び、育った健常児は、障害児を特別な人であるとは思いません。

「中学生や高校生が初めて障害児に出会うと、「こわい」「かわいそう」「何をしゃべったらいいのかわからない」と言い、特別視します。でも小さい頃から体の不自由なお年寄りや障害児に囲まれて育つと、ノーマライゼーションを教えずとも五感で体得します」

地域に生きる喜び

現在、障害児は養護学校のほか、希望したら地域にある一般の学校にも入ることが出来ます。

養護学校にはマンツーマンで学べる良さがありますが、地域の学校に入る良さもあります。

「障害児を地域の学校に入れたあるお母さんは、「子どもが夏休みにランオ体操をサボっていたところ、近所の子が出て来いと呼びに来ました。養護学校へ行っていたら、呼びに来てはく

れなかったと思います」と言っていました。地域の学校に通っていたからこそ、健常児と友だちになれたのです。それが地域に生きることです。住宅街にあり、小規模で行っている富山型が地域共生を担っていると思いませんか」

今後の課題

県の支援で富山型の養成講座が始まり、その実践者が多くなってきました。しかし事業所が増えて、そこで働く人が増えてくると、職場環境や労働条件の整備、福利厚生充実、それに消防設備の整備等も課題になってきます。

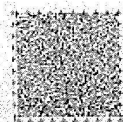
もちろん、人を残かっている仕事なので、最善の努力を払っていますが、建物や資金面も脆弱な状態で始めた富山型ですので、国・県の行政関係の支援に加え、社会福祉協議会等民間の福祉団体と一緒に、地域福祉を作り上げる体制が望まれます。

惣万さんには、全国チェーンを作りませんかというプランが持ち込まれますが、断っています。

「事業を広げることが私の夢ではありません。富山型デイサービスの理念の一つはトップが現場で働くこと、つまり目の届く範囲で仕事をしなさいという事です。一人ひとりにいい介護を提供し、それに地域を巻き込んでいくことが大事だと思います」

今年10月には明日町で、東京の女性2人が富山型デイサービスの施設「かえるの予」を開設しました。町当局も地域の人たちも期待し、支援しています。

「地域のニーズを一番良く知っているのは、各市町村の社会福祉協議会と地域包括支援センターです。一つの家族に認知症の高齢者と障害児がいた場合、それぞれにケアマネージャーが付きますが、ご家族のことをもっとトータルに考えるべきです。市町村社会福祉協議会と地域包括支援センターには脱線制りとして、富山型を推進して欲しいと願っています」



特集

富山型デイサービスの未来を考える

赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、一緒に身近な地域で福祉サービスが受けられる富山型デイサービスが注目されています。その現状と課題を、NPO法人デイサービス「このゆびと一まれ」の理事長・惣万佳代子さんに聞きました。



講演する石井健知事

富山型地域福祉の推進

去る10月17日・18日、富山県庁会議場で「第4回地域共生ホーム全国セミナー」が開催されました。その中で「富山型地域福祉の推進について」と題して講演した石井隆一富山県知事は「県政世論調査では、7割の県民が住み慣れた地域での生活を希望しています。県ではその思いを実現していくために、富山型地域福祉、在宅福祉、在宅医療の推進という3つの柱に取組んでいます。県民の共生への高い意識がある中、年齢や障害にかかわらず誰もが地域で家族のように暮らすことを目指す富山型デイサービスを支援し、さらに普及していきたいと考えています。富山型デイサービス

は、お年寄りや障害者、児童が相互に助け合うことで、日常生活の改善や自立の促進、思いやりを身につけるといった効果を生んでいます」と県の取り組みなどを紹介しました。

富山型の広がり

惣万さんが仲間と「このゆびと一まれ」を開設したのは平成5年です。当時は高齢者、障害者、児童がそれぞれの福祉施設で福祉サービスを受けるのが当たり前と思われていました。16年経った今、富山型デイサービス施設は県内に76を数えます。県が認め、各市町村が推進したからです。

「当初、制度の弊害に気付いたのは、私たちが看護師であった面もあると思います。何しろ看護師の対象は子ども、お年寄り、障害者たちです。そんな人たちが地域においてサービスを必要としているのに接助の壁がある。行政はノーマライゼーションを叫びながら準備しているのではないかと感じていました。結局、実現に10年以上かかっています」



惣万佳代子さん

圏は16年に共生型のショートステイを制度化し、18年からデイサービスも制度化しました。3年ほど前のアンケート調査では、特別養護老人ホームなどで働く職員の多くが富山型の理念に賛成と回答し、共感を呼んでいます。これからは共生型だと、滋賀、長野、愛知、徳島、熊本、佐賀と全国にも広がりを見せています。

「県厚生部には県外から問い合わせがあるそうです。『子どもとお年寄り、障害者がいた場合、玄関や風呂を別々にしなくてもいいのですか』と。これに対して県は『もしあなたの家に認知症のおじいちゃんや障害児、赤ちゃんがいたとして、玄関や風呂を別にしますが』と伝えると、県外の方が感心します。富山型の理念は当たり前だと浸透してきました」

ノーマライゼーションの体得

朝「このゆびと一まれ」の前に幼稚園バスが止まると、子どもが大声で泣きます。そのとき「9じやい」となだめるお年寄りもいれば、「うるさい、黙れ」と怒るお年寄りもいます。惣万さんは「これは生活の場なので、どちらも自然でいいと思っています。今の子どもたちは両親や祖母に怒られたことがないのかもしれないね。真剣に怒るためには愛情とエネルギーが要ります。そんな父親のような役割がデイサービス施設にあってもいいのではないのでしょうか」と言います。



福祉作文の最優秀作品コーナー

前回に引き続き、今回は、高校生の最優秀作品を紹介します。

高校生の部 最優秀作品

『このゆびと一まれ』

石動高等学校三年 大谷 奈緒

私は今年の夏、『富山型デイサービス』という形の福祉に出会った。

「だいたい」と入り、「お帰り」と迎え入れてくれる、利用者にとって第二の家とも言つべき場所が富山県にはあった。

私が訪問した施設は、十四年も前から富山型デイサービスが始めている。大きな一軒家に『このゆびと一まれ』と書かれた小さな看板が立っていた。私が中に入ると、椅子に座り新聞を読んでいたお年寄りが挨拶をしてくださり、子どもが別のお年寄りに絵を褒められて笑顔を見せ、女の子が手話を使って職員の方と話をしていた。これが『富山型デイサービス』である。高齢者から子ども、障害を持った方が、一緒に過ごし、同じ時間を共有している。

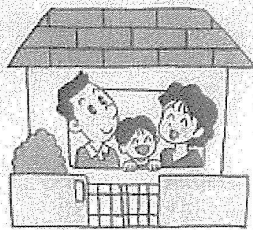
私に何かできることはないかと問い、職員の方に何をしたら良いのか尋ねると、「何もしなくていいです。」「とおっさし答えられた。」「ここは施設というより、家。でありたいと願っているの、ただ利用者の方の隣にいて下さい。」「

まさにノーマライゼーションの理想の姿がこの国にはある。

と感じた。利用者や職員、高齢者と子どもと障害者の方の間に壁がなかった。おいしそうにご飯を食べる子どもを孫を見る様に見つめるお年寄り。一緒に折り紙をするボランティアの方々と障害者。彼らは二十名近くの大家族であると言えた。そこに『福祉』という言葉は感じられなかった。あるのは「笑顔」と「言葉」と「絆」であった。利用者の方が笑えば、職員の方も笑う。職員の方は利用者の方によって仕事の喜びを見つけ、利用者の方は職員の方によって生きがいを見つめる。ごく自然に『相互支援』が成り立っている。

私は、ハンディキャップを持つ人も持たない人もお互いに前を向き、生きていくためには、新しい福祉である『富山型デイサービス』は極めて有効であると考える。

『このゆびと一まれ』という呼びかけを必要としている沢山の人が「だいたい」と入ることができる施設が富山県はもろろん全国的に増えていくことを私は願ってやまない。



地域共生ケアの実際 ～はなのいえ(兵庫県姫路市)～

*****講師プロフィール*****

名前：内海 正子（うつみ まさこ）

所属：特定非営利活動法人 はなのいえ（兵庫県）理事長

18歳で結婚、26歳で5人の母親になり、子育て奮闘中の私が介護の世界に足を踏み入れたのは、父が認知症になったことがきっかけでした。ヘルパーの講習に行き、もっと深く知りたいと思い専門学校へ入学。在学中に「このゆびと一まれ」を知り、兵庫県にあると思っただけでなかったため、卒業した翌年、「はなのいえ」を開設しました。認知症のお年寄りや障害を持つ人たちと関われば関わるほど、この仕事を始めて良かったと感じます。

富山型デイサービス(地域共生ケア) はなのいえ

理事長 内海 正子

今年で7年目！！兵庫県で初めて「富山型デイサービス(地域共生ケア)」はなのいえを立ち上げた時は、「富山型デイサービス」？・・それなんですか？・・って言われることもありましたが、今では知って下さる方も増え、全国から「富山型(地域共生ケア)」に関心のある方や立ち上げてみたいと思う方が見学に来られるようになりました。必ず質問されるのが「どうして富山型(地域共生ケア)をやろうと思ったんですか？」という言葉です。「それしか思いつかなかったから・・」と言うのが正直な答えです。介護の世界を殆ど知らなかった私には、“富山型”が当りまえのように感じていたんだと思います。自分の周囲を見渡しても、いろんな人が一緒にいるからこそ面白い気がしますし、自分自身も年を取った時に、そんな場所にいたいと思ったから“富山型”に拘ったのだと思います。

はなのいえを立ち上げて、たくさんの方の経験させてもらいましたが、障害についてこれほど勉強することになったのも、“富山型”を選択したからだだと思います。同じ障害であっても環境や対応一つで異なった状態になるため、固定観念を持って接してはいけないと思いましたし、障害の特性や対応方法をしっかり把握することで、どんな人でも同じ場所で過ごすことができるなど、高齢者だけのデイサービスでは考えないようなことも学ぶ機会を持つことができました。高齢者が麻痺や認知症など様々な状態になった時、これを障害と呼ぶないのであれば、障害も特性と考えれば、高齢者・障害者と区別する必要があるのか疑問に思います。

障害があってもなくても同じ場所で過ごす共生ケアは、人が人と関わる最も当りまえのことだと思います。お互いに支え合い共に生きるケアが、当り前に地域に点在するようになればと思っています。

“これがやりたい”と言う思いが一番大切だし、絶対に曲げない信念を持って一生懸命やっていると、気がつけばネットワークが広がり仲間が増えて、困った時もお互いに助け合うことができます。まずは、第一歩を踏み出す勇気が必要ではないでしょうか。



はなのいえのあゆみ 「立ち上げのきっかけから現在まで・・・」

1997（平成9）年10月	父が認知症であることを知らされ、老健に入所となる（当時は、痴呆症） 介護の世界との出会い
2000（平成12）年12月	2級ヘルパー取得
2000（平成13）年4月	専門学校入学 「このゆびとーまれ」を知る
2003（平成15）年3月	卒業
4月	富山型企業化育成講座に参加 毎月1回6ヵ月間 富山へ 『富山型デイサービス』を立ち上げる準備を開始
2004（平成16）年2月	はなのいえ 開設
3月	NPO法人格取得
4月	介護保険指定申請
5月	指定通所介護事業所としてスタートする 同時に自主事業として、幼児・障害者(児)のデイサービス・お泊まりなども開始する。 利用者第一号は、特養にいた実父 障害児の実費での利用希望者がドンドン増えていく
10月	利用者の負担が少なく利用できるように、支援費でのデイサービスの利用ができるように、市の障害福祉課に相談に行き、課長から前向きに検討していくとの返事を頂く。 利用者のご両親からも市に対して、要望していたこともあり、少し時間はかかるが成立するであろうとの答えを頂く。
2005（平成17）年1月	支援費事業による指定を受ける。 知的障害者デイサービス 3名 身体障害者デイサービス 3名 児童デイサービス 7名（就学前児童 2名 ・ 就学児童5名）
7月	障害児の放課後支援として、タイムケア事業の指定を受ける。
10月	居宅介護支援事業の指定を受ける
2006（平成18）年8月	第1回チャリティバザー たくさんの方に、はなのいえ(富山型デイサービス)を知ってもらうために始める。 集まった募金等で、看板を作る
9月	利用者さんが始めて亡くなる。スタッフ全員でお別れをする。
10月	障害者自立支援法に制度が変わり、身体・知的のデイサービスの定員の規定が20人以上となったため、児童デイサービスのみ続けて指定を受ける。
11月	訪問介護の指定を受ける
2007（平成19）年4月	第2回チャリティバザー
11月	惣万さんが、来て下さる。
12月	利用者さんが増えたため、はなのいえ増築。
2008（平成20）年1月	初めて看取りを行う
4月	アルツハイマーが進行し、あらゆる手を尽くしたが、飲み込む事ができなくなり、とうとう胃ろうを決意するに至る。
8月	肺炎のため利用者さん亡くなる
11月	第3回チャリティバザー
2009（平成21）年2月	実父、はなのいえにて永眠する
4月	99歳(はなのいえの最高齢者)永眠される

- 2日後、家族・スタッフに見守られ、昨年胃ろうにされた利用者さんが永眠される。
- 6月 惣万さん・溝口さん・瀬川さん・厚生労働省の方にもお越し頂き、姫路でフォーラムを行う。その事をきっかけに、西播磨地区で“介護を考える会”を立ち上げる。
- 8月 利用者さんが、一度に亡くなったことで、最も苦しい経営となりましたが、フォーラムを行ったことで、はなのいえへの理解が深まり、利用の問い合わせが増える。
- 9月 3か月前に脳内出血で入院となり、暴力・徘徊など問題行動から退院を迫られていた、男性利用者さんがはなのいえの利用を開始。妻が暴力を恐れていたため、はなのいえの泊まりを利用しながら、利用者本人の「家に帰りたい」と言う気持ちを重視し、ほぼ毎日、日中スタッフが自宅に付いていく（逆デイ）を行うこととする。このことで、次第に暴力も軽減し穏やかになられ安心して矢先に、はなのいえで急死される。
- 11月 第4回チャリティーバザー開催
- 12月 “はなのいえ”という名前の由来は、うちの愛犬が“はな”だったことですが、その“はなちゃん”が永眠しました。14歳8カ月でした。

はなのいえの一日は、こう流れる・・・

6:30 起きて来られた方から順次朝食（無理に起こさない）

8:00 引継ぎ 掃除

8:30 高齢者 自宅迎え

9:00 入浴開始

12:00 昼食

14:30 児童 各種学校 迎え

15:00 おやつ

16:00 高齢者 自宅送り

16:30 児童 プログラム開始

17:00 児童 プログラム終了・片付け・帰りの準備

17:30 児童 自宅送り

夕食の準備

18:00 帰宅される高齢者のみ夕食

片付け・ベッド・布団の準備

19:00 高齢者 自宅送り

泊りの高齢者 夕食

19:30 口腔ケア・トイレ・パジャマに更衣

20:00 寝たい方から就寝

21:00 夜勤出勤 引継ぎ

午前中は、お年寄りの入浴を主に行い
希望があれば、買い物に行ったり、散歩・
畑に行ったりして のんびり過します。
時々 幼児も来ます・・・

この時間からは、児童がやってくる
ので、戦争です!!

夕方からは、
送迎ラッシュ!!
16時～19時は、
バタバタです

どうかお静かに・Z
Z・・・Z・・・



- 1, 目的
- 2, どう支えていくのか
- 3, 人材の確保
- 4, 資金
- 5, 助成金
- 6, 地域性

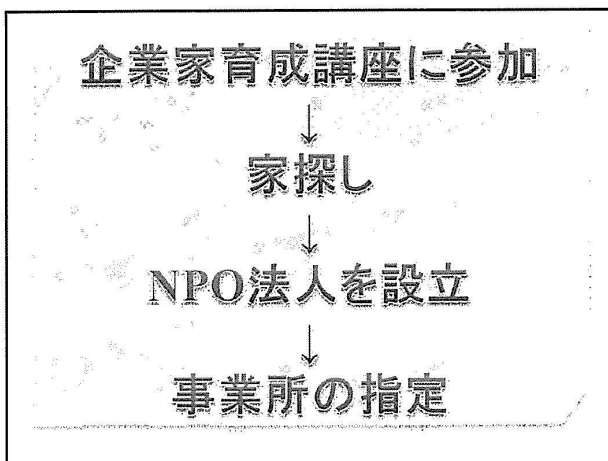
きっかけ・・・
富山型に出会い・・・
富山型しかないと思い・・・
ないのなら → 創ろう

富山型が認知されていない・・・

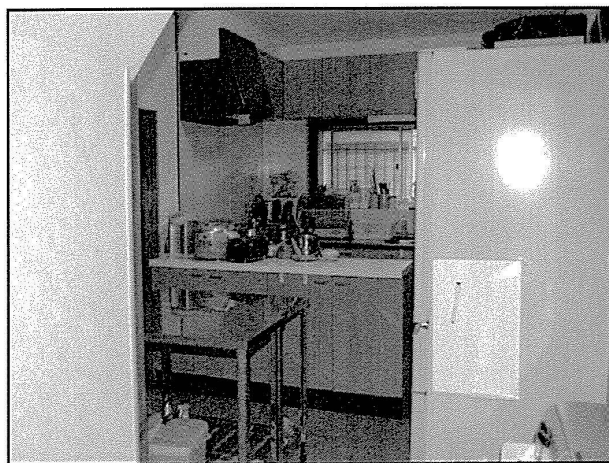
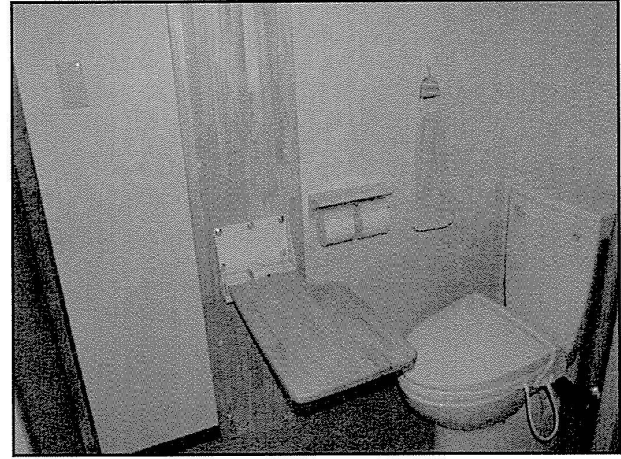
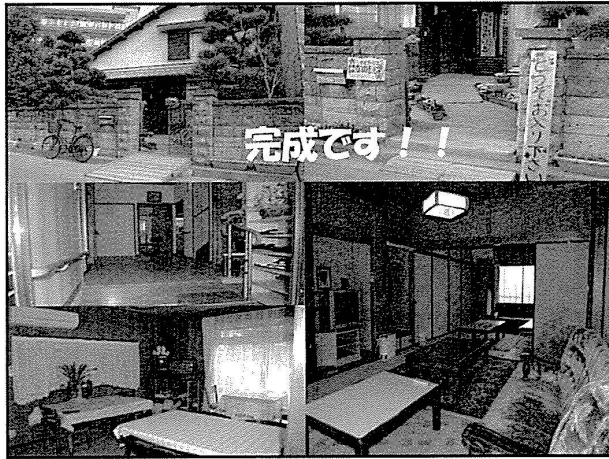
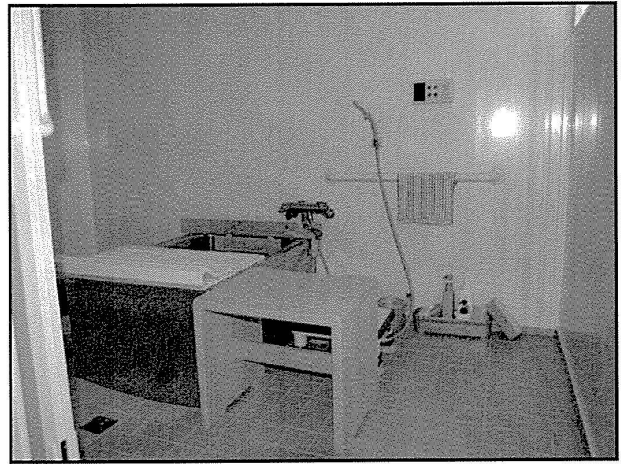
行政 ⇒ 反対
周りの事業所 ⇒ 反発

惣万さん・西村さんに相談

とりあえず → 介護保険から



兵庫県 初の
富山型デイサービス
はなのいえ
2004年 立ち上げ



2005年1月...
ご家族 = 姫路市障害福祉課
支援費で...
身体・知的・児童デイサービス
指定事業所

はなのいえ で行っている事業

介護保険事業

- 指定通所介護事業所 平成16年5月1日指定 兵庫県2874002773号
- 指定介護予防通所介護事業所 平成18年11月1日指定 兵庫県2874002773号
- 指定訪問介護事業所 平成18年11月1日指定 兵庫県2874004241号
- 指定介護予防訪問介護事業所 平成18年11月1日指定 兵庫県2874004241号
- 居宅介護支援事業 平成17年10月1日指定 兵庫県2874003649号

障害福祉サービス事業

- 指定児童デイサービス 平成18年10月1日指定 兵庫県2814000879号

地域生活支援事業

- 日中一時支援(タイムケア)事業 平成18年10月1日指定 姫路市2864000597号

自主事業(実費)

- ショートステイサービス・ナイトケアサービス・乳幼児の一時預かり

はなのいえの1日

6:30	起きて来られた方から順次朝食 (無理に起こさない)
8:00	引継ぎ 掃除
8:30	高齢者 自宅迎え
9:00	入浴開始
12:00	昼食
14:30	児童 各種学校 迎え
15:00	おやつ
16:00	高齢者 自宅送り
16:30	児童 プログラム開始
17:00	児童 プログラム終了・片付け・帰りの準備・
17:30	児童 自宅送り
	夕食の準備
18:00	帰宅される高齢者のみ夕食
	片付け・ベッド・布団の準備
19:00	高齢者 自宅送り
	泊りの高齢者 夕食
19:30	口腔ケア・トイレ・パジャマに更衣
20:00	寝たい方から就寝
21:00	夜勤出勤 引継ぎ

はなのいえの目的

- 障害や年齢にとらわれるのではなく
利用者本人がどうしたいのか考える
- 個別ケアの本質
- 明日のことより、今を大切にする
- 家族と利用者との関係が保てるように
配慮し家族の介護力を維持する

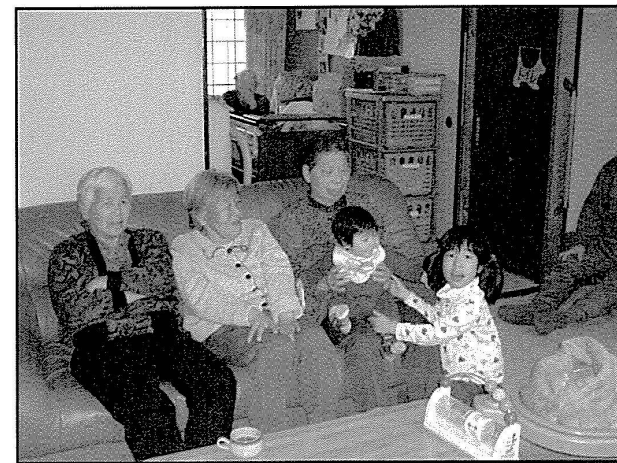


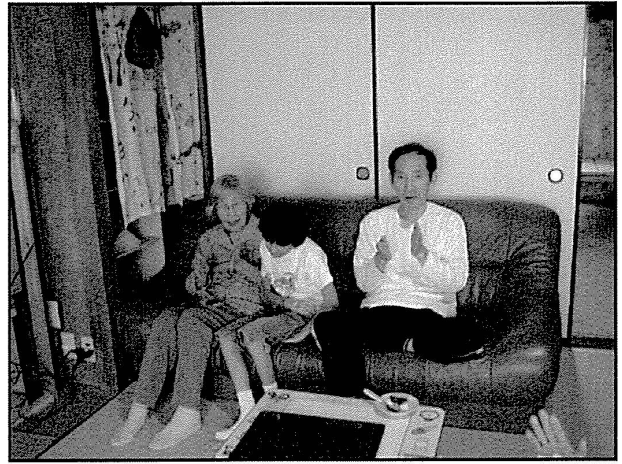
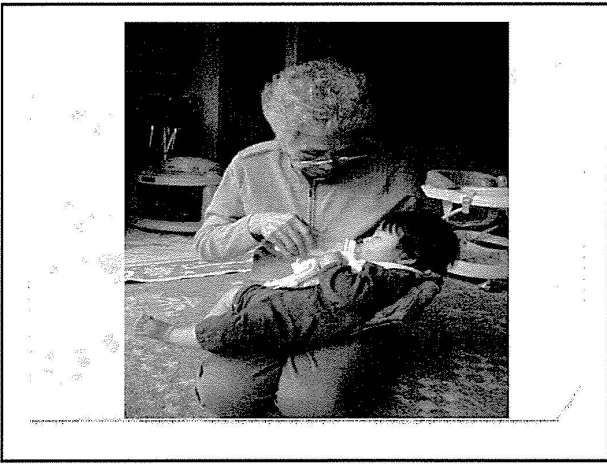
2006年12月2日 日曜

子どもが高齢者と散歩
障害児は幼児の先生役

笑顔生かす 共生の輪

障害児と高齢者 大家族、相乗効果に









地域共生ケアの実際 ～あしたばの家(広島県広島市)～

*****講師プロフィール*****

氏名： 佐藤 純子（さとう じゅんこ）

所属： ミニ介護ハウス あしたばの家（広島県）代表

現在、私は身近な人から妖怪度5と言われているが、こんな私にも普通の“嫁”だった時期があった。

1987（昭和62）年～1995（平成7）年、舅の介護をした。

私を女中のように手を叩いて呼び、夜になると引越したと、ゴソゴソとふすまを外してまわったこともあった。

文句も言わず、介護に明け暮れる“昔の嫁”だった。

途中、体を壊したこともあったが、ヘルパーの資格を取得し、じいさんの介護を踏み台にし、見事一生の仕事を手に入れた。

今となっては、あの偏屈なじいさんにも感謝している。

1998年5月にあしたばの家を開設し、丸11年、『佐藤流怪GO！（介護？）』をさせてもらっている。

みんな一緒に

あしたばの家
佐藤 純子

立ち上げ（1998年～）

介護をしてる人にゆとりを…。の思い
高齢者・障がい児（者）
障がいの有無に関係なく、誰でも…
1日3,000円

葛藤…介護保険制度施行

2000年に介護保険制度が施行されるが…。

↓
利用者に値段をつけるようなことをしたくない

↑
利用者・家族からのニーズ

「介護保険を使えばもっと回数を増やすことができる…。もっとあしたばに来たい」

介護保険制度の導入

NPO法人格の取得

介護保険制度の導入
週3回⇒週6回の営業へ

障がい児・者への対応

「障がい児・者デイサービスをしたい。」
障がい児の放課後・夏休み・行事代休

↑
行政：現在の建物では施設設備の面で
該当するものがないので認可できない。

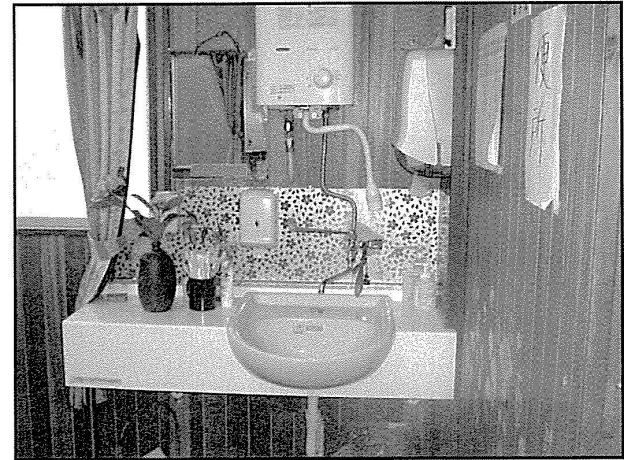
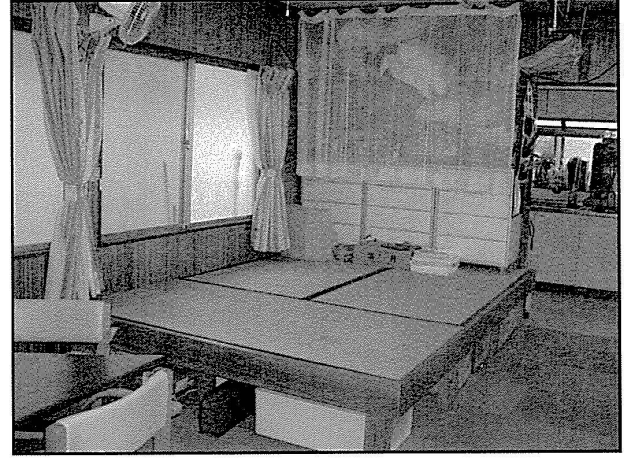
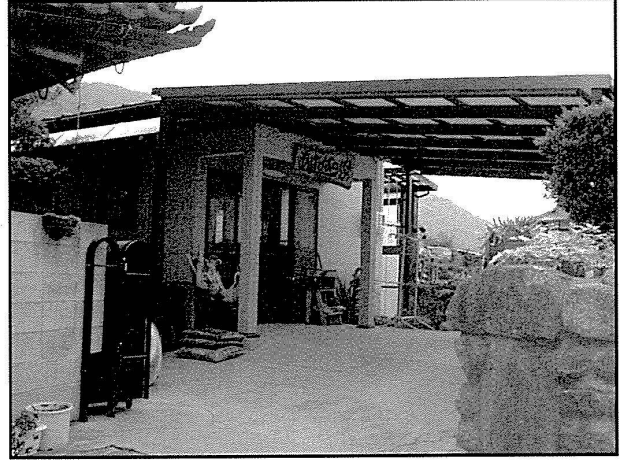
民間デイサービスの継続

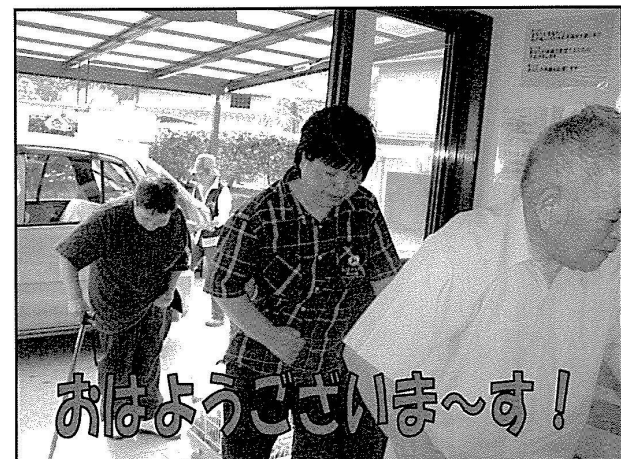
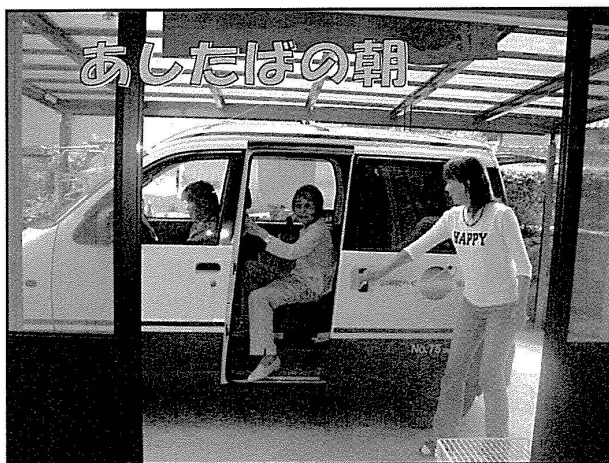
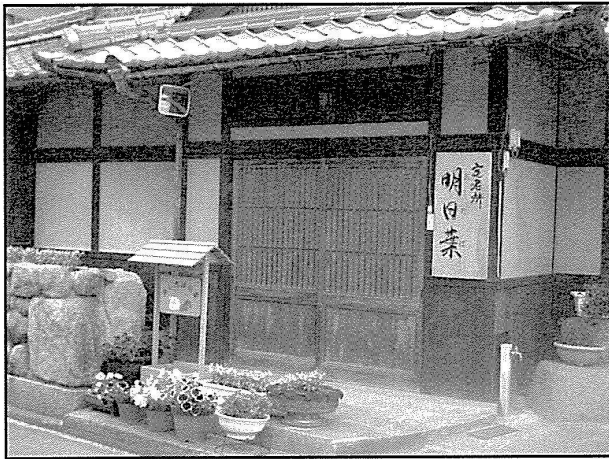
自立支援法の指定

「自立支援法が利用できないか？」
というニーズ。

↓
制度の変更

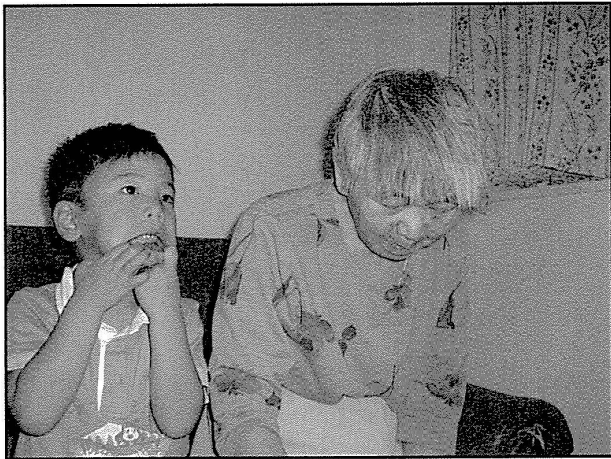
↓
2007年4月 自立支援法指定事業所となる

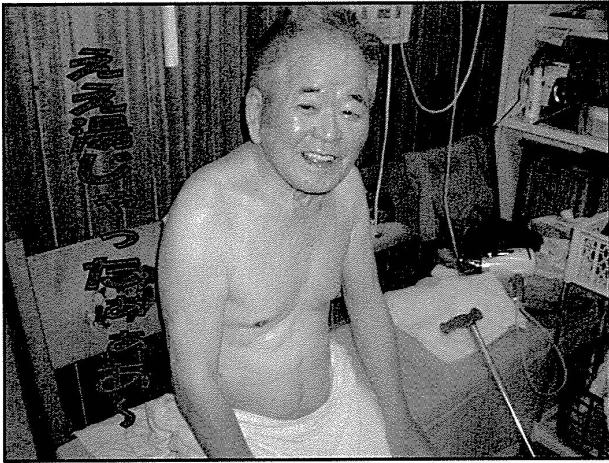


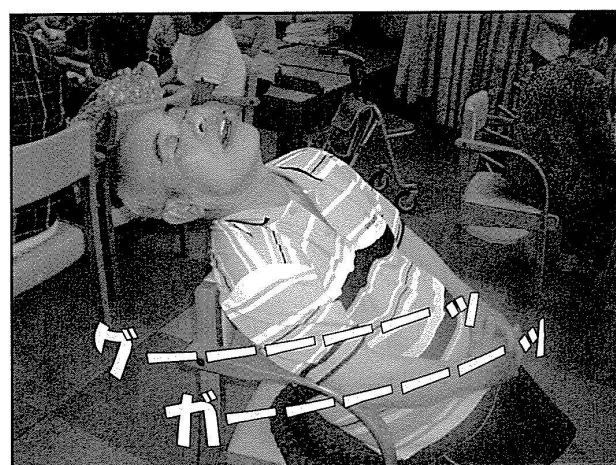


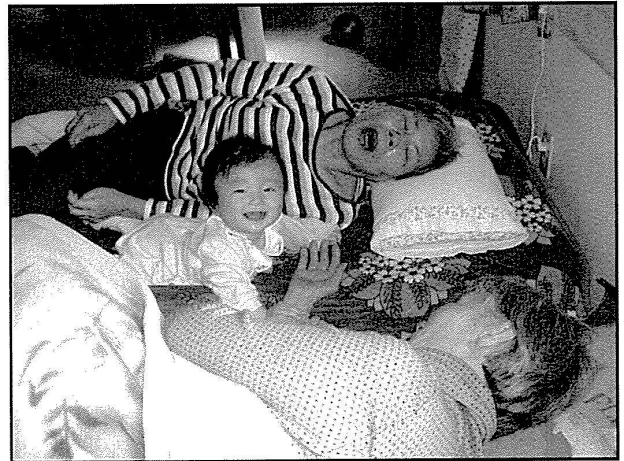


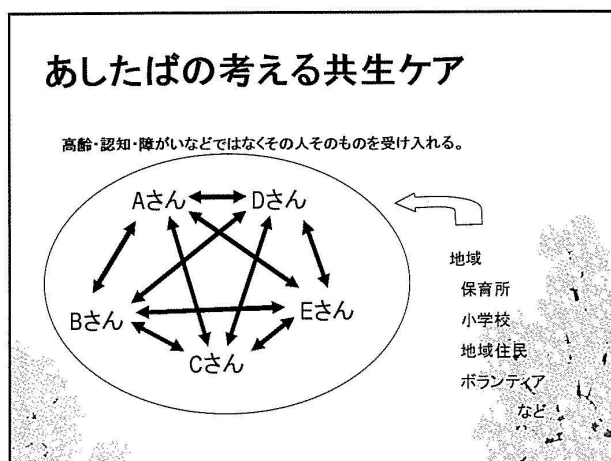
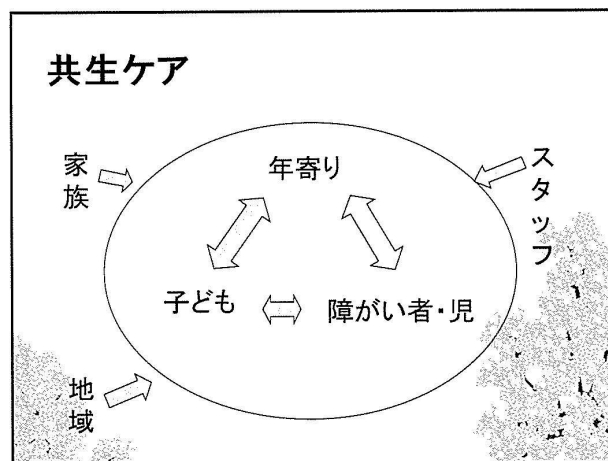


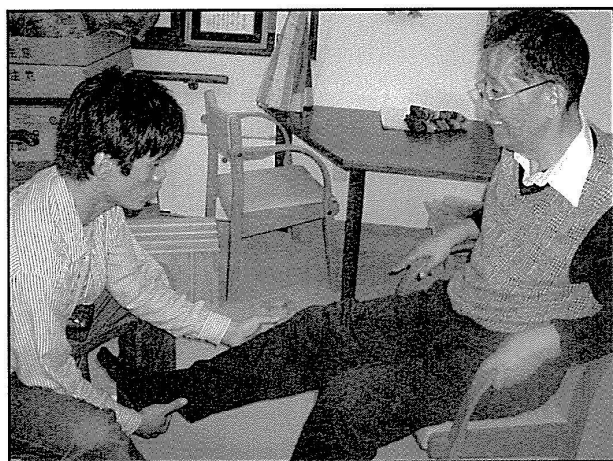
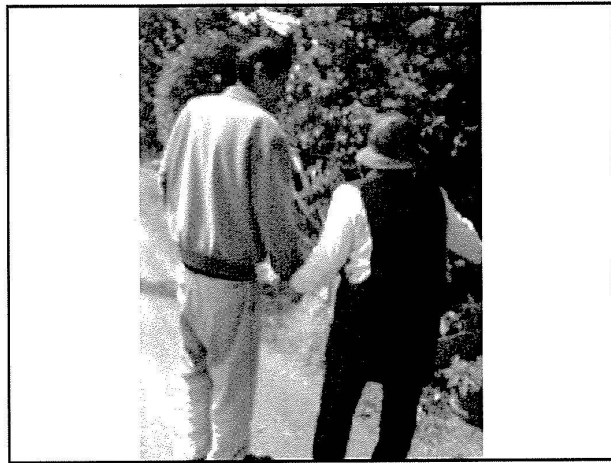
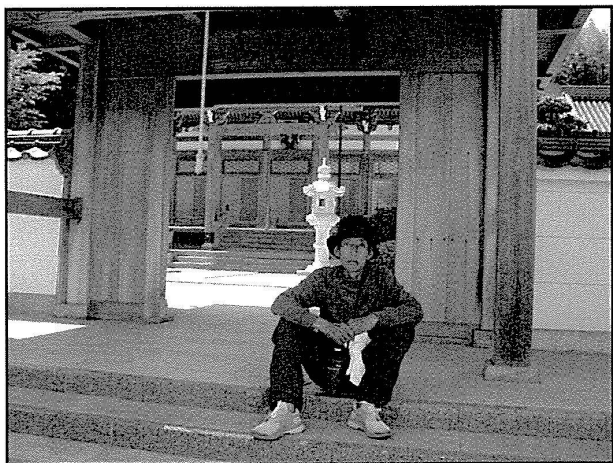


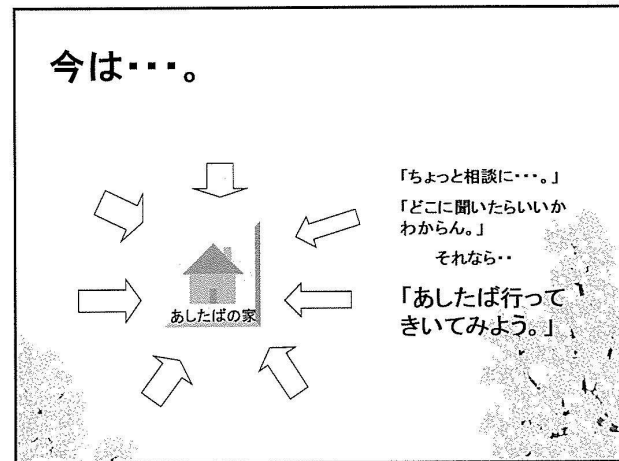
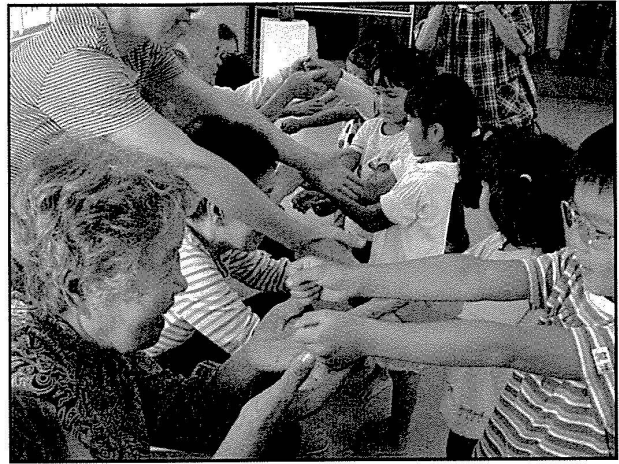
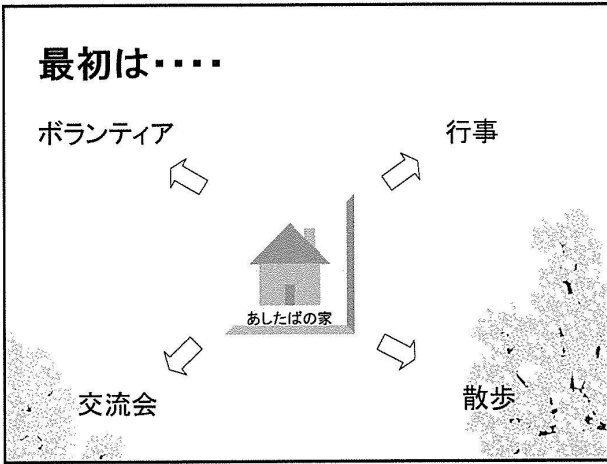


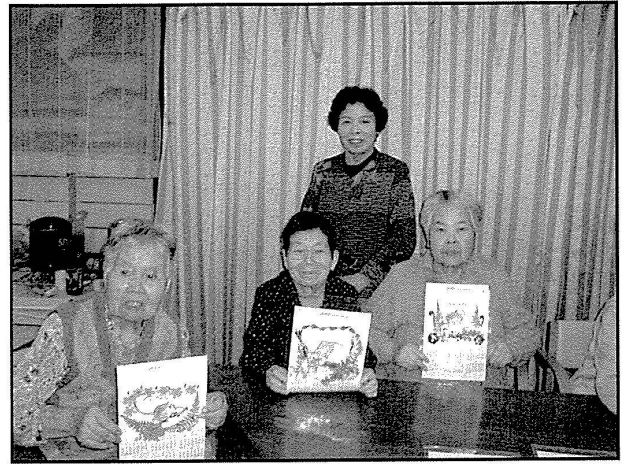
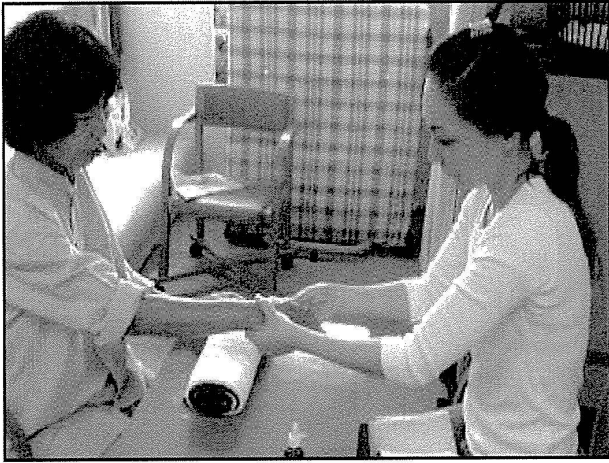












あしたばのこれから・・・。

平成21年 小規模多機能ホームおひいさん
開設。

これからも

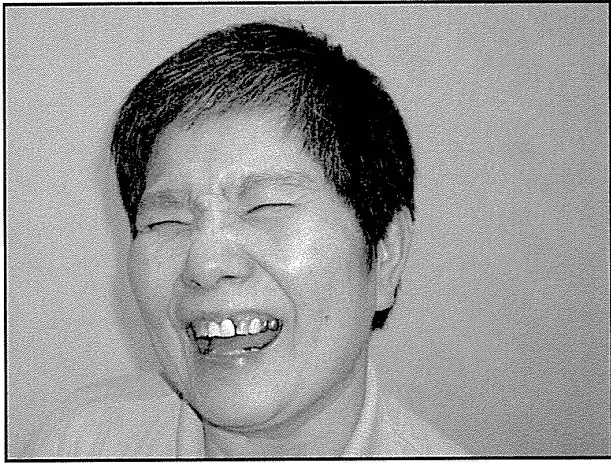
“あなたの笑顔を支えます”



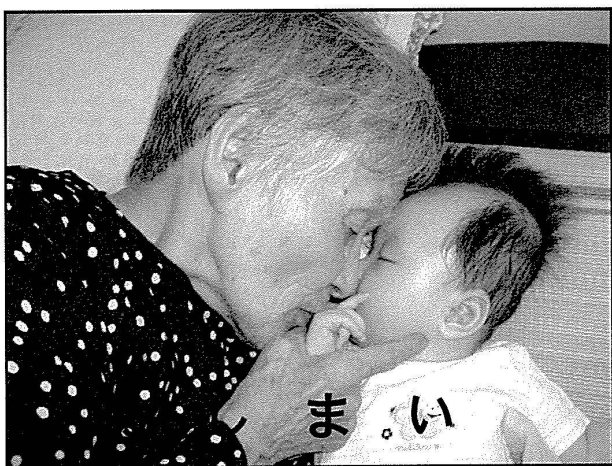
さいごに・・・

ただ、ここにいるだけで価値がある
あなたの、そして私の存在なのです。









パネルディスカッション

～地域共生の意義と行政の支援～

*****講師プロフィール*****

名前：内海 正子（うつみ まさこ）
所属：特定非営利活動法人 はなのいえ（兵庫県）理事長

8 ページをご覧ください。

名前：佐藤 純子（さとう じゅんこ）
所属：特定非営利活動法人 あしたばの家（広島県）代表

19 ページをご覧ください。

名前：藤井 裕二（ふじい ゆうじ）
所属：鳥取県福祉保健部長寿社会課高齢者施設福祉係 係長

2009（平成 21）年 4 月 1 日より現職。

名前：佐藤 真澄（さとう ますみ）
所属：山口芸術短期大学保育学科介護福祉コース 講師

病院で看護師として勤務したのち、看護大学で教員として勤務する傍ら、社会人大学院生として、日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程を修了。日本福祉大学地域ケア研究推進センター研究員を経て、2009 年 4 月から現職。

大学院生時代から富山型・地域共生ケアに関心を持ち、「このゆびと一まれ」などでの調査に参加した。関連著書は、『共生ケアの営みと支援 富山型「このゆびと一まれ」調査から』筒井書房（2005 年）。

M E M O

地域における事業所の役割

*****講師プロフィール*****

名前：池田 昌弘（いけだ まさひろ）

所属：特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）理事長

大学時代に小さな町の社会福祉協議会で修行したのち、社会福祉法人全国社会福祉協議会、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会、社会福祉法人東北福祉会「せんだんの杜」副社長（特別養護老人ホームなどの施設長を併任）を経て、地域生活サポート研究所に。2005年7月から現職。

ほかに、特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎理事、千葉県自立支援協議会委員・アドバイザー、第四次千葉県障害者計画推進作業部会委員、福井県市町村社会福祉協議会組織・事業強化分科会アドバイザー、高知県中山間介護サービス等あり方研究会・社協活動ステップアップ研究会アドバイザー。

CLCのホームページ (<http://www.clc-japan.com>) にぜひ、アクセスしてください。

M E M O

ちいさな介護の起こし方・始め方

*****講師プロフィール*****

名前：大内 俊一（おおうち しゅんいち）
所属：ライフデザイン福祉経営研究所 代表
経営コンサルタント

経済産業大臣登録 中小企業診断士
経営コンサルタント
介護保険指定事業所 有限会社ライフデザイン代表
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 監事
社会福祉法人埼玉福祉会理事

法政大学大学院修了。日本社会事業大学研究科卒。全国社会福祉協議会地域組織部を経て、中小企業のコンサルタントに転身。介護保険の導入とともに介護保険指定事業所（有）ライフデザインを設立、代表に就任。社会福祉施設経営者協議会やケアマネジャーの研修講師を務めるほか、商工会などの経済団体による創業支援セミナーで多くの創業者を輩出。特に小規模な介護事業者の創業支援に力を入れている。

◆著書

『やっぱり創ろう！ちいさな介護』（筒井書房）
『介護ビジネス進出の実務と手続きのすべて』（日本実業出版社）
『すべては「よい介護」から始まった』（筒井書房）
『福祉施設が地域へ広がる』（筒井書房）
『現代福祉施設経営革命』（筒井書房）
ほか多数

◆URL <http://www.life-d.com>
◆mail ouchi@www.life-d.com

やっぱり創ろう！〈ちいさな介護〉
起業家育成・実践講座

おおうち しゅんいち
大内 俊一

介護保険指定事業所 有限会社ライフデザイン代表
経済産業大臣登録 中小企業診断士
NPO法人CLC監事
社会福祉法人埼玉福祉会理事
ホームヘルパー2級
◆URL <http://www.life-d.com>
◆mail ouchi@www.life-d.com

- 1) 悩みは前に突き進むことでしか解決しない。
なぜなら、後退や撤退は「悩み」を深くすることだからである。
- 2) 経験的にみて、介護事業ほど起業しやすい事業分野は他にはありません
- 3) 今のお年寄りが生きた時代に比べて考えられないほど自由な時代なのだから、もっと自由に生きてもいいのじゃないでしょうか？
- 4) ほとんどのサラリーマンが夢みる「一国一城の主」が目の前にある介護事業
- 5) 自分と仲間が「良い介護」を創って日本を変える！

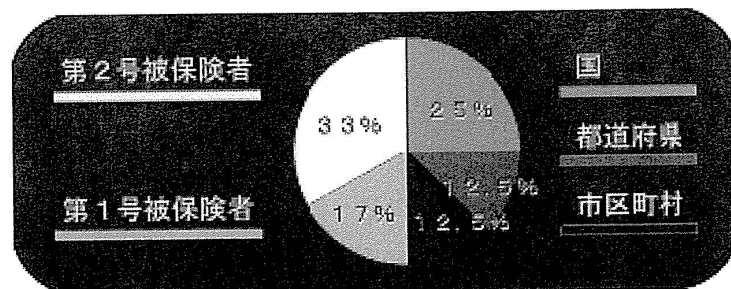
- 1) 「福祉の仕事をする＝施設に就職する」時代は終わった
- 2) 三人寄れば訪問介護ができる
- 3) 空き店舗や空き家を借りればデイサービスやグループホームも
- 4) お金はあればあるなりに、無なければ無いなりに
- 5) 介護事業で一生貫く自分の仕事を創る

- 1) お年寄りがお金を出して、仕事をした人がお金を受け取るしくみ
- 2) 利用限度額をみてどう思いますか？少ないですか？

《1ヶ月の利用限度額》

介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)
要支援 1	49,700円分	4,970円
要支援 2	104,000円分	10,400円
要介護 1	165,800円分	16,580円
要介護 2	194,800円分	19,480円
要介護 3	267,500円分	26,750円
要介護 4	306,000円分	30,600円
要介護 5	358,300円分	35,830円

- 3) 介護保険は公共事業に替わって地方を潤す。37.5%は「外貨」



- 4) 行政は産業誘致よりもグループホームに指定を出せ！
- 5) 介護事業は職場を創り雇用を創出し、地域経済を活性化する

- 1) 指定基準のハードルが意外に低いのは「ドンドン参入してください」というサイン
- 2) 役所は活用するが、役所には使われない。何度でも事前相談に行こう
- 3) 役所の文書だけでははむずかしいが、こんなに簡単な指定申請書の書き方

- 4) 申請書の受付は毎月。で、申請書が受理されれば翌々月から、さあオープン。早っ！
- 5) 介護報酬の請求も伝送ソフトで一発送信

- 1) NPO法人がいいか？株式会社がいいか？はたまた…
- 2) こんなにあるお金の問題の解決法？
- 3) 経営マネジメントを平たく言うと「やりくり」。どう遣り繰るか
- 4) 経営者も職員も利用者も一丸となった「みんなの事業所」づくりは経営のオープン化

- 1) 三大介護が終わったところから始まる「本当の介護」
- 2) 自分スタンダードの介護サービスを創ろう
- 3) 一般のサービス業とは違う介護サービスの顧客満足とは？
- 4) 介護の仕事のすばらしさをもっと語ろう！

すべては「よい介護」から始まる

実践報告

～もちもちの木(広島県広島市)～

*****講師プロフィール*****

名前：竹中 庸子（たけなか ようこ）

所属：特定非営利活動法人 もちもちの木（広島県） 代表

ボランティアコーディネーター、介護福祉士、認知症ケア専門士

1960年、大阪生まれ。

20歳の時、突発性難聴になり感音性聴覚障害になる。両耳補聴器使用。

1990（平成2）年より社会福祉法人の設立や特別養護老人ホームの開設にかかわる。

1992（平成4）年、ボランティア団体レジャーボランティア結成。

夫、竹中寛と共にレジャーイベントを行い、収益を福祉施設に寄付する活動を開始する。

特別養護老人ホームの開設ボランティアを経て、2001（平成13）年、NPO法人もちもちの木を設立、認知症の方の暮らしを支える活動を開始。広島市中区土橋町と河原町を拠点に一人を支えるケアを展開。地域のあらゆる生活課題に寄り添ううちに、気がつくと障害があっても無くても、あかちゃんから看取りまでのケアを行うようになっていた。

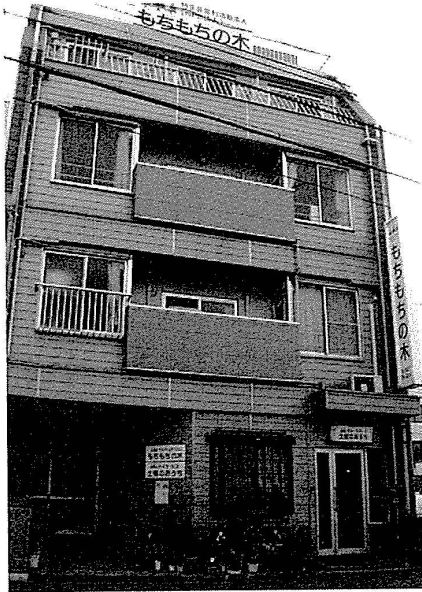
共に活動してきた夫が原発不明ガンになり、3年余りの闘病生活のち昨年、在宅にて看取る。

現在、広島市西区古江に移り住み、古田学区社会福祉協議会のボランティアをしながら、地域の様々な人の生活を支える地域交流広場「Whole mind 古田のおうち」（4月開設予定くデイサービス・グループホーム併設）のコミュニティーワーカーとして活動している。

～ 理念 ～

やさしい心～ 迷ったり 探さぬよう そばにいるよ!! ～

あなたが ふつうに くらせる しあわせ を
守って行きたい と考えています。



特定非営利活動法人 もちもちの木は、
平成13（2001）年に介護保険制度の導入と共に
立ち上がりました。
そのきっかけは・・・

前理事長 竹中 寛が、
平成2（1990）年に社会福祉法人の設立や
特別養護老人ホームの開設に携わったことをきっかけに、
平成4（1992）年にレジャーイベントを開いて福祉団
体に
寄付活動を行う団体「レジャンティア」を結成。
平成7（1995）年から特別養護老人ホームの運営に携
わる 中で、大規模施設の在り方に限界を感じたことをき
っかけに、
「私のふつうの暮らし」や「小規模で顔の見える関係を

大切にすること」を目指したことでした。

現在行っている活動内容は、

- 認知症対応型共同生活介護 グループホーム 土橋のおうち（定員：9名 ・ 平成13（2001）年11月～）
- 通所介護 デイサービス 土橋のおうち（定員：一日13名 ・ 平成13（2001）年11月～）
- 訪問介護 ヘルプステーション もちもちの木（平成15（2003）年11月～）
- 住民参加型 ふれあいサービスもちもちの木（平成16（2004）年9月～）
- 自主事業 ナイトケア デイサービス 土橋のおうち（定員：一日4～6名 ・ 平成16（2004）年9月～）
- 障害者自立支援法 居宅介護・外出支援 ヘルプステーション もちもちの木（平成16（2004）年11月～）
- 居場所づくり ふらっとホーム 河原町（平成18（2006）年11月～）
- 障害者自立支援法 日中一時支援 デイサービス 土橋のおうち（定員：一日3名・平成19（2007）年 2月～）
- 認知症対応型通所介護 共用型 認知症 デイサービス（定員：一日3名平成19（2007）年 3月～）

前理事長 竹中 寛は、
「どのケアの方法が『長生きできるか』ではなく、
どのケアの方法が『一番お年寄りを幸せにできるか、人間らしく暮らせるようにするか』を
考えていくと、おのずと最良の方法が見出せる。

「もちもちの木」 竹中庸子

認知症の高齢者が、普通の高齢者と同じようにおしゃれをして、暮らせるような居場所づくりを実現したい」と願っていました。

※もちもちの木の名前の由来

昔、小学校の教科書に載っていた「モチモチの木」(斎藤隆介著)からです。

この物語の主人公豆太は、大変な臆病者でした。
ある日の夜、大好きなおじいちゃんが病になりました。

山のふもとまで行かないとお医者様はいません。
臆病者の豆太でしたが、大好きなおじいちゃんのために、
怖い夜道を一人でお医者様を呼びに行き、
おじいちゃんは無事助かりました。

勇気は強い人だけが持っているのではなく、「優しさ」がある人も勇気が出せる
という物語です。

※グループホームの由来

グループホームの生みの親と呼ばれるバルプロ・ベック・フリス先生が「私は老年医として過去20年以上、認知症の患者を病院で治療してきました。しかしいくら薬を飲ませて治療しても一向に患者は良くなり、逆に認知症は悪化するばかりでした。その上、病院で治療するには、非常にお金も掛かる。そこで病院よりも家庭的な環境で診るほうが、認知症のお年寄りには元気になるのではないかと考えたのです」と言われています。

○その人に寄り添う・・・共感

○小規模・・・家庭的・・・密室・・・閉鎖的・・・

2つの出来事から、日赤広島看護大とITを使った研究・情報開示
日赤広島看護大とのITを使ったケアの共有を研究している

第4回認知症ケア賞を受賞

入居者の活動を可能な限り束縛せずに、いかに安全に暮らしてもらうのか。
2001年にグループホーム「土橋のおうち」をオープンして以来、スタッフと取り組んできた課題への回答が、情報技術(IT)の活用だった。

日本赤十字広島看護大と連携、ふらつき具合や、体温、睡眠時間、喜ばれたことなどをパソコンに打ち込み、データベース化した。「スタッフがケア情報を容易に共有できるだけでなく、何が良く、何が悪いのかも分析できるため、ケアの質向上につながる」と話す。

データベースをもとに、身体状況などを記した報告書を毎月、家族に送付している。「肉親が元気かや、介護サービスの様子がわかる」と好評だ。読売新聞より抜粋

○ボランティアさんが風通しを良くしてくれる

私たちの介護を検証してもらおう。

一般の方の視点で気づきを記録していただく。

○デイサービスの送迎で目にした事

- ・ヘルパーステーションもちもちの木

○在宅介護の家族の苦しみ

- ・自主事業 ナイトケア

○グループホームの方が入院・・・2人の息子は遠方・・・誰が見るの？制度の隙間？

- ・住民参加型 ふれあいサービスもちもちの木

○地域の生活課題に寄り添って・・・

- ・障害の子供を学校に迎えに行きたくて・・・

後に移動支援・日中一時支援に

- ・転勤族のママたち・・・実家が無く、子育てが大変～

中国新聞 2006年8月29日朝刊 「三世代交流笑顔咲く」

ここから、赤ちゃんボランティアに

- ・高齢出産のママ友の会 ミクシーのブログで集う

- ・ふれあいサロン 江波地域包括と共催

- ・町内の認知症の独居高齢者の支援

○いつのまにか

- ・役割は意図的に作らなくても様々なかかわりの中に・・・自然と役割が生まれていく

○その人に寄り添い一緒に新しいページを一緒に歩いていく

生活の中で最期を看取っていく

(ブログの「土橋のおうち」母の最期 横山陽子さんの手記を読んでください)

○【人材】

利用者・・・赤ちゃんから～お年寄りまでは大変??

赤ちゃん・子ども・元気高齢者・認知症高齢者・障がい者(知的、精神、身体)

ひきこもり、不登校・・・その他地域のみなさま

資格・・・保育士、教員、介護福祉士、社会福祉士、看護師、カウンセラー・・・

資格なし、ボランティア

ボランティアさん・・・毎日1～2名の方がいらしています。年間延べ約500名

何をしていくかは本人との話し合いで決めて頂いています。

○そして、お互いを認め合う・・・承認される安心感

スタッフも同じ・・・鬱、ひきこもりだったり、障がいがあっても、互いの良いところを引き出し合い協力して働いています。

○折り合う

豊かな感性の介護スタッフの育成

チームワーク

・ゆるやかに折り合いをつけよう 受容とは?

お互いがwin win で過ごせるように、

「もちもちの木」 竹中庸子

根気よくかかわろう

- ・ ケアの裏付け・科学的根拠 しっかり学ぼう
- ・ 技術 技術は日進月歩
- ・ 若い人を育てる 日本の未来がかかっている

○【モノ】

喫茶店廃業や事務所移転、地域に呼び掛けて不要な食器や寝具等寄付をしてもらうこともつながっていく一歩となる。

○【お金】

平成13年はNPOが理解できなかったため前例がないと言われ融資を受けられなかった。融資の方や親せきの好意でスタート。

広島市の場合は介護保険起業の時の助成金は基本的には無い。

助成金は起業時の介護基盤人材確保等助成金（介護労働安定センター）

トライアル雇用、実習型雇用、特定求職者雇用開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金；若年者等正規雇用化特別奨励金、介護未経験者確保等助成金、高齢者雇用開発特別奨励金等

日本財団

募金活動・・・共同募金

寄付活動・・・関係者、

夢基金・・・預かり金（一時的に借りて一定期間後は返済、利息なしが多い）

会費・・・趣旨に賛同していただく会員

○【場所】

場所探しには苦労した。

思いを理解して下さる建築会社や不動産屋さんとの出会い。

私の能力をはるかに超えた事、協力者と出会うしか道はなかった。

○そして優しい心のまちづくりを目指して・・・

西区古江に移り住む、地域のニーズを把握しながら、地域の人の手で創られた拠点！古田交流プラザ（古田学区社会福祉協議会と6つの町内会）でボランティアとして活動。

「古田のおうち」中庭のある地域交流スペースにグループホームと障害の方と高齢者のデイサービスを併設した拠点づくりを地域の方と共に・・・

この町に生まれて最後まで暮らすには・・・

共生ケアでつながっていく社会の再構築。

赤ちゃんからお年寄りまでがつながっていく・・・

地域で生まれ地域で看取られる

これからも、優しい心を大切に小さな活動を続けていきたい。

○ご清聴ありがとうございました

質疑応答&フリーディスカッション

*****講師プロフィール*****

名前：大内 俊一（おおうち しゅんいち）
所属：ライフデザイン福祉経営研究所 代表
経営コンサルタント

40 ページをご覧ください

名前：竹中 庸子（たけなか ようこ）
所属：特定非営利活動法人 もちもちの木（広島県） 代表
ボランティアコーディネーター、介護福祉士、認知症ケア専門士

44 ページをご覧ください

名前：池田 昌弘（いけだ まさひろ）
所属：特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）理事長

38 ページをご覧ください

M E M O

Lined area for writing the memo content.

平成 21 年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業
地域共生ケアの普及促進に係る調査研究事業報告書

発行日：平成 22 年 3 月 31 日

編 集：地域共生ケアの普及促進に係る調査研究委員会
宅老所・グループホーム全国ネットワーク

発 行：宅老所・グループホーム全国ネットワーク

宮城県仙台市青葉区木町 16-30 シンエイ木町ビル 1 階

TEL：022-727-8731 FAX：022-727-8737